

市谷議員 要望項目一覧

令和3年度当初予算

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《緊急要望》</p> <p>【新型コロナ対策】</p> <p>1. 十分な補償と、医療・検査の抜本的拡充を行うこと</p> <p>(1) 医療・福祉施設への検査等の抜本的強化と、医療機関・保健所への支援に全力をあげること</p> <p>①医療機関・福祉施設への「社会的検査」を実施すること</p> <p>○医療・福祉施設でのクラスターの発生を防止する検査は、重症化を減らし、医療への負担を軽減する上で決定的に重要である。これら施設職員や利用者への定期的な「社会的検査」を、県の責任で行政検査として実施をすること。調整費を活用し県1/2補助で社会福祉施設等の検査を支援することは評価できるが、1/2の施設負担は重く、実施されない可能性がある。県が全額補助するか、市町村が追加支援すること。また医療従事者への検査は、現在病院が全額負担して実施しており、県の補助事業の対象となるようにすること。</p> <p>○「社会的検査」が保健所の負担とならないよう、医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所などが、民間機関も活用した「自主検査」を定期的に行い、その費用を県や国が負担するしくみをつくること。また「社会的検査」は、新型コロナの診療・検査を行っている病院に委ねると、負担が更に大きくなるため、別に東部・中部・西部に検査センターを作って検査分析をすること。</p> <p>○他自治体での「社会的検査」の実践に学び、鳥取県の取り組みに生かすこと。(例：東京都世田谷区では309施設5421人検査し、無症状者55人の陽性者を確認し、拡大を抑えている。例：琴浦町では無症状の医療・薬局・介護職員に令和2年12月1日～令和3年2月28日までPCR検査実施)</p>	<p>無症状でリスクの低い者に対する一斉検査は、将来的・継続的に感染していないことを証するものではないため、本県では陽性者が1人でも発生した場合に医療機関や社会福祉施設への一斉検査を行うこととしている。</p> <p>なお、1月臨時補正予算において、社会福祉施設等が自主的に行う職員等のPCR検査等に要する経費に対して補助する事業を創設したところである。</p> <p>また、検査の依頼先候補については、民間検査機関を含め情報提供している。</p> <p>・【1月臨時補正】社会福祉施設等における新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金） 30,000千円</p> <p>・社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業 50,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○「行政検査」に係る費用の半分が自治体負担となっていることが、検査拡大の障害となっており、国が全額負担するよう求めること。また国の通知では、「社会的検査」の公費負担は可能となっているが、実際には使えておらず、「行政検査」と同等の扱いができることを明確にするよう国に求めること。</p>	<p>本県では、陽性者との接触が心配される方など無症状者を含め国の基準よりも幅広く検査を行っており、行政検査の自治体負担が検査拡大の障害となっているような事実はない。</p>
<p>○介護・障がい者・保育施設で従事者に陽性者が発生した場合、体制が維持できるよう、人的・財政的支援を行い、利用者の福祉サービスが途絶えないようにすること。</p>	<p>介護・障がい者施設従事者に陽性者が発生した施設に対しては、当該施設に対する関係団体からの応援や市町村の協力も得ながら、適切にサービス提供を継続するための体制を構築しているほか、当該施設に対する財政的支援制度も整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設の新型コロナ対策支援事業（鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業） 18,000千円 ・障がい者施設の新型コロナ対策支援事業（鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業） 15,190千円 <p>保育施設におけるサービス体制の維持については、保育の実施主体である市町村において、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対策がとれるよう検討されているほか、県においても、保育施設等が行う環境整備（保健衛生用品の購入等）に対する財政的支援制度も整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 141,453千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②感染震源地（エピセンター）への「面の検査」について、県として戦略をもつこと</p> <p>○県内でも、感染経路不明者や、無症状感染者が増加している。感染拡大防止には、感染震源地がどこにあるのかを明らかにし、大規模・集中的な検査を行うことが必要である。「クラスター対策」や感染確認があった時に集中的に検査するやり方は、感染が少し下火になると検査も減らすことになり、新型コロナ特有の無症状感染者を見逃し、感染を抑え込むことができない。例えば、感染者が集中して出ている地域や自治体などを指定して面的に検査するなど、県として無症状者の積極的把握が可能となる、検査戦略を確立すること。</p>	<p>本県では、陽性者との接触が心配される方など無症状者を含め国の基準よりも幅広く検査を行っている。陽性者が確認された場合は、直ちに行動歴を聞き取って、濃厚接触者のみならず、感染が発生した施設の入所者全員など、幅広く接触者の対象を広げて行政検査として無料で検査を実施している。それにより、2次感染、3次感染を抑え、県内での感染拡大を防いでいるところであり、引き続き、この体制により感染防止拡大に努める。</p>
<p>③「濃厚接触者」に限定せず、感染リスクのある接触者を幅広く検査すること</p> <p>○厚労省は、「感染者がマスクを着けて接触した人は『濃厚』に該当しない」など、「濃厚接触者」の範囲はかなり限定的にしつつも、接触者についても広く行政検査の対象とすることを可能としている。鳥取県は当初から一貫して「接触者」も含む広い対象者で積極的疫学調査を実施しており、この立場を堅持すること。</p>	
<p>④自覚症状を訴えている方には、速やかに検査を行うこと</p> <p>○県が発表する感染者の経過報告を見ると、いまだに自覚症状を訴えて医療機関にかかった方であっても、即座に検査が行われていない場合がある。早急に改善するよう関係機関に徹底すること。</p>	<p>発熱等の症状のある方に対する検査については、基本的に医師の判断によるが、12月17日の新型コロナウイルス感染症医療関係者協議会において、積極的な実施を改めて働き掛けている。</p>
<p>⑤病院でのPCR検査の検体採取は、必ずしも医師でなくてもよいことを関係機関に周知徹底すること。（検査に医師の手がとられると、他の診療に影響するため。）</p>	<p>病院での検体採取は、各医療機関の体制や方針に応じて医師や医師の管理下で看護師、臨床検査技師等が対応しているものと認識している。医師しか検体採取できないと誤認している医療機関があるのであれば個別にお知らせしたい。</p>
<p>⑥医療機関・介護事業所等への減収補填と、医療・福祉従事者への慰労金を拡大すること</p> <p>○新型コロナ患者に対する病床と人員を確保するためには、地域全体の医療体制を強化することが必須である。もっとも迅速に医療従事者の人件費を保障し、医療機関の経営を支える施策が減収補填である。医療崩壊を防ぐため、国に引き続き医療機関への減収補填を求めると同時に、県としても実施を決断すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響を受ける医療機関を支援するため、空床確保単価や診療報酬の引き上げ、院内感染対策設備への支援、院内感染等に伴う休業補償制度の創設、物品の確保・支給など、国及び県において様々な支援を実施しているところである。</p> <p>受診控えによる外来通院者の減少などで減収が生じていることも踏まえ、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うことについて、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望しているところ。</p>
<p>○小児科は3割も患者が減り、検査を増やして収入を増やそうと努力しているがそれでも追いつかない。減収補填を実施すること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○発熱外来診療体制確保支援補助金は、患者1人13447円で、7時間で20人分、2時間で5.7人分という上限があるため、十分な収入保障とならず、医療機関の意欲をそぐことになっている。保障上限を超える部分は、患者人数に比例して補助金を出すこと。</p>	<p>発熱外来診療体制への支援については、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給など、医療機関のインセンティブにつながる支援を追加するよう、全国知事会等を通じて国に要望している。</p>
<p>○一度きりとなっている医療機関や介護・障害者施設への慰労金を再給付し、これまで慰労金の対象外であって、感染リスクが高い、薬局や児童福祉事業所（病児保育、保育・幼児教育施設、学童保育など）も、県独自にでも慰労金の対象とすること。</p>	<p>医療機関や介護・障がい者施設への慰労金は国制度であり、再支給については国において適切に判断すべきと考える。</p> <p>薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担っているが、薬局でのクラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なるとの考えから、国の制度においては、基本的には慰労金の対象とされていないところである。慰労金は国の制度であり、国において適切に判断すべきと考える</p> <p>保育所や放課後児童クラブ等の児童福祉施設は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきている。慰労金は全国一律に対応すべきものであると考えるため、慰労金の対象に児童福祉施設職員を含めるよう、引き続き国の動向を注視する。</p>
<p>⑦感染追跡を行うトレーサーの確保をはじめ、保健所への人的・財政的支援を強化すること</p> <p>○鳥取県では、現在、保健所以外の県職員や市町村職員の協力も得て体制を強化しているが、「派遣労働者」でまかなっている実態もある。臨時的な体制を維持・充実しつつも、もともと体制がギリギリであり、今後は、「専任」の保健師や臨床検査技師等の専門職を増員し、恒常的な保健所体制の抜本的強化に踏み切ること。</p>	<p>現在、本庁職員や市町村職員の協力のほか、県退職保健師・看護師の応援派遣によって、保健所の体制を強化している。今後も、市町村職員やOB保健師等の応援による機動的な体制の維持・充実を図る。</p> <p>・保健所機能等体制強化事業 74,199千円</p>
<p>⑧入院勧告に応じない患者に対し、100万円以下の罰金または懲役刑を科すような罰則はやめるよう国に求めること。</p>	<p>感染拡大を防止するためには、保健所による積極的疫学調査や健康観察、入院勧告の順守義務やこれに対する罰則などの実効性の確保が必要であり、全国知事会等を通じて国に要望している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 事業と雇用を持続できるに足りる補償・支援を行うこと</p> <p>① 「罰則による監視と強制」ではなく、「自粛要請とセットで補償」を</p> <p>○感染拡大と「緊急事態宣言」による移動制限や時短営業は、要請される地域や飲食業だけにとどまらず、要請のない県内でも、「お客さんが来ない」と休業する事業所も出ており、全国的に大きな経済的影響が生じている。これへの対応は、「罰則による監視と強制」では、国民を分断し、隠れた感染拡大を生じかねず、倒産・廃業等経済にも大打撃をもたらすことになる。罰則はやめること。感染拡大のレベルが一定程度に収まるまでの間、かつてない規模とスピードで、減収補填を行うこと。自粛要請とセットで実施する「協力金」は、事業規模や雇用者数を反映した十分な補償とすること。また支援は、納入業者、生産者をはじめ関連事業者や集客制限を要請する事業所なども補償の対象とすること。</p>	<p>罰則規定が盛り込まれた特措法や感染症法の改正が行われたところであるが、これら罰則規定については、これまで、全国知事会からも強く要望してきたものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、これまで、都道府県知事の休業要請や、積極的疫学調査への協力に従がわないケースもあり、都道府県知事に与えられた権限が十分に発揮できなかったケースもあることから、罰則規定が盛り込まれることについては、概ね賛同しており、その抑止力としての効果が期待される。</p> <p>一方で、休業要請等に対する十分な補償についても、その財源措置を国に強く要望してきたところであり、この度の国の改正により、事業者への支援に係る国の財源措置を義務付ける規定が盛り込まれているところである。</p> <p>また、緊急事態宣言の再発令に伴う事業者等への支援強化に向け、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給、民間金融機関の実質無利子・無担保融資のさらなる拡充など、全国知事会を通じ、国の対応を求めている。また、県においても、新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業者に対し、新たに応援金を支給する制度を設けるなど、県内事業所の事業継続に向け支援強化を図っている。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、施設の使用制限等を行った場合の協力金については、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により国が都道府県の支援を行うこととされており、全国知事会による要望を受け、このたび時短要請に協力した飲食店に対する協力金支給額の日単価が4万円から6万円に増額されたところである。また、緊急事態宣言の再発令に伴い直接・間接的な影響を受けた中小事業者を対象とする「一時金」の創設についても、国で検討されている。</p> <p>【1月臨時補正】新型コロナ克服緊急応援事業 500,000千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②GOTO事業停止の影響から事業所と雇用を守ること</p> <p>○GOTO事業の停止によって、宿泊業者や旅行者などから、「利用者が8割～9割減少」、「数千万円の収入減少」、「GOTOのキャンセル料は助かるが、今後お客がもっと減るがどうしようもない」、「職員確保のため雇調金の延長が必要。再度の持続化給付金を」、「We Loveとっとりキャンペーンは良かった。県内感染収束後に再度実施を」、「税金の減免や、資金の返済免除を」、「インバウンド予算を直接補填に回してほしい」などの声を聞いた。そこで、</p> <p>(ア) 県としての飲食店・旅館業・観光業・バス会社などへの直接補填・給付金の実施すること。再スタート応援金は実施期間（1月末）を延長し2度目の給付をすること。予備費で創設した2回目の感染防止補助金は消毒液などの消耗品も対象とし、旅館業も対象とすること。</p> <p>(イ) 雇調金の延長と、持続化給付金・家賃支援給付金の延長と2度目の支給、支援要件の緩和や支援額の引き上げを求めること。</p>	<p>(ア) 1月臨時補正予算により、新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所に対し、10万円の新たな応援金制度を設けたところである。</p> <p>また、飲食店クラスター対策緊急補助金は、クラスター事例から見えてきた課題に対応するための緊急補助金であり、換気対策や飛沫感染対策に特化している。また、飲食店営業の許可を有している旅館業についても補助対象としている。</p> <p>旅館業・観光業は、昨年末のGOTOトラベルの全国一斉一時停止に伴い、県内の宿泊・観光施設等では非常に多くのキャンセルが発生し、甚大な影響を受けた。県内の観光関連産業が事業継続するための運転資金を確保するための取組や本県独自の取組（We Love鳥取キャンペーン等）を機動的に実施し、観光需要の回復を図る。</p> <p>・新型コロナから立ち上がる観光支援事業 200,000千円</p> <p>貸切バス事業者に対しては、貸切バス車両への広告掲載による支援や県内観光等利用安心バス助成費補助金により増車利用した場合の支援に加え、貸切バス利用促進緊急応援事業により半額支援を行っている。</p> <p>加えて、1月臨時補正予算で、高速バス事業者が県内路線バス事業を維持することを前提に車両維持に係る支援などの直接支援を行っている。</p> <p>・【1月臨時補正】緊急事態宣言を受けた路線バス事業者応援事業 40,000千円</p> <p>なお、新型コロナウイルス克服再スタート応援金については、すでに多くの事業者に御利用いただいていることから、実施期間延長や再度の給付を行うことは考えていない。</p> <p>(イ) 雇用調整助成金の特例措置期間延長について、全国知事会を通じて国に求めてきた結果、令和3年3月末まで延長されることとなった。また、持続化付給付金及び家賃支援給付金についても、全国知事会を通じ国に対して、申請期限の延長や複数回支給、要件緩和等を繰り返し求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(ウ) 猶予中の2019年度分の消費税や法人税関係、固定資産税等の免除と、2020年度分の減免もすること。</p> <p>(エ) 資金は返済猶予期間を延長し、返済免除も検討すること。</p> <p>(オ) 使い残した2020年度分の県インバウンド予算や「We Loveとっとりキャンペーン」予算を、県独自の直接補填に振り替え、感染収束後に「We Loveとっとりキャンペーン」を復活すること。</p> <p>(カ) 国のGOTO事業は一旦停止し、感染が収まったら自治体を取り組みやすいよう自治体に予算と権限を与えるよう求めること。</p> <p>(キ) 事業再開の際の人手不足解消のための人的・財政的支援をすること。</p> <p>(ク) 行政の支援策を県民に周知すること。</p>	<p>(ウ) 一律的な税軽減は、複雑な要件を定めることに限界がある上、税負担者以外には恩恵が生じないため、経済的な被害を被っている者へのピンポイントの支援には、給付で対応するのが望ましいとの側面があり、国において租税や給付等の制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題である。</p> <p>納税が困難な者への猶予については、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例の猶予期間終了後においても、納税者の実情に応じて既存の猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p> <p>なお、令和3年度課税の固定資産税については、中小事業者の事業用家屋と償却資産を対象に、減収の割合に応じて軽減される措置が講じられている。</p> <p>(エ) 借入企業が返済に行き詰まることのないよう、早い段階からとっとり企業支援ネットワークを活用した支援体制を構築するとともに、返済が困難となる事業者に対する返済猶予等の柔軟な対応について金融機関に対して令和2年12月に改めて文書で要請を行うなど、県として対応可能なものは実施しているところである。返済免除については、融資実行を行ったそれぞれの金融機関で検討されるべきものとする。</p> <p>(オ) 県内の観光関連産業が事業継続するための運転資金を確保するための取組や本県独自の取組（We Love鳥取キャンペーン等）を機動的に実施し、観光需要の回復を図る。</p> <p>・新型コロナから立ち上がる観光支援事業 200,000千円</p> <p>(カ) GOTOトラベル事業に関しては、全国知事会において、事業の停止・再開について感染状況のステージ判断との関連も含めて運用方針を明らかにすることや、旅行者に対する感染防止対策の周知・徹底を求めている。</p> <p>(キ) 県立ハローワークにおいて、企業訪問による相談対応、合同企業説明会、金融機関との連携等、企業の人材確保支援を行っており、臨機応変に対応する。</p> <p>(ク) 県や国が行う各種支援制度について県のホームページにおいて対象者別、目的別に整理し公開するとともに、施策をとりまとめたリーフレットを、市町村、商工団体などの関係団体や県内金融機関に送付し様々なルートで支援策の周知を図っている。</p> <p>適宜内容について更新し、周知を図るとともに、県内3カ所に設置している県の「経済対策予算ワンストップ相談窓口」においても周知を図っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 国の第3次補正予算と1月臨時会鳥取県補正予算は、「ポストコロナ」ではなく、「感染抑止」と「感染から命・くらし・営業を守ること」を最優先とすること</p> <p>(1) コロナ禍から雇用と事業を守る大胆で大規模な支援策を行うこと</p> <p>①国の追加経済対策や第3次補正予算は、感染急拡大と「緊急事態宣言」という新たな局面に全く対応していない。「ポストコロナ」を基本として、GOTO事業の期間延長や国土強靱化に名を借りた大型公共事業等に多額の予算を充てる一方で、コロナ禍から雇用と事業を守る支援策を打ち切り・縮小するなど、感染症対策としても、経済対策としても破綻は明らかである。現在の感染急拡大の実態に沿った予算への組替えを求めること。</p>	<p>国の第3次補正予算には、これまで国に要望してきた地方創生臨時交付金の増額をはじめ、医療提供体制の充実に不可欠である緊急包括支援交付金の増額や、雇用調整助成金の特例措置の延長、無利子・無担保融資の延長などの支援策が盛り込まれている。</p> <p>なお、予算の組替えについては、予算の議決権を有する国会において議論されるべき事項である。</p>
<p>②持続化給付金・家賃支援給付金の1月15日での打ち切りを撤回し、継続と第2弾実施を求めること。持続化給付金は農業者も対象となることを徹底すること。</p>	<p>持続化給付金及び家賃支援給付金については、全国知事会を通じ国に対して、申請期限の延長や複数回支給を繰り返し求めている。</p> <p>なお、農業者も持続化給付金の支給対象事業者であり、これまで管内の農業団体などにより、農業者への周知などを行われてきたところである。</p>
<p>③雇用調整助成金のコロナ特例の縮小、休業支援金の打ち切りを撤回し、感染収束まで継続するよう求め、中堅企業や大手チェーン店の労働者にも拡大するよう求めること。</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長されることが1月22日に厚生労働省から発表されたところであり、現時点では3月末までの延長予定となっている。</p> <p>休業支援金・給付金は、労働者への休業手当の支払が特に厳しい中小企業に限り特例的な制度として創設されたものであり、中堅企業や大手チェーン店を含め、事業主が労働者を休業させた場合、まずは雇用調整助成金の活用が優先されるべきとされていることから、県としては引き続き、ワンストップ窓口での申請支援等により、雇用調整助成金の活用を促進していく。</p>
<p>④GOTO事業の「中断・延命」によって、苦境にある宿泊業・観光業への支援が「空白」になっている。「GOTOを再開する」という政府の姿勢が、現状に即した支援を行う障害になっており、GOTO事業を一旦中止し、宿泊・観光産業の事業に応じた給付金制度として、直接支援を行うよう求めること。GOTO予算の全額をこれに充てるよう求めること。</p>	<p>G o T o トラベル事業に関しては、全国知事会において、事業の停止・再開について感染状況のステージ判断との関連も含めて運用方針を明らかにすることを求めているところであり、宿泊・観光産業に対する直接支援への変更を求める予定はない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤県予備費（調整費）の残金9.5億円を、医療・介護施設や業者の直接補填等に有効に活用すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策緊急事態対策調整費（以下、「調整費」という。）は、感染状況や県内経済動向が日々変化する中で、必要な対策を機動的かつ早急に講じるために設定しているものであり、これまでも、社会福祉施設等の感染防止対策や県内事業所等への再スタート応援金の支給など、有効に活用しているところである。調整費は、議会閉会中等であっても臨機応変に対応するために、枠予算的に設定しているものであり、制度融資の後年度負担が100億円以上見込まれる中、非常に厳しい財政状況にあるのが実情であるが、今後も、必要な事業については、議会に提案し、ご審議いただくことを基本とした上で、緊急的に取り組む必要があるものについては、調整費を活用して対応することとする。</p>
<p>⑥運送会社が運行を減らし、これまで歩合制の給料だった運転手は賃金が減り、若い人が辞めたいと言っている。休業補償制度を周知徹底すること。</p>	<p>雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、国と連携して周知していきたい。 なお、賃金の疑義等、労働者・経営者双方からの労働相談には、県中小企業労働相談所（みなくる）で対応している。</p>
<p>(2) コロナ禍で仕事を失うなど生活に困窮する方たちへの緊急支援を行うこと ①生活困窮者や低所得者に新たな給付金を支給すること。「所得証明」を支給条件にすると、申請・受付・給付に時間がかかり、公的制度であっても躊躇される場合もある。緊急小口資金・生活福祉資金の制度を活用し、「一旦貸付」から「給付」に転換する仕組みをつくるなどの工夫で給付しやすくすること。また早い人で返済が始まる生活福祉資金の返済免除も検討すること。</p>	<p>生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に新たな給付を行うことは考えていない。 生活福祉資金の償還については、償還の開始時期が令和4年3月末まで延長されたところである。</p>
<p>②住宅確保給付金をコロナ後の滞納分も対象とし、生涯に一度しか申請できないという規定を見直し、実態にあったものとする。</p>	<p>国において、令和3年2月1日より、住居確保給付金の支給がいったん終了した方に対して、3か月間の再支給を可能とする改正が行われた。</p>
<p>③「生活保護は権利です。」を厚労省の様に県HPにも記載し、窓口でも徹底し、必要な人が躊躇なく利用できるようにすること。また、「3親等以内の親族への連絡の承諾」、「自営業者」、「車の所有」を理由にした、受給侵害はやめること。</p>	<p>厚生労働省が昨年12月にホームページに掲載したことを受け、県のホームページで厚生労働省のホームページを案内することとした。各福祉事務所等に制度紹介リーフレット「保護のしおり」を配架し、県民へ制度周知に努めている。 生活保護事務は国の法定受託事務であり、扶養照会、保護の受給要件については国の基準により実施している。</p>
<p>④生活保護世帯や低所得世帯、ひとり親世帯などに、「福祉灯油」補助金を支給すること。</p>	<p>生活保護世帯に対しては、暖房費等に係る保護費の冬季加算が実施されている。 また、生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に追加給付等を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤生活に困っている人に支援制度が知らされていない現状があり、ネットだけでなく、CMなどあらゆる広報媒体を使って、制度を伝える手立てをとること。</p>	<p>県では、インターネットのほか、新聞広報、チラシなども活用し、支援制度の周知を行っており、今後も必要に応じて様々な広報媒体で周知に努める。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥外国人への相談窓口を設置し、日本社会の一員として各種支援制度を使えるようにすること。	令和2年1月10日以降、(公財)鳥取県国際交流財団に新型コロナウイルスに関する外国人相談窓口を設置し、ビジネス、観光等で来県された外国人や県内在住外国人をサポートするための相談体制を確立している。 また、同財団では、外国人相談窓口開設について、ホームページ及びフェイスブック等で情報発信するとともに、在住外国人も活用できる各種支援制度についても周知を図っている。
⑦大学生等に、緊急給付金を再支給すること。	「学生支援緊急給付金」については、募集当時、支給要件を満たしていなかったが、その後の状況の変化により支援が必要となっている学生等を対象とした支給が国において検討されている。
⑧文化・芸術活動が継続できるよう支援制度を継続・創設すること。	4月臨時補正予算で創設した映像配信による文化芸術活動を支援する「アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金」について、令和3年度においても検討している。
<p data-bbox="114 608 282 644">【雪害対策】</p> <p data-bbox="114 667 613 699">1. 農業施設被害に対する支援について</p> <p data-bbox="136 705 389 737">①撤去費用の支援を</p> <p data-bbox="165 743 1005 852">○ビニールハウス、畜舎、鶏舎、堆肥舎、山羊小屋（鹿野町）、農業用倉庫などの農業施設の復旧支援は、撤去費も支援対象とし、被害の実態に見合った支援単価とすること。</p> <p data-bbox="165 858 1005 928">○高齢で今後営農が難しい農家には、復旧を前提とせず、撤去費用だけでも支援をすること。</p> <p data-bbox="165 935 1005 1005">○従来の県1/3の補助率を更に引き上げること。市町村の上乗せ支援をよびかけること。</p> <p data-bbox="136 1043 389 1075">②復旧・再建支援を</p> <p data-bbox="165 1082 1005 1152">○復旧・再建に対して十分支援すること。従来の県1/3の補助率を更に引き上げること。</p> <p data-bbox="165 1158 1005 1228">○リース中のビニールハウスも復旧支援の対象とすること。リース代の補助や、無利子・無担保の資金支援をすること。</p> <p data-bbox="136 1235 672 1267">③県開発の耐雪用ビニールハウスの改良を</p> <p data-bbox="165 1273 1005 1343">○今回雪で潰れたことを教訓とし、耐雪用ビニールハウスを改良すること。</p>	<p data-bbox="1025 593 2130 663">農林業者が再生産に向けて復旧を行う場合の経費を支援することとしており、ビニールハウス、畜舎等の復旧に必要な撤去費も支援対象としている。</p> <p data-bbox="1025 858 2130 928">施設園芸品目を露地作物に転換する場合など、被災前と同規模の営農を継続する場合、撤去費用を支援対象としている。</p> <p data-bbox="1025 935 2130 1037">これまでの復旧支援対策に鑑み、県補助率の引き上げは考えていないが、令和2年12月25日の雪害対策支援事業説明会において、市町村に対し農林業者の負担軽減を図るため上乗せ補助をお願いしている。</p> <p data-bbox="1025 1043 2130 1145">これまでの復旧支援対策に鑑み、県補助率の引き上げは考えていないが、令和2年12月25日の雪害対策支援事業説明会において、市町村に対し農林業者の負担軽減を図るため上乗せ補助をお願いしている。</p> <p data-bbox="1025 1158 2130 1228">リース中の施設も復旧対象としていることから、リース代の補助は考えていない。資金需要があれば、果樹等経営安定資金利子助成事業等で対応する。</p> <p data-bbox="1025 1235 2130 1369">鳥取型低コストハウス（耐雪型）は、開発時に従来の耐雪型ハウスと同様の強度を有していることを確認していることから、改良については考えていない。その上で、降雪期の農業技術対策について農業者への周知徹底を図っていくとともに、更に強度を高めたい農業者に対しては、ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業で対応する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 農畜産物等に対する支援について</p> <p>①イチゴは、価格安定対策事業も、共済制度もなく、減収補填は収入保険制度に頼るしかないが、青色申告していないと収入保険制度にも入れない。また今回のような部分的な被害は、収入保険制度の発動要件を満たさないこともある。イチゴの減収補填をすること。</p>	<p>減収補填ではなく、園芸施設の復旧や雪害農産物の販売促進等を支援することとしている。</p> <p>・令和2年度雪害農産物販売促進対策事業（予備費）2,000千円</p>
<p>②白ネギやブロッコリーは、価格安定対策事業の対象になるが、市場を通して値段がついてはじめて、差額補填の対象となる。今回の雪害で葉折れした白ネギやつぼみが開いたブロッコリーは、市場に出す規格を満たさないため、価格安定対策事業の発動対象から外れる可能性がある。JA等が「わけあり商品」として販売する場合の広告費などの販売促進に支援策が検討されているが、それだけでなく、価格補填をすること。また販売に至るまでの、配送費なども支援対象とすること。</p>	<p>白ネギにおいてJAグループは、市場出荷規格を緩和（「雪かぶりネギ」して2枚葉も対象）するなど、生産者が出荷しやすい体制を整備している。また、ブロッコリーにおいても、果蕾の一部が多少黄色になっているものも、規格外となるが出荷している。</p> <p>県は配送費の支援は考えてないが、雪害のあった農産物の販売支援や、JAグループと連携のもと、市場価格等を確認しながら、必要に応じて野菜価格安定対策事業で対応していく。</p>
<p>③ビニールハウスが壊れたため、3月末には終わっていただけない裏作のスイカの準備が間に合わない場合がある。代替のビニールハウスやトンネル栽培などの営農指導や、苗代補助など、営農支援をすること。またその他の作物についても、営農が続けられるよう苗代支援をすること。</p>	<p>ハウス復旧がスイカの準備に間に合わない場合は、JA等関係機関と連携して作型変更の技術支援など適切に対応していく。苗代支援については、他の作物も含め考えていない。</p>
<p>④花きに対する減収補填をすること。</p>	<p>減収補填ではなく、園芸施設の復旧や雪害農産物の販売促進等を支援することとしている。</p> <p>・令和2年度雪害農産物販売促進対策事業（予備費）2,000千円</p>
<p>⑤乳価の補償、高騰する飼料に対する購入費支援、酪農ヘルパー制度への県支援の継続と拡充をすること。畜産・酪農に対し、クラスター事業のような規模が大きく自己負担の大きい一時的な支援だけでなく、使い道自由の交付金制度を創設し、見直しをもって経営ができる環境を整えること。</p>	<p>乳価については加工原料乳生産者補給金及び加工原料乳生産者経営安定対策事業による保障、飼料については配合飼料価格安定制度により価格高騰時の補填がおこなわれている。酪農ヘルパーについては、既に積立済みの鳥取県酪農ヘルパー対策事業基金の活用で対応が可能である。</p> <p>また、畜産・酪農に対する支援については、施策や目的に応じた対応が必要であるため、使い道自由な交付金制度の創設は考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>3. 孤立集落・停電防止・除雪・生活支援について</p> <p>①道沿いの樹木の手入れを県道や町道沿いで相次いで木が倒れ、電柱を倒し、停電が連鎖的に発生している。防災対策として、行政が国支援制度を活用して、優先的、計画的に、道沿いの木を切る（手入れ）すること。</p>	<p>道路管理者が除去できない範囲の森林整備を行う森林所有者等が、国の造林事業等を活用することが可能である。</p> <p>また、県内の市町村において、森林環境譲与税を活用した森林の防災対策が検討されている。</p>
<p>②除雪や災害協定の運用改善を</p> <p>○行政が、NTTや電力会社、森林組合などと災害協定を結んでいることは良かったが、初動における正確な情報共有の仕方を再確認すること。</p> <p>○また災害協定上も、原状回復の第一義的責任は業者にあるとのことだが、行政は業者からの支援依頼を待つことなく、同時並行的に、業者とともに現況確認・出動（除雪、倒木駆除）するよう、協定の運用の改善を図ること。</p>	<p>令和2年12月15日からの大雪の際の対応を検証し、中国電力、NTT西日本と調整し、県、両社や森林組合等の関係者緊急連絡先を改めて確認するとともに、倒木発生時の役割分担や協力体制、作業手順の確認を行った。</p> <p>関係者が現地で合同による対応協議を行うなど、情報の錯綜や共有の遅れが生じないような対応体制を構築した。</p>
<p>○八頭町姫路の県道は、八頭町明辺の町道とともに、町に除雪を一括委託していたとのことであるが、追いつかない場合も想定し、県の支援の仕組みを検討すること。</p>	<p>鳥取県と県内市町村は、災害時に被災市町村からの要請に応じて応援を行う仕組みを定めた「災害時の相互応援に関する協定書」を平成8年3月29日に締結している。</p> <p>昨年12月の降雪時には、八頭町に委託していた八頭町姫路地内の県道（岩美八東線）の除雪に対して県が直営で応援を行っており、今後とも市町村と連携を図る。</p> <p>（なお、八頭町姫路の県道の除雪と八頭町明辺の町道の除雪は、八頭町姫路の県道の除雪を受託した八頭町が、八頭町明辺の町道の除雪も含めて同一業者に委託していたものである。）</p>
<p>○停電の際にも、孤立集落に適切に情報が流れるようなしくみをつくっておくこと。</p>	<p>県地域防災計画の「孤立予想集落対策の強化」の項目の中で情報の孤立防止を定めており、市町村は災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めることとしている。万一、孤立集落が発生した場合において市町村が通信機器等を配備していなかった場合、県配備の資機材を貸し出すなど市町村と連携し対応を行うこととしている。</p> <p>なお、住民が直接情報を入手しやすい「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび（鳥取県防災アプリ）」の普及について引き続き努める</p>
<p>○高齢者や障がい者など自力で雪をかくことが困難な世帯の住宅に対し、雪かきを支援する体制を市町村と協力してつくること。</p>	<p>住民だけでは対応できない部分については、各市町村の社会福祉協議会がボランティアによる支援のコーディネートを行うので、市町村役場及び市町村社会福祉協議会に相談していただきたい。</p>
<p>○生活保護世帯や低所得世帯への福祉灯油制度を創設・実施すること。</p>	<p>生活保護世帯に対しては、暖房費等に係る保護費の冬季加算が実施されている。</p> <p>また、生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に追加給付等を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《一般要望》</p> <p>1. 新自由主義から転換し、格差をただし、暮らし・家計第一の政治をつくる</p> <p>【医療制度】</p> <p>①国民健康保険は、全国知事会が求める1兆円の公費負担、特別医療費助成に対する国減額措置廃止、子どもの均等割廃止・国支援を実現するよう、引き続き国に求めること。県独自の財政支援で国保料を引き下げ、世帯収入にかかわらず徴収される国保料の「均等割」「平等割」、とりわけ子どもの「均等割」の廃止と県支援、急激に生活困窮した場合の保険料減免制度をつくること。受療権を侵害する短期保険証や資格証明書の発行はやめること。国保法44条にもとづく窓口負担軽減制度が実効性あるものとなるよう対象拡大への支援を行うこと。自営業者も含む傷病手当を恒久制度として創設すること。出産手当金制度と出産前後の保険料減免制度を創設すること。「第2期鳥取県国保運営方針」は、あくまでガイドラインであり、保険者努力支援金のために、国のいいなりとなって保険料統一や、一般会計繰り入れ中止を書き込み、市町村に強要しないこと。また地域医療構想の実施を、国から県への保険者努力支援金の要件にしないよう求めること。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>国の国保財政への支援の拡充、特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の全廃や子どもの均等割保険料の軽減措置の導入については、これまでも機会あるごとに国に要望しており、今後も引き続き要望していく。なお、子どもの均等割に対する支援については、現在、国において検討されており、その動きを注視していく。</p> <p>保険料の軽減については、県として既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担による引き下げは考えていない。</p> <p>保険料の賦課には受益に応じた負担も必要であり、県として応益割（均等割、平等割）の廃止を求めていくことは考えていない。</p> <p>子どもの均等割については上述のとおり国に要望しており、県として財政負担等の支援は考えていない。なお、子どもの均等割に対する支援については、現在、国において検討されており、その動きを注視していく。</p> <p>保険料の減免制度については、法定の低所得者に対する減免制度があり、新たな制度を創設することは考えていない。</p> <p>短期保険証や資格証明書の交付は、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。</p> <p>医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により生活が著しく困難になった場合において、保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、県としては、認定対象の拡大について県として財政負担等の支援は考えていない。</p> <p>傷病手当金は、被用者保険制度とのバランスを考慮し、被用者を対象として創設されたものである。その対象範囲の拡大については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県が事業主を傷病手当金の対象とすることは考えていない。</p> <p>出産に係る費用負担の軽減については、国において出産育児一時金制度が設けられているところであり、県として独自の制度を創設することは考えていない。</p> <p>県の国保運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営と市町村事業の広域化や効率化を推進するために策定するものである。この度の改定は、これまでの国保運営状況等や市町村の意見を踏まえ、今後の国保運営に必要な見直しを行うものであり、引き続き市町村と協議を重ね、国保運営協議会や県民の意見も伺いながら、策定を進めていきたい。</p> <p>地域の適正な病床のあり方については、地域の意見を聞きながら検討していくこととしていることから、国に対して地域医療構想の実施を保険者努力支援金の要件にしないことを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割への引き上げや、保険料の特例軽減の廃止をやめるよう求めること。元の老人保険制度に戻し差別医療をやめるよう求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう検討されているものであり、国に対して見直しの中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、保険料の軽減特例は、後期高齢者医療制度の円滑な導入を図るため一時的に引き下げられているものであり、国に対して廃止の中止を求めることは考えていない。</p> <p>後期高齢者医療制度は、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度とするために必要な制度であると考えており、国に対して老人保健制度に戻すことを求めることは考えていない。</p>
<p>③公立・公的病院の再編統合の病院リストの撤回を引き続き求めること。「地域医療構想」は凍結・中止を求め、医療機関に病床転換や病床削減を強制しないこと。地域医療に関わる交付税や診療報酬の抜本的な増額を求めること。</p>	<p>具体的な病院名の公表以降、様々な場で、厚生労働省に対して強く抗議しており、厚生労働省も病床転換や病床削減を強制するものではないとしていることから、改めて撤回を求めることは考えていない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状において、公立・公的医療機関等の見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう、自治体病院に対する財政支援や診療報酬の増額などの要望とあわせて、国に対して強く要望している。</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p> <p>診療報酬は、医療費の増大などに対し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して改定の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>④鳥取大学医学部医学科の定員増・地域枠の継続・拡大を求めること。</p>	<p>県内医師数は不足していることから、医学部臨時定員による地域枠の措置を継続するよう国に対して要望している。</p>
<p>⑤2002年度から2019年度で実質10.5%引き下げられた診療報酬を、抜本的に引上げるよう求めること。</p>	<p>診療報酬は、医療費の増大などに対し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して改定の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>⑥中小企業やそこで働く労働者の協会けんぽの国庫補助を法定上限の20%に引き上げるよう求めること。</p>	<p>協会けんぽへの国の財政支援については、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。</p>
<p>⑦高額療養費制度の所得区分を増やし、負担上限額を引き下げること。限度額の設定を月ごとから治療ごとに改めること。</p>	<p>高額療養費制度の持続可能性を高めるため、負担能力に応じた所得区分の変更については、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑧無料低額診療事業を推奨し、院外処方の薬代も対象にするよう国に求め、県として独自支援をすること。	無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。
⑨出産一時金の額を引き上げること。	出産一時金の額は、国において出産費用の状況や医療保険財政の状況を勘案して適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
【介護・高齢者施策】 ①介護保険の国庫負担割合を引き上げるよう求めること。	介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されている。介護保険制度が、国民の共同連帯の理念に基づき創設された社会保険制度である以上、適切な役割分担の下、各市町村が給付と負担のバランスを考慮しつつ制度運営するのが基本であり、国に対し国庫負担率の引上げを求める考えはない。
②県独自に介護保険料や利用料の軽減制度を実施すること。	介護保険制度においては、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられており、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護保険料の軽減措置が拡充されたところである。こうした軽減措置は、県も国、市町村とともに公費負担しており、県独自の支援制度創設は考えていない。
③高齢者が貧困化し、低年金でも入れる特別養護老人ホームは、待機者が多く、不足しており、抜本的に増設すること。要介護1・2を閉め出さないこと。	特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本であり、今後、市町村の意見を聞きながら検討していきたい。 また、特別養護老人ホームの入所については、要介護1、2の者であっても居宅において日常生活を営むことが困難な場合、やむを得ない事由があると認められる者は特例入所が認められている。
④要支援1・2を介護保険制度に復活させるよう求め、市町村総合事業は、県として、事業報酬や利用料の支援などを行うこと。	要支援者については、総合事業において、従来と同様に介護専門職による予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスが受けられる仕組みとなっており、要支援を保険給付に戻すよう求めることは考えていない。 また、総合事業の財源に県も国、市町村とともに公費負担しており、改めて支援を行うことは考えていない。
⑤全産業平均より月10万円も安い介護労働者の賃金を引き上げるよう求めること。	介護職員の賃金については、これまで国において介護報酬上の加算制度の創設・拡充により処遇改善が図られてきている。 また、国において、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護分野に従事する職員に対して、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした介護報酬上の処遇改善加算制度が創設されており、国へ賃金の引き上げを求める考えはない。
⑥2015年から4.48%引き下げられた介護報酬を、抜本的に引き上げるよう求めること。	令和3年度介護報酬改定については、全体で0.7%（うち新型コロナ対応分に0.05%）の増額改定が決定した。今後も、国において、給付と負担のバランスを踏まえつつ、保険料、公費及び利用者負担について議論されるため、引き続き、国の動向を注視していきたい。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦利用者3人に1人という特養ホームの人員配置をかさ上げする県の独自制度を創設すること。	特別養護老人ホームの職員配置については、介護保険施設の指定基準により、入所者3名に対して介護職員又は看護職員を1名以上配置することとされている。実際の職員配置は、介護報酬等で賄える範囲において、各特別養護老人ホームが決定する事項であり、県独自制度の創設は考えていない。
⑧ケアプランの有料化に反対すること。	ケアプラン作成等に係る有料化（自己負担導入）については、これまで社会保障審議会介護保険部会等において検討が重ねられてきたが、当面は現行制度が維持される見込みである。ケアプラン作成等に係る自己負担の在り方については、介護サービス利用に大きな影響を与える課題であることから、引き続き、国の動向を注視していきたい。
⑨低所得・高齢者・障がい者が住み慣れた町で暮らせるよう、家賃助成を充実させること。	民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき低所得、高齢、障がい者世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけている。 ・住宅セーフティネット支援事業 12, 234千円
⑩進んでいない「定期循環・随時対応訪問介護看護サービス」普及のための支援をすること。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療・介護ニーズの両方に対応しながら要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支える仕組みとして、平成24年度に創設されたサービスである。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定権限は市町村が有しているが、県としては、地域医療介護総合確保基金を活用した整備費への支援等を行っている。
⑪子ども食堂だけでなく、「高齢者食堂」への支援制度をつくり、高齢者の交流を支援すること。	高齢者の交流の場や通いの場として共生ホームがあり、県では立ち上げや運営費に支援している。また、市町村が主体となり、地域の実情に応じて実施されている取組については、県は情報提供や研修会の開催等により支援している。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【年金制度】</p> <p>①「マクロ経済スライド」を廃止し、減らない年金とするよう求めること。</p> <p>②高額所得者優遇の保険料を見直し、年金財源の収入を増やすよう求めること。</p> <p>③約200兆円の巨額の年金積立金を年金給付に活用するよう求めること。</p> <p>④当面、基礎年金満額月6.5万円以下の低収入の年金生活者にも、一律月5000円の年金上乘せ支援をするよう求めること。また、全ての高齢者に月額5万円を保障する最低保障年金制度の創設を求めること。</p> <p>⑤65歳以上の公的年金等控除の最低保障額を140万円に戻し、所得500万円以下の高齢者について老年者控除を復活するよう求めること。</p>	<p>年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>⑥介護保険料や後期高齢者医療保険料、住民税の年金天引きの強制をやめること。</p>	<p>介護保険料や後期高齢者医療保険料、住民税を年金から天引きする特別徴収については、徴収事務の負担軽減の観点から国において判断されているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。</p>
<p>【障がい者・難病・慢性疾患】</p> <p>①障害者差別解消法による事業者の合理的配慮は、「努力義務」ではなく「義務」とするようもともと、県あいサポート条例でも義務化すること。</p> <p>②障害者基本法は、「合理的配慮をおこなわないことは差別である」こと、「平等な社会参加のために必要な支援を権利として保障する」こと、「国や自治体の支援提供義務の明確化」を明記するよう求めること。</p> <p>③障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」や「骨格提言」を尊重した障害者総合福祉法の制定、または総合支援法の抜本改革をするよう求めること。応益負担の廃止、利用料無料となるよう、県として支援すること。</p>	<p>国は必要と認める場合には、民間事業者に対する助言、指導、勧告といった行政措置を講ずることができると障害者差別解消法に規定されており、これらの権限が適切に行使されることで、合理的配慮の実効性は担保されるものと理解している。あいサポート条例においても同様の考え方により、事業者への目配りを行っていく。</p> <p>現行の障害者基本法においても、障がい者に対する差別の禁止など基本的な事項は盛り込まれているが、同法が共生社会の実現に沿った内容として深化した条文となるよう、国の動きを注視していく。</p> <p>障害者総合支援法に基づき、低所得者にはサービス利用負担が減免されるなどの配慮がなされている。国には引き続き重度者対応の拡充などを求めるとともに地域生活支援事業に対する財源確保など、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実に向けて、引き続き要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④ 65歳の介護保険優先原則を廃止し、障害者福祉制度と介護保険制度が選択できるようにすること。事業所・施設の支払いは、日額払いから月額払いに改善すること。通所施設の利用者の食費負担軽減策を創設すること。	<p>障害福祉サービスの利用に係る介護保険制度との関係については、一律に介護保険サービスを適用するのではなく、個別のケースにおいて市町村が適切かつ柔軟に判断するよう国から取り扱いが示されている。</p> <p>自立支援給付費の日払い方式については、障がい者が日によってサービスの使いわけを可能にする趣旨で設けられた制度であり、現時点で国への改善要望は考えていない。</p> <p>通所施設については、障害者総合支援法に基づき、低所得者にはサービス利用負担が減免されるなどの配慮がなされており、現時点では適切な支援策であると考えている。</p>
⑤ 医療的ケアが必要な障がい者に対応できる通所施設をつくること。	<p>現在、医療的ケアが必要な方に対する専用の通所施設はないが、県では、喀痰吸引の研修を実施するなど専門人材の育成に引き続き取り組むとともに、民間事業者による通所施設の新設に対応できるよう、要望に応じて必要な予算を国に求めていく。</p>
⑥ 補装具や日常生活用具の実費負担をなくすこと。	<p>補装具の利用者負担については、国の基準により低所得者への利用負担額免除などの配慮がなされており、日常生活用具についても各市町村が同様の措置を行っている。</p>
⑦ 在宅支援、家族休息を保障するため、(医療型) ショートステイを充実させること。	<p>国の障害福祉サービスである医療型ショートステイに上乗せする形で本県独自の補助制度を設け対応しており、診療所における医療型ショートステイの宿泊受入の支援を行う。</p> <p>・医療型ショートステイ総合支援事業 25,719千円</p>
⑧ 障害年金支給額を生活できる額へと引き上げるよう求めること。	<p>年金支給が持続可能な制度として適切に運用されるよう、国の動きを注視していく。</p>
⑨ 障がい者の通勤のためのヘルパー利用を認め、職場介助者を配置できるようにすること。	<p>令和2年度から地域生活支援事業に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が創設され、重度障がい者等が就労する際の通勤支援・職場等における支援が可能となった。事業実施主体は市町村であることから、市町村に対し同事業の活用を促していく。</p>
⑩ 障害者就労支援事業所、特にB型事業所の賃金補填制度をつくること。平均工賃が低いほど減少する基本報酬のしくみの見直しを求め、重度や利用日数が少ない人の就労と賃金を保障する仕組みをつくること。障がい者事業所への県の優先調達を増やすこと。	<p>事業所で支払われる賃金(工賃)は、障がい者が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるものであり、直接に工賃を補てんするような制度は考えていない。</p> <p>基本報酬については、「支援の質」を評価するなど、平均工賃以外の評価基準も考慮するよう国への要望を行ってきており、令和3年度の報酬改定においては、従来の平均工賃を基準とした評価に加え、新たに「利用者の生産活動への参加等を支援したこと」を評価基準に加える方向性が示されているところである。</p> <p>障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる、重度や精神障がいの方等で利用日数や利用時間の短い方に適した作業の斡旋などを通じて、引き続き、就労や工賃の確保を支援していく。</p> <p>県の優先調達は、引き続き取組を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪放課後デイサービスの利用児の状態によって定められる基本報酬のしくみを廃止し、支援の中身で評価する仕組みに改善するよう求めること。</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共通的な基本報酬を土台として、ケアニーズの高い障がい児の支援や専門職による支援など、支援の中身で評価する報酬体系に見直される予定である。 <具体的な評価内容(予定)> ・著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い児童の支援 ・虐待等の要保護児童等への支援 ・専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師等)を加配して行う支援</p>
<p>⑫一部の重度者に限定せず、通院や入院時に介護を必要とするすべての障がい児者に対し、ヘルパーが病院内で直接介助や見守り支援ができるようにすること。</p>	<p>重度訪問介護サービスを受けている障がい者のうち、病院等に入院又は入所している間にサービスを利用することができるのは、現行制度では障害支援区分が最重度の方に限られているが、障害支援区分がそれに満たない方であっても障がいの状態によって支給対象として拡大するなど、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実を国に働きかけており、国も実態調査に乗り出すなど改善に向けて動き出している。</p>
<p>⑬公共交通機関の料金割引制度を改善・拡充すること。特に精神障がい者、てんかん、難病・慢性疾患などの障がい者・患者を、身体・知的障がい者と同等の運賃割引の対象にすること。</p>	<p>精神障がい者等については身体・知的障がい者と同等の運賃割引の対象とするよう、バスや鉄道などの交通事業者に対する働きかけを継続していく。 また、難病患者については、公共交通機関の料金に限らず各種優遇措置を障がい者と同等の取扱いとするよう、国に働きかけていく。</p>
<p>⑭手話言語法、「情報・コミュニケーション法」の制定を求めること。</p>	<p>「手話言語法(仮称)」について、県としても、手話を広める知事の会の活動としても引き続き、国に働きかけを行っていく。</p>
<p>⑮被災した障がい者・介護などの福祉事業所の施設整備支援、運営支援制度を創設すること。防災や災害時の避難などの計画づくりに障がい当事者が参加できるようにすること。</p>	<p>本県において被災が発生した場合は、災害復旧に係る国の現行制度をフルに有効活用するとともに、制度の不備がある場合は必要に応じて国に要望を行いながら、早期の復興に繋げていく。</p>
<p>⑯人材確保に逆行する障がい者施設職員の退職共済への公費助成廃止の撤回を求め、県としても支援をすること。</p>	<p>国においては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しによる新規職員への退職金の公費補助の廃止の一方で、勤続年数が長い職員に対する退職金の給付額の増額を行い、人材の定着に繋げることを狙いとしている。今後も、持続的な福祉人材の確保に向けた国の動きを注視していく。</p>
<p>⑰障がい者の県特別医療費助成制度をもとの無料に戻すこと。精神障がい者の医療費助成の対象を、障害手帳2級まで拡大すること。奈良県のような精神障がい者に特化した実態調査を実施すること。</p>	<p>特別医療費助成については、安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、現時点で見直しは考えていない。また、この制度は各市町村と県が協調して実施している事業であり、支援対象拡大の実施は困難である。</p>
<p>⑱難病法ができたが、負担や支援の在り方が不十分である。すべての難病患者が医療費助成の対象となるよう求め、患者数が多い疾病も医療費助成の対象とし、新たに発見された難病が速やかに医療費助成の対象となるよう求めること。</p>	<p>医療費助成の対象となる指定難病は、患者数が一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準が確立していること等を基準として国が定めており、県としてすべての難病患者を医療費助成の対象とするよう求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑱小児慢性特定疾病は対象拡大されたが、医療費負担2割、負担上限も引きあげられ、無料だった入院給食費も半額負担となり負担が増している。県特別医療費助成の対象とし、入院給食費支援の仕組みを検討すること。20歳になると医療費助成の対象から外れないよう継続を求めること。小児慢性特定疾病児童自立支援事業（任意事業）を実施すること。小児慢性特定疾病児で医療費助成となっていない病児も、障害者総合支援法の福祉施策の対象とすること。</p>	<p>小児特別医療費助成制度において入院時の食費は対象外であり、その制度変更は考えていない。また、小児慢性特定疾病医療費受給制度の受給者が成人後も引き続き医療費助成を受けられる制度とするように国に対して要望をしているとともに、小児慢性特定疾病児童自立支援事業（任意事業）の相互交流事業や療養生活支援事業は既に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病対策事業 99,950千円 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 3,302千円
<p>⑳県特別医療費助成の対象に、難病や小児慢性特定疾患患者も加えること。</p>	<p>特別医療費助成制度は重度心身障がい者など重篤な方が対象となる制度であり、一部の難病や小児慢性特定疾患患者は既に対象となっている。</p>
<p>㉑患者・家族を含めた難病対策地域協議会を設置し、当事者の意見が計画や施策に反映されるようにすること。</p>	<p>本県では、患者団体や医療機関、行政機関（各保健所、市町村代表）等で構成する鳥取県難病医療連絡協議会を既に設置しており、当協議会を年2回開催し、多様な意見をいただいていることから、現在のところはあらためて難病対策地域協議会を設置することは考えていない。</p>
<p>㉒企業に賃金助成を行う発達障害・難治性疾患雇用開発助成金制度を周知し、柔軟な雇用形態が実施できるようにすること。</p>	<p>特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）については、県作成の「障がい者雇用関係助成制度等のご案内」を研修会等で配布、紹介しており、引き続き周知に努める。</p>
<p>【生活保護・貧困対策】</p> <p>①削減された生活保護を元の給付水準に戻すよう求めること。期末一時扶助、住宅扶助、冬期加算の減額を元にもどし、夏季加算の創設を求めること。「高齢加算」復活を求めること。生活保護は国民の権利であることを広報・周知すること。申請権の不可侵を法的に位置づけ、捕捉率の向上を図るよう求めること。希望する者に等しく窓口で申請用紙を渡すことを徹底すること。生活保護申請をしづらくさせている3親等までの親族への扶養確認はしないこと。</p>	<p>生活保護基準の見直しについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、減額されたもの、削除された加算を復活するよう求める考えはない。生活保護基準については地方の実情を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p> <p>期末一時扶助は、令和元年10月に増額されている。夏季における加算制度の創設については、平成24年度から毎年度国へ要望を行っている。</p> <p>申請権の不可侵については国から通知で示されており、法的位置づけを求めることは考えていない。生活保護事務は国の法定受託事務であり、扶養照会については国の基準により実施している。</p>
<p>②削減された母子加算や、0～2歳児の児童養育加算を復活・拡充するよう求めること。</p>	<p>母子加算及び児童養育加算については、社会保障審議会生活保護基準部会において、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証が行われたものであり、増額、拡充を求めることは考えていない。</p>
<p>③生活保護世帯のこどもの大学進学率は県平均の1/10以下である。世帯分離せず大学に進学できるようにし、生活扶助の対象となるようにすること。</p>	<p>生活保護事務は国の法定受託事務であり、平成30年1月からは、大学等に進学する者に対して進学準備給付金が創設され、同年4月以降は自宅から通学する方の世帯は住宅扶助を減額しない扱いとなったところだが、大学生等を世帯員から除外しないとされている。</p>
<p>④住宅が確保できなければ生活保護申請をさせないなどと言えないよう、市町村への指導・助言を徹底すること。</p>	<p>安定した住居のない要保護者で居宅生活が困難な者については、施設入所を含めて検討し、居宅生活が可能と判断された者が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合は、生活保護法による保護の実施要領に基づいた取扱いを行うこととされている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤生活保護世帯や低所得世帯のエアコン設置支援制度を恒久化すること。県独自の支援制度を創設すること。	生活保護世帯については、国の生活保護基準において、熱中症予防が特に必要な高齢者世帯等へのエアコン設置が認められている。 また、個別世帯への助成については、まずは市町村において検討されるべきものであるが、現時点で支援が必要との意見は聞いていないことから、県としては、助成制度の創設は考えていない。
【ひきこもり対策】 ①全ての市町村がひきこもりの対策担当を明確にし、相談にのれる体制をつくること。専門性をもった相談員による訪問相談、アウトリーチの仕組みを構築すること。	本県においては、全市町村においてひきこもりの相談体制を明確にしており、市町村での相談対応に対して、県精神保健福祉センター、とっとりひきこもり生活支援センターが専門的なバックアップを行う体制を整備している。
②居場所作りの場を支援する仕組みをつくること。	ひきこもりの方に対する居場所支援については、国庫補助制度が創設されており、県独自で支援する仕組みを創設することは考えていない。
【子ども・子育て・教育・若者】 ①憲法の義務教育無償の原則にたち、小中学校での副教材費、制服、修学旅行積立金、学校給食を無償化できるよう支援すること。就学援助に対し県が支援すること。	義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされている。市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、国において社会情勢や他の支給制度とのバランスを考慮しながら単価が決定されているため、県として国に働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。 また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として国庫補助の復活・拡充を働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。
②18歳・高校卒業までの子どもの医療費を完全無料にすること。	小児特別医療費助成について、窓口負担をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。
③大学・短大・専門学校の学費・授業料をすみやかに半額に値下げし、段階的に無償化するよう国に求めること。県独自の学費・授業料減免制度を創設すること。	授業料の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め大学等の予算や運営を総合的に考慮され、大学等の責任において自らが判断されるものであり、県内学生の学費の半額減免を求めることや県独自の学生支援金を創設することは考えていない。
④県独自の給付制奨学金制度を創設すること。社会的養護を必要とする子どもは無条件で対象とする制度をつくること。	大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設され本年度からスタートしている。 また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。 高校生に対しても、無利子奨学金制度に加え、返還不要の奨学給付金制度を設けていることから、新たに給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。
⑤高校授業料の無償化をすすめるため、国の実質無償化の対象外となった学生への県独自の支援を拡大し、私立高校の施設整備費負担への支援と対象を更に拡大すること。	本年度、県独自に、国の就学支援金への上乗せ補助制度を創設したところであり、補助対象の拡充等は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥保育料無償化にともなって発生している給食・食材費負担は、県も支援し、実質無償化となるようにすること。	<p>主食費を含む給食食材料費については、保護者が負担すべき額を決定する権限を持つ市町村が助成の判断をされるべきものであり、県として助成制度を創設することは考えていない。</p> <p>なお、幼児教育・保育無償化に伴い国が制度変更し実費徴収することとなった副食費については、無償化の対象に含めるよう引き続き国に働きかけていく。</p>
⑦県内では年度中途の保育所待機児童が発生している。認可保育所中心に受け皿を拡大すること。保育士不足から受入を断らざるを得ない状況になっており、県独自に保育士への賃金支援を行うこと。年度中途の受け入れのため年度当初から保育士配置する乳幼児加算は、私立だけでなく公立も支援対象とすること。	<p>保育の量の確保策については、市町村が保護者等を含む子ども子育て会議において、地域の実情を踏まえて決定されるものであり、認可保育所中心に整備を進めるよう市町村に求めることは考えていない。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算のほか、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけていくこととしており、県独自の賃金上乘せ支援は考えていない。</p> <p>なお、公立保育施設における乳幼児加算について、保育の実施主体である市町村が計画的に職員配置を行うことは、市町村本来の事務であるため支援対象とすることは考えていない。</p>
⑧期間限定であったはずの保育士無資格者配置はこれ以上行わず、県独自に4・5歳児の保育士配置基準の30:1を、20:1あるいは25:1に改善するための支援をすること。	<p>保育士等の配置基準に係る弾力化については、引き続き、条例に定める基準を踏まえた適切な職員配置となるよう指導を行う。</p> <p>4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p>
⑨小規模保育は、認可保育園と同等の保育士配置とし、園庭やホールを確保できるように支援すること。	<p>小規模保育は、市町村が定める認可基準に基づき整備・運営され、要する費用については国、県、市町村で助成している。加えて、県独自の1歳児加配や障がい児加配に対する人件費についても市町村と協力して支援を行っている。</p> <p>なお、園庭の整備費用は保育所と同様に補助対象外経費であり、県独自に支援することは考えていない。</p>
⑩希望する子どもが学童保育に入れるよう、また大規模学童保育が分割できるよう、70人の分割基準を引き下げ、増設補助を増額・かさ上げすること。低所得世帯やひとり親家庭、同時入所の場合の学童保育料に県が補助すること。指導員は複数配置とするよう求めること。指導員の給与引き上げ支援を拡充すること。	<p>放課後児童クラブの施設整備については、各地域の需要に応じた整備が行えるよう「鳥取県子ども・子育て支援整備交付金」により支援をしている。</p> <p>放課後児童クラブは市町村が運営主体であり、利用料も市町村や運営を受託した民間団体において定められていることから、低所得世帯やひとり親家庭等に対する利用料の補助についても、当該市町村において検討をされるべきである。</p> <p>また、職員の配置基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）」により、昨年4月から事業に従事する者及びその員数を含む事項について参酌基準化されたことから、同法の趣旨を踏まえつつ、当該市町村において検討をされるべきである。</p> <p>なお、指導員の給与引き上げについては、現行、児童の遊びを指導する者の資格を有する者に対する補助の嵩上げを予算措置しており、更なる拡充は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪教育に競争を持ち込む全国学力テストの廃止を求めること。子どもをテスト結果で比較し、内心まで数値評価する「とっとり学力学習状況調査」は中止すること。</p>	<p>学力向上に向けては、データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立することが必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求めることは考えていない。</p> <p>とっとり学力・学習状況調査は、個人の「学力レベル」を判断するものであり、前年の学力調査の自分の結果と比べることによって、1年間の学習の積み重ねを「学力の伸び」として見るができる。</p> <p>また、質問紙調査によって、児童生徒一人一人に応じた指導・支援を充実させることができるため、中止は考えていない。</p>
<p>⑫一部の高校で実施されている乱暴な言動を伴う応援練習を改善するよう指導すること。</p>	<p>高校の応援練習は、教育課程に位置づけられた学校行事であり、入学当初に集中して校歌や応援歌を覚えるとともに、この行事を通じて当該校の生徒としての自覚や連帯感を養うことなどを主なねらいとして、多くの学校では、4月の放課後の時間を使って実施している。</p> <p>以前は、練習期間が一週間に及んだり、時に上級生からの罵声があがったりして、指導の行き過ぎが心配されたこともあったが、現在は、時間や期間を短縮し、多くの教員の立ち会いの下で実施しており、指導する上級生も配慮を伴った言動をとるようになってきている。引き続き応援練習が生徒にとってよりよい教育活動となるよう、応援練習の在り方について学校に示し、乱暴な言動を伴う応援練習をなくしていく。</p>
<p>⑬髪の毛の長さ・形・色、制服のスカートの丈、靴下の色やポイントの数を強要する校則のあり方を見直すこと。その際、生徒が中心となって校則を見直すこと。</p>	<p>校則については、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しを行っている。</p> <p>校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、生徒会やホームルーム活動等の場を通じて見直しを行っている学校もあるが、県立校長会においても生徒が中心となった校則の見直しについて検討するよう促していく。</p> <p>市町村立学校についても、校則の見直しに関する情報提供を行う等、引き続き、市町村教育委員会と連携を図りながら働きかけを行っていく。</p>
<p>⑭不登校となっている子どもの居場所を増やすこと。また学校への適応を求める「学校適応支援員」や「適応教室」の名称を「子ども支援」などに変更すること。</p>	<p>登校や不登校傾向の生徒の校内における居場所や学びの場所を確保するため、令和2年度より、試行的に県内の3つの公立中学校に「校内サポート教室」を設置しており、令和3年度は設置校を増やして支援の充実を図ることを検討している。</p> <p>「学校生活適応支援員」の名称については、子どもの学校生活における困り感に寄り添い、その困り感が少しでも軽減、解消することを通して不登校の解決や改善を図るという目的を踏まえて定めており、名称変更については現在のところ考えていない。</p> <p>「適応指導教室」については、県においては「県教育支援センター（ハートフルスペース）」という名称を使用しており、また、市町村においても「教育支援センター」や「サポートルーム」等への呼称変更が進んでいるところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑮スクールカウンセラーを全学校に配置すること。	<p>現在、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校に配置し、校区小学校の相談にもあたっており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。</p> <p>なお、県立高校及び特別支援学校においては、全校にスクールカウンセラーを配置している。</p>
⑯国が小学校全学年の35人学級に踏み出すことになったことを活かし、すでに35人以下学級を実施している鳥取県は、更にすすめ小中学校・義務教育の30人以下学級を実施すること。高校の30人以下学級も実施すること。	<p>本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。県としては、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善について、これまで国に対して要望してきたところであり、令和3年度の国の予算折衝において、義務標準法を改正し、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなった。今後も少人数学級の成果や課題とともに効果的な活用方法の検討等を行いながら、より一層の成果が上がるよう取り組んでいく。</p> <p>なお、県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としている。国の小中学校に対する対応を注視しているが、現時点で高等学校における30人以下学級は考えていない。</p>
⑰特別支援学級の教員配置は、小・中学校は学級人数7人から6人にして教員配置を厚くすること。2学年に渡る学級に県費で支援員を配置すること。小・中・高校の通級指導教室を増やし、子どもの所属する学校内でも学べる選択肢を増やすこと。	<p>本県の特別支援学級は国基準より手厚い本県独自の学級編制基準（国8人／学級→本県7人／学級）を実施しており、また、特別支援学級で学ぶ小学生3人に対して1人、中学生4人に対して1人の指導が可能となるよう非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。</p> <p>また、通級指導教室については、国の教職員定数において平成29年度から基礎定数化しており、本県においても必要な定数を増やしてきているところである。特別支援学級も含めた学級担任が、ゆとりをもって児童・生徒に対応できるような学校体制の工夫を促すとともに、国に対しても引き続き教職員定数改善の要望を行っていく。</p>
⑱小中学校で学習することが困難な発達障がい児の場合、知的障がいに伴わなくても特別支援学校に就学できる選択肢をつくること。	<p>現行の法制度上、発達障がいのみ児童生徒は特別支援学校への就学はできない。発達障がいに対しては、特別支援学級や通級指導教室で対応している。</p>
⑲特別支援学校の設置基準を定め（国が設置基準を制定）、それに見合った、施設整備、教職員配置の改善をはかること。単一障がい児の場合の学級定員を6名から5名にし、重複障がい児の場合の教職員の人員配置を一層厚くすること。	<p>特別支援学校の設置基準は、国が制定して示す予定であるため、国の設置基準を下回ることがないように配置を検討している。</p> <p>教職員配置基準については、国の学級編制基準に準じているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っている状況であり、編制基準の引き下げについては考えていない。現状においては、特に支援が必要な学級に加配措置を行うなどの配置をしているところであり、さらなる増員までは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑳遠隔地での通学が困難な場合には、居住地近くの学校に特別支援学校の分教室を設置すること。	<p>特別支援学校又は小中学校特別支援学級のどちらに就学するかは、障がいの状況や通学の負担等を総合的に判断して、当該児童生徒が住む市町村教育委員会が保護者と話し合っている。</p> <p>遠隔地等の特別支援学級に対しては、特別支援学校のコーディネーターが巡回して学級担任等に専門的な指導助言を行っており、現時点では、分教室を設置する予定はない。</p>
㉑教員の月45時間を超える残業時間をなくし、標準法から割り出した週小学校20時間、中学校18時間の標準授業時間におさまるように、教員数を増やすこと。教員への変形労働時間制度の条例制定や導入はやめること。教員にも残業に見合った残業手当をつけること。	<p>教員の持ち授業時間数に関する国の定めはないが、本県においては週の授業持ち時間数の目安として小学校23時間・中学校18時間を示している。本県ではきめ細やかで充実した教員配置により、国標準法定数に対する教員（常勤・非常勤講師を含む）の配置率は全国トップクラスであり、この人的配置を生かした教員の負担軽減を進めていく。</p> <p>勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入については、県立学校や服務監督者である市町村教育委員会などと協議してきたところであるが、今後も新型コロナウイルスの対応が見込まれる中、業務の閑散を見込み、勤務時間を配分することは困難であることや、県内の時間外業務の状況等を踏まえ、今年度における条例改正提案は見送る予定である。教員に対する残業代支払い（教職調整額の見直し）は法律事項であり、平成31年1月の中央教育審議会答申においても中長期的な検討課題とされており、国の検討状況を注視していく。</p>
㉒「教職員評価・育成制度」は、全教職員の同僚性に基づく協働の営みである学校現場になじまないため、中止すること。	<p>評価・育成制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条及び第23条の2（市町村（学校組合）立学校に勤務する教職員にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条）の規定に基づき、教職員の人事評価をするとともに、教職員の人材育成及び資質向上により、学校教育の一層の充実を図る目的で実施しているものであり、「教職員評価・育成制度」を中止する考えはない。</p>
㉓教員の免許更新制度の中止を求め、実施されるなら免許更新費用を助成すること。	<p>教員免許更新制については、教員の資質・能力を一定以上に担保するための重要な制度と考えられるため、国へ中止の要望等を行うことは考えていない。</p> <p>また、教員免許は個人の資格であることから、更新講習の受講費用に助成を行うことは考えていない。</p>
㉔災害時の避難所にもなる学校体育館へのエアコンを設置するよう、県が支援すること。	<p>市町村立学校の体育館のエアコンの設置については、従来から市町村に対する国の支援制度があるため、県が補助することは考えていない。</p> <p>なお、体育館のエアコン設置等については、市町村において、国の第3次補正予算における補正予算債を活用した有利な財源による補助制度の活用が可能である。</p>
㉕市町村が実施する小中学校の通学費助成に県も支援すること。	<p>一部の市町村が実施している小中学校通学費助成は、市町村合併による学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童・生徒に対応するものであることから、それぞれの市町村の義務教育施策において支弁すべきものであり、県が子育て支援策として補助するのはなじまない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②⑥児童手当の額を拡充し、中学校卒業までの支給期間を18歳まで延長することを求めること。	児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に」補足的に給付されるものであるため、県として支給額の拡充及び支給期間の延長を求める予定はない。
②⑦ひとり親家庭への児童扶養手当は、所得制限の見直し、第1子の支援額引き上げや多子加算は一律1万円に引き上げ、毎月支給への改善、20歳未満までに対象引き上げ、支給開始5年後に半減する措置の廃止などを求めること。実施が決まった未婚のシングルマザーの寡婦控除の適用を周知すること。	児童扶養手当の支給額をはじめとする制度設計については、国において、社会情勢や他の給付制度とのバランスを考慮しながら決定されるため、現状においては、支給額の抜本的な引き上げや所得制限の見直し、第一子のみ世帯への支援拡充や全ての子どもに対する加算額の1万円の引き上げ、支給回数を毎月とし、支給年齢を20歳に延長する等の制度見直しを求めることは考えていない。 ・児童扶養手当支給事業 82,275千円 令和2年度の税制改正による未婚のシングルマザーへの寡婦控除適用については、県内市町村とも連携し、対象者に周知を図りたい。
②⑧子育て世代への家賃補助制度をつくること。	民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。 現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけている。 ・住宅セーフティネット支援事業 12,234千円
②⑨子どもの貧困対策計画は、公共料金の支払いや衣服・食事の困窮実態も調査し、対策計画に反映すること。	今年度、国による実態調査が予定されていることから、当該結果も踏まえ、困窮実態等を次期計画に反映していく。
③⑩社会的養護を必要とした若者が施設退所する際、県営住宅への優先入居、進学・就労への支援制度を創設すること。	県営住宅では、従来より低額所得者等を優先入居の対象としており、養護施設を退所する若者がこれらの要件に該当する場合は、優先入居の対象になっている。 社会的養護を必要とした若者の自立に向けた支援については、児童養護施設等に生活拠点を置き、最長22歳に達する年度末まで自立に向けた支援を継続できる社会的養護等自立支援事業等をはじめとする生活・就学・就労に関する各種事業を積極的に活用して自立支援を実施している。 また、児童養護施設等を退所した後、賃貸住宅に入居する際の身元保証や連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費の助成を行っており、今後こうした事業により施設を退所した若者の支援を行っていく。 ・社会的養護自立支援事業 4,214千円 ・児童養護施設等入所者支援事業5,063千円 ・退所児童等アフターケア事業 15,086千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③改正児童福祉法では、「子どもの意見表明権を保障する仕組みを検討し必要な対応をすること」となっている。米子児童相談所夜間支援員による性的虐待事件がおき、また県内の児童虐待の通報・認知件数も増えている。養育を必要とする子どもたちが現在・未来に渡って信頼して相談できる「大人の存在」を必要とする中で、子どもの意見を受け止める機関をつくる必要性が増している。関係機関や子どもたちの声を聞きながら、行政機関から独立した「子どもアドボカシー機関」を設置するよう、検討を始めること。また、児童相談所の職員体制を増員すること。</p>	<p>「子どもアドボカシー機関」の設置については、本県における仕組みを検討するための会議を令和3年度に開催し、その方向性を決定する予定としている。</p> <p>また、児童相談所の職員体制の増員については、これまでも児童福祉司や児童指導員の増員、現職警察官や児童虐待に精通した医師の配置等に取り組んできたが、令和3年度組織定数改正案において、倉吉児童相談所に警察官及び里親支援専門の児童福祉司それぞれ1名を新たに配置することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会的養育推進計画推進事業 728千円 ・児童相談所体制強化事業 19,579千円
<p>③生徒減少を理由に、県立高校を再編統合しないこと。</p>	<p>「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」（平成28年3月策定）において、令和元年度から令和7年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示しており、関係者等の意見を聞きながら、施策を具体化・明確し、その実現に向け努めていくこととしている。</p> <p>基本方針では、入学者数等が一定の基準を満たさない高校については分校化や再編も選択肢の一つとして検討することとしており、該当の事例が発生した場合は、当該方針に基づき対応する。</p>
<p>③18歳選挙権で高校生にも選挙権が拡大されたが、高校生だけ政治活動を禁止・制限する通知が出ている。高校生の政治活動の自由を保障すること。</p>	<p>高校生による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものとする。</p>
<p>③被選挙権の年齢を、選挙権ができた18歳まで引き下げよう求めること。</p>	<p>被選挙権年齢の見直しについては、国会において十分議論されるべきものである。</p>
<p>【労働・雇用・賃金】</p> <p>①今後大きな雇用喪失が懸念されている、ダイヤモンド電機、日立金属に対し、引き続き雇用継続を求め、再雇用支援を徹底して実施すること。</p>	<p>ダイヤモンド電機株式会社、日立金属株式会社の状況については、随時、同社の情報を把握し、新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチームで共有し、必要な支援策を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチーム活動推進事業 2,113千円
<p>②最低賃金はただちに全国一律1000円に引き上げ、すみやかに1500円を目指し、そのためにも、国の中小企業賃上げ支援予算を抜本的に増額し、社会保険料の事業主部分を減免するよう求めること。県としても、固定費支援を行い、賃上げできる環境を整えること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>中小企業者に対する県の助成制度は、新事業展開や商品開発等による付加価値向上などを積極的に行う企業を支援するものであり、中小企業者の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③公契約条例を制定し、官製ワーキングプアをなくすこと。現在の県の下請単価保障・チェックのしくみは、トラックや委託も含めて行うようにすること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p> <p>県発注工事においては、国の公共事業労務費調査による設計労務単価を踏まえた適正価格での下請契約の締結等が促進されるよう、「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を策定し、その遵守を契約条件としている。</p> <p>この適用範囲は、入札契約適正化法の規定に基づいて提出された施工体制台帳で把握した建設工事の下請業者であり、トラック運送や業務委託に係る下請業者の契約単価調査は行っていない。</p> <p>なお、この台帳への記載の有無にかかわらず、県発注工事に関する事業者全般を対象とし、適正単価での下請契約と賃金水準の確保等について、関係団体等への文書通知や経営事項審査説明会等、あらゆる機会を通じて要請しているところであり、今後も、適正な契約等が確保されるよう引き続き広く周知徹底を図っていく。</p>
<p>④奨学金返済を助成する「未来人材育成基金」の対象の拡大を、各業界団体にも働きかけ、人手不足・後継者不足解決の一助とすること。</p>	<p>これまでも団体等の要望を受けて、順次対象の拡大を計ってきた。引き続き、団体等からの要望に応じ、必要な調整を行っていく。</p>
<p>⑤8時間労働制を壊す高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の廃止を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっている。</p>
<p>⑥働き方改革法は、過労死ラインの月100時間の残業を認めており問題である。残業月45時間、年360時間を労働基準法に明記するよう求めること。知事部局や教職員も同様の残業規制とすること。新型コロナや災害対応で県職員の残業が増えている。正規県職員を増員すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。なお、県では、平成31年3月11日に連合鳥取・経営者協会・県の三者で「長時間労働是正に向けた共同宣言」を締結するとともに、事業者からの相談内容に応じた専門家派遣、普及啓発セミナーの実施、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、長時間労働是正に向けた取組を促進していく。</p> <p>知事部局においては、人事委員会規則に基づき、原則として時間外勤務の上限を月45時間、年360時間としている。また、上限を超える時間外勤務を認める部署についても、緊急対応を行う業務等、必要最小限の範囲としている。</p> <p>教職員に関しては、令和2年1月に文部科学省が告示した指針を参考とし、本県においては令和2年4月から各服務監督権者において、時間外業務時間の上限を「月45時間、年間360時間」とする上限方針を定めたところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応や災害対応については、全庁的な応援態勢の構築による柔軟な対応を基本としつつ、状況に応じて適切な定数配置を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦仕事と仕事の間に連続11時間の休息时间（勤務間インターバル制度）の導入を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。なお、県では、事業者からの相談内容に応じた専門家派遣、普及啓発セミナーの実施、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、勤務間インターバルの導入に向けた取組を促進していく。 ・働きやすい鳥取県づくり推進事業 15,323千円
⑧サービス残業をなくすため、実労働時間を正確に把握・記録し、本人だけでなく、本人同意があれば他の労働者や家族・知人も記録を閲覧できるようにし、記録がない場合や、サービス残業をした場合の罰則を強化するよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
⑨求職者の求めに応じて、企業の採用数と離職数を情報開示する仕組みを作るよう求めること。	企業の採用者数と離職者数については、新規就職する若者の早期離職を解消するため、平成28年の若者雇用促進法の改正により、新卒求人を行う企業に限定して、過去3年間の新卒採用者数・離職数などについて情報提供の義務を負わせたものである。 全ての企業に同様の情報提供の義務を課すべきか等は、国での政策議論を注視していく。
⑩企業立地補助金受け取り企業の中で、サービス残業、求人票と違う働き方、違法な退職勧奨などの労働法制違反が県民から指摘されている。雇用人数だけでなく、労働法制違反がないかどうか、点検事項に加えること。	労働法制に関して個々の企業を直接調査・指導できる権限を有しているのは労働基準監督署及び労働局であり、労働法制に関する事実確認等はこれらの機関の役割と考えている。 なお、企業立地事業補助金については、旧企業立地等事業助成条例の規定に基づき、書類送検をされる等により企業名が公表され、かつ明らかに事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められた場合は、当該企業に事実確認・調査の上、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止等を総合的に勘案して補助金返還の可否を判断することとしている。
⑪ハラスメントは、保護する対象を雇用されている労働者だけでなく、請負や委託、インターンや実習中、また職場だけでなく往復の通勤時や休憩や食事、イベント中なども対象とし、「ハラスメントを禁止」を明記する法律をつくるよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
⑫最高裁の判決で確立している「整理解雇4要件」を法律に明記するよう求めること。	最高裁判例による「整理解雇4要件」を踏まえて現行の労働者契約法16条にその趣旨が規定されているが、法律への明記は国において判断されるべきことと考える。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑬事業所の閉鎖・移転・縮小の際に、自治体と協議する仕組み（リストラ・アセスメント制度）の創設を求めること。また鳥取県独自の仕組みも構築すること。</p>	<p>事業所閉鎖等により相当数の離職者が発生する場合は、労働施策総合推進法の規定により、事業主は「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」をハローワークに提出することとされている。</p> <p>なお、県としては、上記の提出の有無に関わらず、相談の離職者が発生することを把握した場合、事業主に対して直ちに実態を確認するほか、緊急雇用対策会議や新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチーム会議を開催して労働局や商工団体等と情報共有し、離職者の再就職支援を実施するなど独自に取り組んでいるところであり、今後も引き続き同様の対応を取ることとしている。</p> <p>・新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチーム活動推進事業 2, 113千円</p>
<p>⑭労働者の使い捨てとなる労働者派遣法は、臨時的・一時的・上限1年とし、違反した場合は直接雇用するなど抜本改正し、派遣労働者を保護する仕組みとなるよう求めること。県庁や県警の受付は県民の窓口として大切であり、派遣労働者ではなく県庁職員（直接雇い）で対応すること。</p>	<p>平成27年9月の労働者派遣法の改正により、「派遣労働という働き方、及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とする」という考えに基づき、「すべての業務で派遣可能期間が原則3年を限度」に見直されたところであり、引き続き国における法律の運用等の動向を注視していく。</p> <p>公共サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政体制とするためには、民間活力の導入が必要であり、県庁及び警察本部の受付業務についても、その一環として取り組んでいるところである。</p>
<p>⑮とりわけひどい男女間の賃金格差を是正するため、ILO条約の「同一価値労働・同一報酬」と均等待遇の原則を、労働基準法や男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法などに明記するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視している。</p>
<p>⑯ブラックバイトあり、高校生や大学生などの学生に、労働者の権利を学ぶ機会を保障すること。鳥取県労働委員会として、大学などへの出前学習会や相談会を行い、その役割を果たすこと。</p>	<p>県中小企業労働相談所「みなくる」が、高校・大学向けに「出前セミナー」を実施している。また、社会人としての心構えや労働基礎知識をハンドブック「THE社会人」としてまとめ、県内高校3年生全員へ配布し労働教育に活用している。</p> <p>また、労働委員会では、既に高校生・大学生等を対象とした出前講座を実施しており、引き続き実施し、労働教育・労使紛争の未然防止等に努める。</p> <p>・労働者福祉・相談事業 34, 228千円</p>
<p>⑰一般労働者との賃金格差をなくすため、保育・介護・障がい福祉労働者の賃金を直ちに5万円アップするよう求め、県としても独自の賃金支援をすること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算のほか、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけていくこととしており、県独自の賃金上乘せ支援は考えていない。</p> <p>また、国において、令和元年10月の消費税率引き上げにあわせて、介護・障がい分野に従事する職員に対して、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした報酬上の処遇改善加算制度が創設されており、県独自の加算制度の創設は考えていない。なお本件については、国の令和3年度報酬改定検討会議の論点にもなっており、この動きを注視している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【中小企業・公共事業】</p> <p>①中小企業・小企業振興条例を制定すること。あるいは県産業振興条例の中に、小企業振興の規定を新たに加えて施策を具体化すること。小企業の実態をつかむため、商工団体に尋ねるだけでなく、県が直接、全事業所実態調査を行うこと。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、小規模事業者を含め全ての県内事業者の育成・振興を図ることをもって県内産業全体の底上げを図るため制定されたものであり、県としても本条例の理念に沿って支援団体等とともに小規模事業者支援に取り組んでいることから、条例改正を行うことは考えていない。</p> <p>また、小規模事業所の実態に関し、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途アンケート調査等を行うことは考えていない。</p>
<p>②新型コロナ対策の成果を生かし、日常的にも経営が大変な中小企業の社会保険料、事務所家賃や機械設備のリース料など、固定費を支援する制度をつくること。</p>	<p>中小企業者に対する県の助成制度は、新事業展開や商品開発等による付加価値向上などを積極的に行う企業を支援するものであり、中小企業者の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>③コンビニ加盟店が求める営業時間や日数などを、本部が尊重するしくみを求め、コンビニオーナーやその家族を守ること。</p>	<p>フランチャイズ契約に係るトラブル防止については、中小小売商業振興法及び独占禁止法において、トラブル防止のための規制が設けられているところであり、国の今後の動向を注視していく。</p>
<p>④県産材以外にも用途を広げた「住宅リフォーム」「商店リフォーム」助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策目的を持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。</p> <p>このほか、各市町村において独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、市町村と連携、補完し合いながら取り組んでいる。</p> <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。</p> <p>すでに県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のみならず、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいております。単なる商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑤被災した中小企業への直接支援制度を創設すること。</p>	<p>災害時の事業所の復旧は、事業者が独自に保険加入し自然災害に備えておくべきものであることから、直接支援制度を恒常化することは考えていない。</p>
<p>⑥事業承継税制の10年の期間限定を廃止し、相続税・贈与税は猶予でなく免除とすること。</p>	<p>税制の拡充等については国において検討されるべきものとする。</p>
<p>⑦予定地の住民の理解が得られない山陰近畿自動車道「南北線」は、凍結・中止すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（南北線）については、産業・観光に寄与し、地域の活性化に資するものであるため、早期事業化に向けて都市計画手続を行っているところである。地元説明会やパブリックコメント、公聴会等で寄せられた意見について、現在国で対応を検討しており、引き続き沿線住民の理解が得られるよう丁寧な対応を行うよう国に働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【農林水産業】</p> <p>①国内生産を脅かす日米FTA、TPP、日欧EPA、日英EPAなどの歯止めなき輸入自由化路線は見直しを求め、所得・価格保障を充実させ、食料自給率を50%に引き上げるよう求めること。</p>	<p>TPPなどについては国益全体を考えながら国会で承認されたものであり見直しを求めていくことは考えていない。</p> <p>なお、これまで貿易交渉の際には国内農林水産業への影響を最小限とすること、また、食料自給率向上にも資する農林水産業の競争力強化に向けた万全な対策を講じることなどを求めている。</p>
<p>②新型コロナでコメ需要が減り、需給調整が必要になっている。生産数量目標配分に政府が直接関わり、余剰米の政府買い入れを増やすなど、需要と価格の安定に国が責任をもつよう求めること。コメ余りの下、国が国産米の輸出をすすめながら、ミニマムアクセス米の輸入を継続するのは矛盾しており、輸入中止を求めること。</p>	<p>稲作農家の所得を確保し経営の安定化を図るため、全国的な調整の仕組みなど実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進するよう、令和2年7月に国へ要望している。ミニマムアクセス米は、協定に基づき、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③コメ戸別所得補償制度を復活し、元の15000円/10aの補償額とすること。また生産コストと販売価格との差額補填する「不足払い制度」の創設を求め、県としても独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p>
<p>④コメの需要拡大と食育のため、保育園の給食に県産米を使うための支援をすること。</p>	<p>市町村や私立幼稚園設置者、私立保育園設置者が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業） 150千円
<p>⑤水田維持のための水田活用直接支払い交付金は、麦・大豆・飼料作物は現行3万5千円/10aを5万円/10aに、米粉・飼料用米は8万円/10aとなるよう、転作面積や高収益作物転作面積の拡大などの条件づけず、支援額単価を拡充するよう求めること。都道府県連携型助成を積極的に活用すると同時に、転作面積拡大を要件としない県独自の底上げ支援も検討すること。</p>	<p>大豆、飼料用米等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等について十分な予算を確保するよう令和2年11月に国へ要望しており、国に支援水準の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>転作作物の生産拡大を推進するため、都道府県連携型助成については、当初予算で対応することとしていることから、転作面積拡大を要件としない県独自の支援は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水田農業の収益性向上対策支援事業（新規）46,000千円（うち飼料用米の生産拡大支援 10,000千円）
<p>⑥規模拡大しない酪農・畜産にも畜舎等の支援をすること。酪農ヘルパーへの県の支援を継続・増額すること。</p>	<p>中小農家による活用が想定される規模拡大を要件としない県版クラスター事業について、令和3年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳増産対策支援事業 14,945千円 <p>なお、酪農ヘルパーについては、既に積立済みの鳥取県酪農ヘルパー対策事業基金の活用で対応が可能である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦野菜・果樹等の野菜価格安定制度の保証基準額を引き上げること。特産品の梨を価格保証の対象に加えること。</p>	<p>野菜価格安定対策制度の保証基準額については、野菜の市場販売価格が著しく低落した時に、過去6年間の平均販売価額から割り出した保証基準額との差額を補給金として交付している。収入保険制度の活用も想定されることから、保証基準額の引上げを求めることは考えていない。</p> <p>梨の価格安定のため、災害対応や価格急落回避などの出荷調整に係る冷蔵庫保管料、需給調整に係る関東や九州市場への出荷運賃等について、鳥取梨生産振興事業で経費の補助を実施している。個々の梨農家については、果樹共済や収入保険の既存制度の活用を推進しており、価格保証の対象に梨の追加を求めることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業 29,231千円 ・鳥取梨生産振興事業（果実緊急価格安定対策事業）11,000千円
<p>⑧麦・大豆の自給率引き上げの支援制度をつくり、生産額と販売額の差額補填する交付金制度の創設、学校給食での活用への支援を行うこと。</p>	<p>国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。なお、大豆等の生産性向上に向けた取組を令和3年度当初予算案で支援することを検討している。また、市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の産地消費率を高める取組への支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水田農業の収益性向上対策支援事業（新規）46,000千円 （うち大豆等産地生産性向上支援 36,000千円） ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）150千円
<p>⑨中山間地域等直接支払制度は、集落要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化をすすめるよう求めること。県独自の直接支払制度も創設すること。</p>	<p>中山間地域等直接支払制度は、今年度から始まった第5期対策（令和2年度～令和6年度）より、遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に変更、体制整備単価（10割交付単価）要件を「集落戦略の作成のみ」に一本化するなど、大幅な制度改正が実施された。</p> <p>県は、市町を個別に回り新たな制度について周知を図ったところであり、今後、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて国に事業制度の見直し等を働きかけていく。</p>
<p>⑩加入率が低い収入保険制度、加入率が低下している共済制度の加入率を高めるため、保険料支援制度を県として創設すること。白色申告者も収入保険に加入できるようにすること。</p>	<p>収入保険制度と農業共済制度は、農業経営のセーフティネットであり、国において既に農業者が支払う保険料や共済掛金等の一定割合を補助している。収入保険については、感染者の発生など新型コロナウイルスに伴うリスクにも対応すべく、新たに加入する場合に呼び水として加入者が負担する保険料の一部を新型コロナウイルス対策として支援する制度を令和3年度当初予算案において検討しているが、共済制度の掛金助成は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策農業収入保険加入促進緊急支援事業 16,000千円 <p>また、収入保険の加入対象を収入把握が正確に行える青色申告者とするのは妥当と考えるため、白色申告者を対象に加えることを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑪災害で被災した農家への、必要な施設や機械の復旧・更新・整備に、特別支援制度を創設すること。	災害で被災した農家に対して、雪害による被災ハウスの復旧事業や、豪雨による農林業施設等への復旧事業など、被災状況を見極めながら、緊急的に復旧対策を行っているため、特別支援制度の創設は考えていない。
⑫種子法の復活を求めること。登録された作物の種や苗の自家増殖を原則禁止する改正種苗法の撤回を求めること。また改正法のもとで必要となる「許諾料」について、県として農家負担軽減の支援を行うこと。(山梨県が許諾料支援を検討。)	令和元年7月に鳥取県農作物種子条例を制定し、県が果たすべき役割を明確にしたところであり、種子法の復活について、国への要望は考えていない。 また、育成者権保護の必要性から改正種苗法の撤回を求めることは考えていない。 なお、自家増殖に対する許諾料の農家負担軽減の支援については、現行の種苗を購入した時の許諾料を上回ることは想定されないことから支援は検討していない。
⑬県の農業支援の補助金等は、規模拡大や法人化を対象にせず、農業を続けたい・やりたい人全てを対象にすること。	県の農業支援の補助制度等は、担い手の規模拡大や法人化のみを補助対象としていない。県は、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の実現に向け、多くの意欲ある農業者の経営や地域農業の将来を見据え、活力を維持し、発展につながるよう、生産現場の要望等を踏まえ、必要な各種振興施策を推進している。
⑭国の農協「改革」の押しつけに反対し、農協の自主性・独立性を尊重し、組合員・役員が力を合わせて協同組合としての原点にたった役割が果たせるよう、県として協力・支援すること。	農協改革については、県内JAグループにおいて自ら必要な自己改革が行われているものと承知している。
⑮農地中間管理事業は、条件不利地も事業の対象にし、借り受けた農地は団地化など必要な改良・整備を行い、地域の担い手に優先的に貸し出せるようにすること。	農地中間管理事業は、担い手に優良な農地を集積・集約化し、農業の生産性を高めることで、競争力を強化することを目的としており、条件不利地については事業対象としていないが、条件不利地であっても団地化や必要な改良整備を行うことで担い手農家等による活用が見込まれる場合は、農地中間機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業を活用して整備した上で貸付を行っている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩月齢規制が廃止されたBSEの全頭検査を復活すること。EUでは、子どもの成長異常や乳がん発生リスクがあるとして輸入が禁止されている、牛成長ホルモン投与の米国産牛肉は日本でも輸入禁止するよう求めること。発がん性が指摘されている農薬グリホサートの検査を県独自に行い、学校給食のパンへの使用を禁じ、県産小麦使用の支援をすること。小麦の食品表示は産地を書くようにルール化すること。</p>	<p>内閣府食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえ、平成29年4月のBSE対策特別措置法施行規則の改正により健康牛のBSE検査は廃止されたことから、全頭検査の実施は考えていない。</p> <p>牛のホルモン剤については、世界的に見ても米国、カナダ、豪州で使用が認められており、国際基準(Codex基準)においても適正に使用される場合、人の健康への悪影響はないと判断されている。我が国では、薬事・食品衛生審議会において安全性を評価し残留基準を設定するとともに、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入牛肉のホルモン剤等の残留動物医薬品についてモニタリング検査を実施していることから、輸入禁止を求めることは考えていない。なお、厚生労働省は、EUの措置については、国際的には科学的根拠に裏打ちされたものではないとされているとの見解を示している。</p> <p>グリホサートの発がん性について我が国では、内閣府に設置されリスク評価を行う「食品安全委員会」が平成28年7月に「発がん性及び遺伝毒性は認められない」との見解を示しているが、国は農薬取締法の規定に基づき、令和3年度からグリホサートに関し再評価を実施する予定としていることから、国の検討状況を注視していきたい。また、全国でグリホサート基準値超過事例はなく、検査の必要性はないと判断している。そのため、学校給食のパンの使用を禁じたり、国産小麦への切替は必要ないと考えるが、どこの小麦を使用するかは、市町村の判断になる。</p> <p>また、小麦の表示については、食品表示法第4条第1項の規定に基づく表示基準により、生鮮品であれば原産地を、輸入小麦粉であれば、原産国名を表示するよう定められている。</p>
<p>⑪ゲノム編集食品は、遺伝子組み換え食品と同等の規制を求めること。</p>	<p>国は、令和元年9月に策定した「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」において、ゲノム編集技術応用食品のDNAの変化とその安全性は、自然界または食品衛生法上特段の規制が設けられていない従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから、事前相談を行った上で届出の対象としているが、ゲノム編集技術応用食品の利用の実績、今後の科学的知見の充実、国際的動向等を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととしている。本県としても引き続き国の検討状況を注視していく。</p>
<p>⑫標準伐期齢約50年での皆伐は、再び森林資源を枯渇させ、優良な資源作りを放棄するだけでなく、資源の再生を困難にするため、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業に取り組むこと。</p>	<p>地形や路網の整備状況等の実態に応じて長伐期や複層林化を図るとともに、皆伐と再造林を進めることにより森林資源の平準化を図り、持続可能な林業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来を伐り開く皆伐再造林推進事業 18,551千円 ・皆伐再造林を支える優良種苗安定供給戦略事業 30,926千円 ・間伐材搬出等事業 624,000千円 ・路網整備推進事業 503,054千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑱森林組合、製材業、工務店が連携して、地場木材を活用するしくみをつくること。公共施設への県産材活用が計画的に行えるようにすること。	<p>林業・木材産業の川上から川下までの事業者連携によるサプライチェーンを構築するとともに、ICTを活用した県産材のマッチングを推進する取組への支援を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・県産材安定供給推進事業 3,000千円</p>
⑳自伐型林業に従事する若者が増えており、県としての支援策を講じること。	<p>自伐型林業にも活用できる支援事業として、林業技術等を習得するためのOJT研修に要する経費を令和3年度当初予算案で検討している。また、林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備等の助成を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・鳥取県版緑の雇用支援事業 46,581千円</p> <p>・森林整備担い手育成総合対策事業 41,936千円</p>
㉑森林組合の組合員が所有する面積は大きく、地域の森林整備の中心的な役割を担っており、役割が発揮できるよう、森林組合自身への支援を行うこと。	<p>森林組合が行う、高性能林業機械導入や路網整備などの条件整備や、現場作業を担う人材育成などへの支援を通じて、その活動を支援するよう令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 114,922千円</p> <p>・路網整備推進事業 503,054千円</p> <p>・鳥取県版緑の雇用支援事業 46,581千円</p>
㉒2020年度施行の漁業法は、地域に定着した漁業者の優先権を保障する条例を策定すること。	<p>改正漁業法において、漁業権を付与する者の決定については、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合、その者に免許することが規定されている。</p>
㉓漁業共済・積み立てプラス制度を拡充し、所得対策を充実するよう求めること。	<p>国の漁業共済・積み立てプラス制度は、減収等に係る各種補償において有効に機能しているところであり、具体的な支援の要請があれば、必要に応じて国へ働きかけていく。</p>
㉔時限立法措置の燃油の減免措置を恒久化するよう求めること。	<p>農林漁業者に係る軽油引取税の課税免除特別措置は令和5年度までとなっているので、令和6年度以降に向けた国の検討を注視していく。</p>
㉕クロマグロの国際的な管理体制のもとで行う漁獲割当は、大中巻き網漁の漁船への規制をつよめ、沿岸漁業の操業を優先し、資源管理をすすめ、多様な規模の漁業の共存を図ること。	<p>日本海で操業する大中型まき網は、2011年から他の漁業に先駆けて自主的に大型魚の漁獲上限の設定や操業自粛期間を定めるなど、厳しく資源管理に取り組んでいる。引き続き国際委員会が定める科学的根拠に基づく資源管理に取り組んでいく。</p>
㉖公選制が廃止された海区調整委員の選出は、漁業者の意見を十分反映させ、中小漁業者を閉め出す事が無いようにすること。	<p>海区漁業調整委員会の委員については、公選制から知事選任となったが、漁業者の意見を十分反映できるよう漁業者、漁業者団体等からも推薦・応募を求めた。</p>
㉗漁業船管水域（EEZ）における外国漁船の規制、日韓・日台・日中などの漁業協定の締結を国の責任ですすめ、操業の安全を図るよう求めること。	<p>令和2年7月5日に農林水産部長が水産庁長官に日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について要望した。今後も引き続き国へ要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【税制・金融】</p> <p>①消費税は8%の段階から景気低迷が続いている。利益がなくても払わなければならない消費税は、新型コロナ禍、ますます事業者の負担となっている。10%から、早急に5%に減税し、19年度、20年度分は納税免除すること。消費税免除事業者を、少なくとも年間売り上げ3000万円から1000万円にもどすよう求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引き下げ及び納税免除を求めることは考えていない。</p> <p>消費税免税点制度は、中小事業者の事務負担軽減等の観点から、消費税創設時から設けられている特例措置であるが、免税事業者が全体の6割を占めている当時の状況から、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかと国民の不信感を解消し、消費税に関する国民の信頼性や制度の透明性を向上させるために平成15年度税制改正により免税点が引き下げられたものと認識しており、引き上げを求めることは考えていない。</p>
<p>②2023年10月から実施予定のインボイス(適格請求書)制度は、中小業者にとって実務負担や、導入に伴う新たな経費負担が増え、インボイスが発行できない事業者や免税業者が取引から排除される恐れがある。インボイス制度の導入中止を求めること。</p>	<p>複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の廃止を求める考えはない。なお、影響は広範囲にわたることから、導入において事業者の混乱を招かないよう、令和5年10月1日の導入までの経過措置期間内に丁寧な周知を行うよう、知事会等を通じて国に要望している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③コロナ禍でも空前の資産を増やしている富裕層や大企業に応分の負担を求める税制改革を求めること。</p> <p>大企業などを優遇する研究開発減税、納税連結制度、受取配当益金不算入制度などの抜本の見直しを求め、大企業に収益に応じた税負担を求めること。</p> <p>多額の為替取引に対して、低率で課税する「為替取引税」を創設するよう求めること。</p> <p>富裕層の高額の株式配当に、所得税・住民税の最高税率を適用することや、引き下げられた所得税・住民税の最高税率を20%から引き下げ前の水準に引き上げること。相続税・贈与税の最高税率は、55%から2003年の元の70%にもどすよう求めること。富裕層の資産に対し、低率で毎年課税する新たな「富裕税」の創設を求めること。</p>	<p>○ 個人、法人課税の根幹の問題であり、課税の公平性、望ましい税収規模、税負担のあり方など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>なお、令和3年度税制改正大綱において、「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度の在り方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」とされているところである。</p> <p>○ 研究開発税制等の制度は、次のような目的で導入されており、大企業を優遇するためのものではないと認識していることから、見直しを求めることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制：企業の研究開発のための投資の促進による成長力、国際競争力の強化 ・連結納税制度：企業集団を一つの課税単位とすることによる実態に即した適正課税の実現、組織再編の促進 ・受取配当益不算入制度：支払配当には法人税が課されることから、受取配当への二重課税防止 <p>○ 為替取引税については、目的や概要など意図するところをよく認知していないが、為替取引等により得た所得については既に課税されているところである。</p> <p>○ 相続税、贈与税の最高税率や富裕税については、国全体として所得再配分をどのような形でどれだけ行うのかに関わる議論であり、国政の場で議論されるべき問題である。</p> <p>なお、相続税については、平成21年の税制抜本改革法によって格差の固定化の防止等の観点で税率構造等の見直し検討を行うこととされ、平成25年度税制改正で最高税率が55%とされたところである。</p> <p>また、富裕税については、わが国で戦後まもなく制度化され、わずか3年で廃止された税目である。欧州でも1990年代までに多くの国で廃止されていると承知している。</p>
<p>④医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還元されるしくみをつくるよう求めること。</p>	<p>平成31年度与党税制改正大綱において、「診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。」として、国においては診療報酬の見直しによって解決を図ることとされたことから、税制を見直す要望は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤基礎控除を現行の38万円からヨーロッパなみの76万円に引き上げるよう求めること。	働き方の多様化による社会構造の変化に対応するため、個人の選択に中立的な税制の実現に向けた個人所得課税の見直しが現在、国において進められている。 平成30年度税制改正において、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直し（所得税基礎控除額38万円→48万円）が行われたところであり、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。
⑥高齢者の公的年金等控除の最低保障額を120万円から元の140万円にもどすよう求めること。	少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の租税負担の公平性を確保する観点から措置されたものであり、制度の見直しを求めることは考えていない。
⑦マイナンバー制度の適用拡大は、個人情報を民間企業にも管理させ、家族構成など重要な個人情報が流出する危険性がある。マイナンバー制度のこれ以上の適用拡大をやめ、制度そのものの廃止を求めること。	マイナンバー制度は、各種申請手続時に、これまで添付していた個人情報を含む書類を省略できるものであり、マイナンバー制度の適用拡大により、民間企業が管理する新たな個人情報が拡大するものではない。 また、情報漏えいに対する対策については、制度面（罰則の強化、第三者機関による監視・監督の実施、番号利用時の本人確認の義務化など）とシステム面（個人情報の分散管理、インターネットからの完全分離など）の両面から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じていることから、マイナンバー制度の廃止を国に求めることは考えていない。
⑧事業用資産については、一定期間の事業の継承を条件に、相続税の減免制度を設けること。	経営承継円滑化法の改正（平成30年4月）により、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内（令和9年12月31日まで）に承継を行う非上場会社を対象として、株式等に係る相続税を全額猶予となる制度拡充が行われた。 また、平成31年4月より、個人事業者の事業用資産の承継を行う場合、相続税が全額猶予されることとなった。 県としてもこれらの制度の普及啓発を行っていく。
⑨中小企業をはじめ実態経済に貢献する金融への転換を確かなものとするため、「地域金融活性化条例」を制定すること。	金融機関の検査・監督は、国の専権事項であり、国は取引先の経営改善を実現した件数など地域経済への貢献度合を金融機関に公開するよう求めている。このことから、県として条例制定する考えはない。
⑩信用保証の「一般保証」と「セーフティネット保証」の一部に導入された部分保証を、全額保証にもどすこと。	部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めるため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。 また、大規模な経済危機、災害等に際しては、100%保証の危機関連保証が平成30年4月に創設されたことから、著しい信用収縮が起きた際にも中小企業者の資金繰りに対応できると考える。
⑪銀行カードローンに年収1/3を超える貸付を禁じる「総量規制」を導入し、新たな多重債務を防止するよう求めること。	銀行カードローンに係る総量規制については、県として国に法令で規制するように求めることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【被災者支援・消防防災対策】</p> <p>①県被災者住宅再建支援制度は、一部損壊支援の額を引き上げること。被災1件から支援の対象にすること。独自に市町村が支援対象とする場合、県が支援すること。</p> <p>②国被災者生活支援法は、最大300万円の支援額を500万円まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>被災者住宅再建支援制度（県制度）の一部損壊への支援は、令和元年度に一部損壊5%以上の支援額を5万円まで引き上げ、令和2年度に一部損壊10%以上について住宅を建設・購入する場合を新たに支援対象に加え、定額30万円（補修と同額）を支給するよう見直した。</p> <p>県制度は、県と市町村の共同事業で基金を積み立て、県と市町村との協議により発動要件を決めており、現行制度に対して市町村からは新たな見直しの要望は出ていない。県と市町村で積み立てた基金で支援を行う制度としている以上、独自に支援する市町村に対して、県の支援は考えていない。</p> <p>また、国の被災者生活再建支援制度の支援内容の見直しについては、被災者の実相に沿う形が望ましいが、国と地方の共同で積み立てた基金を活用した事業であることから、国及び各都道府県のコンセンサスを得ているものであるため、妥当なものと考えている。</p>
<p>③充足率61%の消防職員の増員や、耐震化率58%の消防局の整備に、県が支援すること。</p>	<p>県内消防職員の充足率は、消防力の整備指針上では61%であることは承知しているが、消防業務は市町村が行う業務であり、県として職員増のための財政支援は考えていない。各市町村の財政問題もあり、現在の限られた人員の中で地域の実情に合った消防活動を実施している。</p> <p>消防庁舎の耐震化については、中部・西部消防局では既に完了している。残る東部消防局では、自己負担が少ない有利な地方債（緊急防災・減災事業債）を活用して令和8年度までに整備する計画であり、県として支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④河川の樹木伐採・河床掘削、土砂災害危険箇所整備、道路防災要対策箇所整備、危険ブロック塀耐震化は、引き続き整備を進捗させること。</p>	<p>河川の河道掘削・樹木伐採や土砂災害危険箇所、道路防災要対策箇所の整備については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）」等の予算を活用して、引き続き集中的な整備促進を検討する。</p> <p>また、危険ブロック塀の耐震化については、国の補助制度創設を受けて市町村が定める避難路沿いのブロック塀の除却等に対する助成を令和元年7月から追加拡充しており、今後も市町村と連携しながら所有者に対して危険ブロック塀の補助制度を活用して除却、改修等を行うよう指導していく。</p> <p>危険ブロック塀の耐震化については、国の補助制度創設を受けて市町村が定める避難路沿いのブロック塀の除却等に対する助成を令和元年7月から追加拡充しており、今後も市町村と連携しながら所有者に対して危険ブロック塀の補助制度を活用して除却、改修等を行うよう指導していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災に強いまちづくり推進事業 23,573千円 （うち危険ブロック塀対策5,000千円） ・震災に強いまちづくり推進事業（危険ブロック塀対策） <ul style="list-style-type: none"> ○避難路沿いのブロック塀（令和元年7月拡充） <ul style="list-style-type: none"> 除却 補助率1/3 補助上限300千円 改修 補助率1/3 補助上限200千円 ○不特定多数の者が通行する道沿いのブロック塀（平成30年～） <ul style="list-style-type: none"> 除却 補助率1/3 補助上限150千円 改修 補助率1/3 補助上限100千円
<p>【交通対策】</p> <p>①主要地方道鳥取港線の鳥取北イオン入り口付近（南隈北）の交差点に、横断歩道を設置すること。</p>	<p>要望箇所における横断歩道の設置については、引き続き、現地の交通状況等の変化を見ながら必要性を検討するが、同所から約100メートル南側には、横断歩道が設置されている南隈交差点があることから、引き続き同交差点を利用されたい。</p>
<p>②県道河原インターを横切る河原町福和田から交差する道に横断歩道と信号を設置すること。</p>	<p>要望箇所における横断歩道及び交通信号機の設置については、現地の交通状況等を見ながら必要性を検討するが、通学児童等歩行者の安全対策として、現在の通学路である河原インター入口交差点信号機を歩車分離化しているので、引き続き同信号機を利用されたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③地域交通確保は、地域の支えあいだけでは持続可能ではない。運転手確保も含め公的に整備すること。</p>	<p>県では、持続可能な地域交通を維持確保していくには、まずは交通事業者が運行することが望ましいと考えており、近年、バスやタクシーのドライバー不足が、公共交通の維持確保の課題になっていることから、県バス協会や県ハイヤータクシー協会及び県トラック協会並びに鳥取運輸支局等と連携して、運転体験付き就職相談会を実施するなどドライバー確保を行っている。</p> <p>また、バス事業者への大型二種免許の取得経費の支援や、女性タクシードライバーの就業環境支援（二種免許取得費用等助成）を行っており、令和3年度についても引き続き支援を行うことを当初予算案で検討している。</p> <p>このような交通事業者に対する運転手確保も行いながら、交通事業者による移動手段の確保が困難な中山間地域等においては、交通事業者を補完する形で、住民ドライバーを活用した交通空白地有償運送などが行われており、令和2年度に開始したバス・タクシーや共助交通を地域の実情に応じて組み合わせ可能な支援制度により支援を行っている。共助交通の実施は中心人物の負担が大きく、高齢化による運行継続が課題であることから、令和3年度は、複数の共助交通を一括して運行管理する組織の立ち上げ支援を新たに制度化することを当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗って守って未来へつなぐ公共交通推進事業 31,345千円 ・地域交通体系鳥取モデル構築事業 260,618千円
<p>④山陰新幹線や伯備新幹線の整備は莫大な予算も必要であり、計画を中止すること。</p>	<p>本県への新幹線の山陰新幹線、伯備新幹線については、基本計画路線として位置付けられているところであり、太平洋側と日本海側の格差是正や災害時のリダンダンシー（冗長性）の確保の観点等からも、現行の整備計画路線の整備の進捗を踏まえて国レベルでの議論を進めていく必要があると考えている。</p> <p>経済効果はもとより、災害時のリダンダンシー確保の観点からも、本県への新幹線の整備が必要と考えており、引き続き山陰における新幹線構想を推進する。</p>
<p>2. 憲法を守り、立憲主義・民主主義・平和主義を回復し、覇権主義の従属・屈辱外交から抜け出し自主・自立の平和外交に転換する</p> <p>①憲法違反の安保法制、秘密保護法、共謀罪の廃止、憲法集団的自衛権の閣議決定の撤回を求めること。</p>	<p>各法律を廃止すべきかどうか等については、その運用状況などを踏まえて国会において十分に議論され判断されるべきものであり、県として廃止を求めることは考えていない。</p>
<p>②「森友学園」、「加計学園」、「桜を見る会」の問題など、一連の安倍・菅政権による国政私物化疑惑を徹底究明するよう求めること。</p>	<p>「森友学園」、「加計学園」、「桜を見る会」などの問題は、いずれも国又は司法の場において事態の解明や見直しが行われるものと認識している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③学問の自由を侵害する日本学術会議の任命拒否を撤回し、全員の任命を求めること。	日本学術会議法第17条の規定に基づき、日本学術会議が行った会員の推薦に対して、菅内閣総理大臣が同法第7条第2項の規定に基づき、6名の任命を拒否した事案については、日本学術会議から任命しなかった理由の開示と任命を求める要望書が管内閣総理大臣に提出されたものと承知している。 なお、政府と日本学術会議は今後のあり方について議論を続けており、その議論の中で要望書への対応が検討されるものと承知している。
④平和と社会保障、個人の尊厳を脅かす自民党の憲法改定案に反対し、合区解消を憲法改定の根拠づけに利用しないこと。	憲法改正については、国会における議論を見守りたい。 なお、合区の解消に向けては、国政に各地域の意見をしっかりと反映できるよう、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応が必要である。
⑤民意を無視し、脆弱地盤で技術的にも行き詰まっている沖縄辺野古への新基地建設に反対し、世界一危険な普天間基地の無条件撤去を求めること。	外交防衛のあり方については、国において国民的議論を行い、政府と沖縄県で十分議論を尽くした上で検討すべき課題である。
⑥鳥取県内で、米軍機の低空飛行訓練や欠陥機オスプレイの飛行が繰り返し目撃されている。これら飛行訓練の中止を求めること。危険な状態を把握するため、飛行ルートや飛行予定を明らかにするよう求め、騒音測定器や監視カメラを設置すること。	米軍機の低空飛行訓練については、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていく。また、国に対し、住民からの苦情が多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置し実態の把握をするよう、毎年、要望しているところであり、県として騒音測定器等を設置することは考えていない。
⑦自衛隊美保基地を出撃基地へと変質させ、欠陥もあり、配備前デモフライトもなされない新型空中給油機は、美保基地への配備を容認しないこと。	空中給油輸送機の配備により美保基地の位置づけは変わらないと聞いている。配備に当たっては、国から協議がなされ、安全面での検証等を十分に行い、判断することとしているものである。
⑧日米地位協定は、米軍に国内法が適用されないため、訓練・演習の規制もできず、事故が起きても日本に捜索権もないなど、不平等な協定である。日米地位協定の抜本改正を全国知事会が求めているが、鳥取県としても求めること。	日米地位協定の見直しに係る全国知事会の提言については、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるように全会一致で採択し提言したものであり、改めて表明することは考えていない。
⑨唯一の戦争被爆国政府として、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めること。	核兵器禁止条約という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。
⑩中国政府が、香港で民主化を求める人々を罪に問うたり、尖閣諸島や南シナ海で覇権主義的な行動をすることは、国際法違反である。厳しく抗議するよう求めること。	国際法という外交上の問題は国の専権事項であり、国において責任を持って対応されるべきものである。
⑪日韓両政府が、徴用工裁判、慰安婦裁判について、被害者の尊厳と名誉を回復する立場で冷静で真剣な話し合いの努力をするよう求めること。また岩美町荒金鉱山で生き埋めとなっている朝鮮人とその家族の遺骨が帰国できるよう、政府に働きかけを続けること。	国と国との関係は政府が責任をもって対応すべき事項であることから、政府に求めることは考えていない。 また、岩美町荒金鉱山で生き埋めになっている朝鮮人の遺骨収集及び遺族への返還については、今後も国へ働きかけていく。
⑫北朝鮮拉致被害者救出のため、拉致問題も含めた日朝間の諸問題を、平和的かつ包括的な話し合いで、解決の道を開くよう求めること。	国に対しては、機会をとらえて松本京子さんを始めとする拉致被害者全員の即時帰国実現のため、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉も見据え、あらゆる手段を尽くし、具体的行動を起こすよう強く要望している。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 地球規模の環境破壊を止め、自然と共生する経済社会をつくる</p> <p>【環境・原発・エネルギー・ゴミ・廃棄物・住宅】</p> <p>① 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、2030年度までに1990年比で40～50%減とする旨をもち、再生可能エネルギーの飛躍となるよう具体的な計画をもつこと。再生可能エネルギー普及にあたっては、住民合意、健康や環境が守られるルールをつくるよう国に求め、県独自にも条例やルールを作ること。太陽光発電の環境基準を決めて、環境アセスメントの手続きに組み込んでいくこと。(県独自にも)。風力発電は、国の騒音指針は2000キロワット/基の想定であり、現在計画が相次いでいる4000キロワットに対応した指針や累積的影響を加味したものへと見直しをすること。また土砂災害区域など環境破壊につながる場所を除外するゾーニング規制をすること。また、企業自身が自らの電力供給を再生可能エネルギーでまかなうよう求めること。</p>	<p>県では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことについて、国に先駆けて令和2年1月に知事が表明し、同年3月に策定した「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを長期目標に見据え、2030年に温室効果ガス排出量40%減(2013年度比)を目標に掲げ、脱炭素化に向け様々な取組を進めているところである。</p> <p>県では、風力発電等に係る許認可等の手続において、地元意見が適切に反映される仕組みを構築すること等を昨年11月にも国に要望している。また、環境影響評価に当たり県では既に厳しい条例や技術指針を制定しており、環境影響評価手続においてこうした指針等の下、専門家や市町村の意見等も踏まえた上で厳正に対処していく。</p> <p>太陽光発電事業については、環境影響評価法で定める対象規模より厳しい水準(敷地面積20ha以上、特別地域では10ha以上)のものについて、すでに条例の対象としている。</p> <p>環境省が作成した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」は、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して作成されたものであり、その内容は発電規模に左右されるものではない。</p> <p>風力発電事業については、市町村の意見も伺いながら個別案件ごとに対応していくことが現実的であり、ゾーニング規制をすることは考えていない。</p> <p>企業の使用電力の再生可能エネルギーへの転換については、令和元年12月に県が「再エネ100宣言RE Action」のアンバサダー(応援者)に就任し、商工団体や市町村と連携して企業等に転換を働きかけてきている。</p>
<p>② 住民から反対の声が出ている、「鳥取風力発電計画」、「西部風力発電計画」、「青谷風力発電計画」は、県としても設置に反対すること。また業者に説明責任を果たすよう求めること。</p>	<p>いずれの事業計画も現在環境影響評価手続中であり、県は、公正な立場から、技術指針等に基づき、専門家や市町村の意見等も踏まえた上で、厳正に対処していく。なお、これまでも事業者に対し地元へ丁寧に説明すること等を要請してきている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③FIT法に、送電事業者の再生可能エネルギーの買い取り義務の復活、送電会社に送電網の増強義務を課すこと、住宅用太陽光発電や市民共同の取り組みを柱に位置づけること、買い取り対象は地域・自治体主導の小規模で地域貢献のものを優遇する仕組みを取り入れること、小型風力の買い取り価格の復活を、盛り込むよう求めること。</p>	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」において、電気事業者は、再生可能エネルギー発電の電気を、国が定めた価格・期間で買い取る義務を既に負っている。</p> <p>国は、令和2年にFIT法を改正し、令和4年4月からは、大規模な太陽光や風力発電などの電源（競争電源）においては、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）を創設し、運用することとしている。</p> <p>また、小規模事業用太陽光発電などについては、当面は現行のFIT制度の基本的な枠組を維持しつつ、地域活用要件を設定し、自家消費や地域と一体となった事業を優先的に評価するよう検討が行われている。</p> <p>さらに、再生可能エネルギーポテンシャルを活かす送電網の増強を図るため、これまで地域の送配電事業者が負担していた、再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度が創設されている。送電網の増強については、県単独及び、本県も参加する自然エネルギー協議会により国に要望している。</p> <p>また、陸上風力発電は2021年度から250kW以上が入札対象となるため、陸上風力発電（250kW未満）は調達価格17円、陸上風力発電（250kW以上）は、上限価格17円の入札制と規模に応じて分ける方向で国が調整しているところである。</p>
<p>④電力自由化がスタートしたが、消費者が選択できるよう、「電源構成の表示」を義務づけること。</p>	<p>一般消費者に分かりやすい電源表示とするよう、本県も参加する自然エネルギー協議会で昨年12月に国に提言を行ったところである。</p>
<p>⑤コロナ危機からの経済回復は、外需や企業誘致中心ではなく、再生可能エネルギーや農林水産業の発展などのグリーンリカバリー（環境に配慮した回復）の立場で取り組むこと。</p>	<p>カーボンニュートラル社会実現に向けた動きが加速する中、再生可能エネルギーの導入促進や、今後の産業需要拡大が見込まれる脱炭素関連産業への企業参入や投資など推進していく。なお、今後の県経済・産業の持続的発展を図るには、海外を含めた域外需要の獲得や成長分野の企業誘致など、今後とも欠かせない取り組みと考えている。</p>
<p>⑥島根原発2号機の再稼働、3号機の稼働は中止を求めること。中国電力との安全協定は、直ちに島根県と同等のものとなるようにすること。原発事故の避難計画は放射性物質放出前に避難できるものと改善すること。</p>	<p>原子力発電所の稼働については、国に対し、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明するよう強く要望している。これらの説明を受けた後、原子力安全顧問、県議会での議論、米子市・境港市のご意見を踏まえ、県として判断を行う。</p> <p>中国電力との安全協定の改定については、中国電力が自身の課題として解決されるよう、引き続き粘り強く米子市、境港市とともに求めていくとともに、国に対して重ねて、立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導することを要望していく。</p> <p>避難計画については、国の指針に基づき、まずは屋内退避を行うこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦健全な環境や、人間の健康と動物の健康を一つの健康と考える「ワンヘルスアプローチ」が国際的に急務となっている。感染症を拡散する恐れのある野生生物の取引と消費の抑止、森林破壊の防止、乱暴な土地利用の転換の抑制、自然との調和を欠いた農業や畜産から持続可能な食料生産への転換を推進すること。</p>	<p>農林水産業での持続可能な食糧生産、森林環境保全を図るため、「とっとり農業生産1千億円プラン」や「とっとり森林・林業振興ビジョン」を改訂し、持続可能な農林水産業の発展に向けた取組を進めていく。</p>
<p>⑧住民が反対し、環境を破壊し、ゴミ減量化に逆行する淀江産廃処分場計画は白紙撤回すること。また計画地から発掘された貴重な土壌積み前方後円墳は、専門家に意見を仰ぎ、「記録保存」ではなく、「現地保存」すること。また、2019年11月19日の記者会見で知事が述べた、「地下水調査をさせていただくことで、その結果は当然ながら尊重すべきものだと考えています。従いまして、従来の（産廃処分場）計画について白紙に戻る可能性だってある」という立場に間違いはないか、確認する。また、計画地の米子市と環境プラントの「開発協定」は変更が必要との県の立場は変わっていないか。何を根拠に変更が必要としてきたのか回答すること。</p>	<p>産業廃棄物管理型最終処分場は、産業振興のみならず、本県の良い自然環境を守るためにも、県民の身近な生活で発生する廃棄物の処分場所として我々の生活を支える必要不可欠な基礎的インフラである。</p> <p>公益財団法人鳥取県環境管理事業センターによる米子市淀江町地内での設置計画は、令和元年5月に廃棄物処理施設設置手続条例に基づく手続が終了したが、地元住民の方々のご不安に伝えるため、同年11月の県議会において、計画地周辺の地下水等調査に係る条例及び予算が議決され、調査を実施しているところ。</p> <p>前方後円墳の埋蔵文化財発掘調査は、現地調査を終了しており、調査済みの墳丘は、当面、現状のまま保護するため、センターが埋戻し・緑化を行うこととしている。</p> <p>記者会見での発言は、地下水等調査に係る条例及び予算を提案するに際し、調査は中立的なものであるという趣旨で述べたもの。</p> <p>計画地の米子市と事業者との「開発協定」の変更の必要性については、協定の当事者間で判断されるべきものと考えている。</p>
<p>⑨廃プラスチックを削減するためにも、プラ製造企業の自主努力に委ねるのではなく、使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止のルールを確立するよう求めること。</p>	<p>国においては、「プラスチック資源循環戦略」に基づき、使い捨てプラスチック製品等について、レジ袋の有料化や、技術開発等を通じて、その機能性を保持・向上した再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進することなどによりプラスチック資源の循環に取り組んでいる。</p> <p>本県では、現在、とっとりプラごみゼロチャレンジを県民運動として進めており、プラスチックに代わる再生可能資源の研究等に取り組む企業への支援や、使い捨てプラスチックの使用削減・適正処理等に関する普及啓発を行っているところであり、こうした取組を継続し、ライフスタイル変革に関する県民理解を醸成していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩県は、市町村に上下水道の広域化や民営化を押しつけないこと。特に、命の水のあり方を採算性で判断することになる、上下水道の民営化はしないこと。</p>	<p>人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大、技術者不足等の課題に対応し、上下水道事業の基盤強化を図るため、平成30年度から県内3流域別、上下水道別に全市町村参加の検討会を設置し、広域化・共同化の検討を進めている。</p> <p>令和2～3年度に自然体将来推計や広域化等の効果のシミュレーションを実施し、令和4年度に市町村が参画する法定協議会において広域化等の効果も踏まえ、広域化・共同化計画等を策定する予定である。</p> <p>上下水道の官民連携については、コンセッション方式等の様々な選択肢があることから、事業主体である市町村において、その導入については慎重に検討され、判断されるものと考えている。</p> <p>なお、コンセッション方式については、現時点で導入の意向を示している市町村はないものと認識している。</p>
<p>⑪県営住宅を増設するか、民間住宅の県営住宅としての借り上げし、安価な住宅を確保すること。</p>	<p>県営住宅については、長期的に人口、世帯数の減少が見込まれている状況から、借上げも含めて増設は行わない方針としている。</p> <p>住宅確保要配慮者に対しては、新たな住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅の登録戸数の増加を図るとともに、現在鳥取市など2市1町で実施している登録住宅に対する家賃補助制度を他の市町村でも実施するよう働きかけを行っている。</p>
<p>⑫中海は浄化の取り組みとモニタリングが続けられているが、元のきれいで豊かな状態にもどっていない。2堤防とも開削することを決断すること。</p>	<p>鳥取・島根両県知事の大橋川改修事業に係る協定書（平成21年12月締結）では、「中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合は、速やかに、中海会議（協議会）において、国とともに、将来的な大海崎堤の開削を含め幅広く適切な対策を協議検討すること。」とされており、毎年度、中海会議において、関係者で現況を確認している。</p> <p>令和元年度の水質は、昭和59年の水質保全計画策定以降、全窒素、全リンは計画目標を達成して最も改善した値であり、CODは米子湾エリアのみ目標未達成（全12地点中11地点は目標達成）の状況であった。</p> <p>このため、米子湾エリアに係る水質浄化について、国、両県及び米子市ではさらに連携して、流入及び湖内対策を総合的・集中的に取り組んでいるところで、中海会議において、現段階において開削について議論する状況にないと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. ジェンダー平等社会の実現、多様性を大切に、個人の尊厳を尊重する政治を</p> <p>【ジェンダー平等・性の多様性・人権】</p> <p>①男女雇用機会均等法に盛り込まれた「間接差別」の禁止は、「募集や採用の際に身長・体重を要件にすること」、「募集・採用、昇進などに際して転居を伴う転勤を条件とすること」、「昇進にあたって転勤経験があること」の3つの場合だけである。「すべての間接差別の禁止」を明記するよう求めること。</p>	<p>「間接差別」の要件を含め、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されるものであり、その動向を注視していきたい。</p>
<p>②妻など家族従業者の働き分を正當に評価し、必要経費と認められるようにするため、所得税法56条の廃止を求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>③選択的夫婦別姓制度の導入を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、昨年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされたところである。</p> <p>また、平成27年の最高裁判決においても、「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」とされており、本県としては、国の動向や国会の議論を注視しているところである。</p>
<p>④性暴力被害者支援センターは、被害者の24時間対応ワンストップ相談体制となるよう、正規職員を増員し、国に支援基準額の引き上げを求めること。</p>	<p>性暴力被害者支援センターと通りの24時間365日化については、令和2年8月19日開催の鳥取県性暴力被害者支援協議会において、国が設置するコールセンターを活用して実施する方針を決定し、令和3年度当初予算案において性暴力被害者支援センターと通りの体制整備を検討している。</p> <p>・犯罪被害者等相談・支援事業 20,386千円</p> <p>また、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金の拡充については、令和2年7月に内閣府へ要望した。</p>
<p>⑤強姦性交等罪の「暴行・脅迫要件」を撤廃し、同意要件の創設、性交同意年齢16歳への引き上げ、子どもの性暴力での罪の加重、子どもが被害者の場合の時効停止など、刑法の見直しを求めること。</p>	<p>刑法附則第9条に基づき、法務省は現在、性犯罪事案の実態に即した制度の在り方について「性犯罪に関する刑事法検討会」で法改正の要否、当否を議論しているところであり、令和2年度内に検討結果をとりまとめ、令和3年度中に検討結果に基づく所要の措置がなされることとなっていることから、この動きを注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥DVの保護命令期間を延長し、加害者側を隔離・更生する取り組みを検討すること。</p>	<p>DVの未然防止及び再発防止のため、加害者に更生プログラムを受けさせる等、加害者更生に関する施策を国の制度として検討するよう従前から要望している。</p> <p>保護命令期間の延長に関しては、6か月の保護命令期間が終了した後、必要がある場合は、保護命令期間を延長する申立てが可能であるため、保護命令期間の延長は難しいと考えている。また、加害者側を隔離することも現行制度上では難しいと考えている。</p> <p>本県においては、県単独事業として、暴力を反省し更生する意思のある者を対象とした加害者向けの電話相談事業を実施している。</p> <p>・DV被害者等総合支援事業（DV加害者電話相談事業） 156千円</p>
<p>⑦法律にセクシャルハラスメント禁止を明記するよう求め、被害者がアクセスしやすく、迅速に調査・認定し、救済命令できる、政府から独立した、各県単位の行政委員会を設置すること。</p>	<p>差別や人権侵害事案の解決のための法整備や実効性のある救済制度の早急な確立について、国に対して引き続き要望していく。</p>
<p>⑧同性婚を認めるパートナーシップ法の制定を求めること。また鳥取県として、県職員だけでなく、県民も、同性カップルに婚姻と同等の権利を認め、公営住宅への入居、緊急時の病院での面会、親族同様の扱いをする同性パートナーシップ制度・条例を創設すること。LGBT差別解消法及び条例の制定を検討すること。書類における不必要な性別欄を撤廃するよう企業などにも徹底すること。性適合治療の保険適用を求め、通院費助成をすること。企業が、相談窓口や福利厚生、「誰でもトイレ」設置、社内研修などLGBT/SOGI対策を実施することをよびかけ、積極的に取り組む企業への顕彰制度を設けること。</p>	<p>国の動きを注視しつつ、パートナーシップ制度の課題等を見極めながら、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討していく。</p> <p>公的書類における不必要な性別欄の撤廃については、平成17年9月に性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る規定の整備を行うなど、申請者等の人権の配慮に努めている。</p> <p>トランスジェンダーの方の手術等の保険適用については、平成30年度の診療報酬改定により性別適合手術が保険適用とされたところであり、また、日本精神神経学会等において厚生労働省に対して保険適用範囲の拡大を要望しているところでもあることから、国の検討状況を注視することとし、国に対して保険適用を求めることは考えていない。</p> <p>性的マイノリティの人権については、重要な人権課題として掲げ、企業に対しても啓発を行っている。なお、企業においては、これらを含めた「ダイバーシティ推進」の一部として取り組まれる動きが広がってきており、性的マイノリティに係る特別な顕彰制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑨同和対策は、特別対策から一般施策化すること。</p>	<p>本県における同和対策事業の特別対策は、特別措置法の失効に伴う見直し等により事業廃止又は一般施策に移行しており、現在、行っている部落差別解消推進のための広報啓発や相談支援の強化等の事業は、一般施策として行っているものである。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>《団体関係》</p> <p>【鳥取県腎友会関係】</p> <p>①鳥取県特別医療費助成制度を継続し、更に障がい者医療費を無料にすること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、令和3年度も継続して実施するよう当初予算案で検討している。</p> <p>なお、この事業は安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、現時点で無料化の導入など見直しは考えていない。</p> <p>・特別医療費助成事業費 1,639,900千円</p>
<p>②透析専門医の育成・確保を促進すること。</p>	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医、腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p>
<p>③人工透析患者（障がい者）の通院費を助成すること。（週3回で、1回630円で、福祉タクシーで1割補助があっても、年間156往復、通院費は約18万円以上かかる）。</p>	<p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、単独で通院費助成制度を設けている市町村もあり、その活用を呼びかけていきたい。</p>
<p>④入院治療が必要な透析患者が入院できる透析施設が備わった病院・病床数を確保すること。また高齢者など要介護者に対する通院支援や通院困難者を受け入れる福祉施設が必要であり、透析患者の介護支援を、市町村まかせにせず、県としても対策を講じること。</p>	<p>平成28年12月に策定した地域医療構想に基づき、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら、2025年に向けて病床の機能分化・連携など各医療機関が十分に機能し、必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備を目指し取り組んでいるところである。地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p> <p>また、透析に係る医療費負担を支援するため県特別医療費助成条例に基づく現行の減免制度を継続するなど、生活面での負担軽減を図っていくとともに、障がい者プランに基づき、グループホームの整備など障がい者が地域で安心して暮らせるための環境整備にも取り組んでいく。</p>
<p>⑤人工透析者を増やさない取り組みとして、慢性腎臓病（CKD）予防対策を推進するため、県、市町村、患者が一体となって、予防対策についての啓発・広報活動を一層強化すること。</p>	<p>糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医や糖尿病療養指導士の養成、円滑な医療連携等の推進、CKD患者を専門医に紹介するタイミングの周知など、引き続き、CKD予防対策を推進する。</p>
<p>⑥透析医療、特に介護が必要な透析患者の、災害時や新型コロナ禍での透析医療の確保・移動体制を、市町村まかせにせず、県全体で、行政、医師会、患者会が連携して整備すること。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び各保健医療圏に配置している。平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備や医療機関BCPの策定推進を行っており、今後も災害時透析医療ネットワーク参加機関の意見も伺いながら、体制整備を強化していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦「地域医療構想ガイドライン検討会」から、突然統廃合病院名が出され、鳥取県では、済生会境港総合病院（透析患者約55名）、岩美病院（透析患者約14名）、日南病院、西伯病院が挙げられ、透析患者にとっては、介護施設入所・通所利用が保障されないまま病床削減がすすめば、多くの透析患者が生活していくための場所がなくなり、介護難民・医療難民になりかねない。病院の統廃合計画の撤回を求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状において、公立・公的医療機関等の見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう、あらゆる機会を通じて、国に対して強く要望している。地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p>
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会関係】</p> <p>○第46回中・四国身体障害者福祉大会（とっとり大会）は、中四国の身体障害者約1500名が一堂に会し、すべての人々がお互いに尊重し、支えながら、ともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、身体障がい者が抱える諸課題をアピールするとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることとして、毎年開催されている。令和3年度に9年ぶりに鳥取県で開催されることになり、開催経費が多額であり、県が助成すること。</p>	<p>中・四国身体障害者福祉大会の開催を支援するための経費について、令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（身体障がい者福祉大会開催事業費補助金） 700千円
<p>【鳥取県農業会議関係】</p> <p>○農業委員会の重点施策となった「農地利用最適化」について、県農業会議は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局に、直接出向いて、個別研修、年1回の全体の研修大会を開催している。県補助金がなければ、運営も、存続も不可能であり、引き続き予算を措置すること。具体的には、農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営・活動費、機構集積支援事業の継続と増額をすること。</p>	<p>県農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会活動強化対策事業 8,674千円 ・農業委員会ネットワーク機構負担金 10,606千円 ・運営事務費 2,565千円 ・機構集積支援事業 13,130千円
<p>【鳥取県PTA協議会関係】</p> <p>○調査研究研修事業、機関誌発行事業、鳥取県PTA研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、PTA指導者支援事業への予算措置を継続し、機関誌発行事業（教頭先生の負担軽減のため各連合会配布から単位PTA直接配送とする）と、研究大会支援（令和4年度第52回中国ブロック大会倉吉大会のプレ大会となり講師の派遣に費用がかかる）は、増額すること。</p>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p data-bbox="120 220 562 260">【鳥取県農業協同組合中央会関係】</p> <p data-bbox="120 300 309 339">(国への要望)</p> <p data-bbox="120 355 1003 735"> (1) 新型コロナウイルス対策として、 ①新しい生活・産業様式に対応した取り組みに万全の支援を講じること。 ②令和2年度補正予算で措置された、国産・地場産農畜産物の需要喚起対策、地域活性化対策、持続的な経営安定・持続対策、資金繰り対策などについて、新型コロナの影響が拡大する中で、品目ごとの実態等をふまえ、継続・拡充すること。 ③経営継続補助金などは、二次募集に向けて十分な予算を確保するとともに、現場における影響の実態をふまえ継続すること。 ④高収益次期作支援交付金は、現場に十分説明し、収入減少があった農業者に対しては、迅速な対応をすること。 </p>	<p data-bbox="1039 201 2130 339">新型コロナウイルス対策としては、需要喚起対策、地域活性化対策、持続的な経営安定・持続対策、資金繰り対策など国の当初予算で措置されているところであり、県でも令和3年度当初予算案において新しい生活様式に沿った販路開拓支援事業などを検討している。</p> <p data-bbox="1039 339 2130 411">また、国事業の経営継続補助金及び高収益次期作支援交付金については、令和2年度第3次補正予算により措置されている。</p>
<p data-bbox="120 746 1003 954"> (2) 食料安全保障の強化 ①国産農畜産物の需要拡大のため、国民の農業・農村の理解拡大と、国産・地場産利用・購入拡大を促進するため、地域段階における生産者、消費者などを中心とした創意工夫ある取り組みや全国的な情報発信・共有の強化など、新たな食料・農業・農村基本計画に盛り込まれた国民運動を強力に展開すること。 </p>	<p data-bbox="1039 746 2130 847">食料の供給機能や多面的機能を支える農業・農村の重要性についての理解拡大や地産地消等を推進することは重要であると認識している。県でも「食のみやこ鳥取県」として県内外にPR等を行っている。</p>
<p data-bbox="120 965 1003 1098">②食育対策として、給食における国産・地場産食材の活用拡大、地産地消の更なる推進などを、令和2年度に策定される「第4次食育推進基本計画」に盛り込むとともに、その実現にむけて、地場産食材の安定供給体制の構築などに、十分な支援をすること。</p>	<p data-bbox="1039 965 2130 1219"> 学校給食における県産食材の活用促進や地産地消の推進等については、現在の食育推進計画「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」に盛り込んでいる。 当該計画は「地産地消法」に基づく推進計画との位置づけも兼ねていることから、第4次計画においても、関係者の意見を聞きながら、必要な施策を盛り込んでいく。 市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和3年度当初予算案で検討している。 ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業） 150千円 </p>
<p data-bbox="120 1232 1003 1401"> (3) 生産基盤強化対策 ①生産基盤の確保に向け、中小・家族経営を含め地域農業を支える農業者の経営継続の取り組みの推進が不可欠になるなか、そうした農業者による経営継続の取り組みを手厚く後押しする支援策を措置・強化すること。 </p>	<p data-bbox="1039 1232 2130 1374"> 担い手不在地域や担い手への集積が困難な農地維持においては、中小規模の農家が共同で営農を行う集落営農を推進している。県は集落営農体制強化支援事業により、引き続き、地域や組織の実情に応じた支援を行う。 ・集落営農体制強化支援事業 67,384千円 </p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②新規就農の拡大・定着に向け、農業次世代人材投資事業や農の雇用事業など、農業人材力強化総合支援事業について、十分な予算を確保すること。</p>	<p>農業人材力強化総合支援事業に位置づけられる事業をはじめ、新規就農者の確保・育成を目的として、就農研修の実施、就農初期に必要な機械・施設整備支援、産地の受入体制づくり等について、引き続き令和3年度当初予算案による措置を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者総合支援事業 291,307千円 (うち農業次世代人材投資事業 171,307千円) ・産地主体型就農支援モデル確立事業 13,020千円 ・鳥取発！アグリスタート研修支援事業 27,395千円 ・農の雇用ステップアップ支援事業 44,589千円
<p>③国内労働者による産地の生産体制確立を早急にすすめるため、総合的に支援すること。農作業環境の改善にむけ、農業者が十分な農作業安全研修を受けられる環境整備に向けた対策を措置すること。</p>	<p>農業者の農作業事故防止等を図るため、県・市町村・JAで鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会を組織し、農業者に対して、広報活動、啓発ポスターやチラシの配布、講習会の開催等を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全・農機具盗難防止対策事業 3,150千円
<p>④スマート農業の現場実装をすすめるため、スマート農業技術の活用も含めた作業代行などのサービスを行うJAを含めた事業体に対する支援を創設し、技術・事業モデル確立のための支援をすること。</p>	<p>スマート農機の現場実装に向けて導入コスト軽減の支援などを行う補助制度を令和3年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業社会実装促進事業 36,464千円
<p>⑤集落営農の法人化の取り組みを支援し、法人化後の経営発展を支援すること。</p>	<p>農業経営法人化総合支援事業(国庫及び県費)により、JAグループとも連携して農業経営相談所を設置し、集落営農の法人化や法人化後の経営発展に向けた支援を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営法人化総合支援事業 16,715千円
<p>⑥生産基盤強化に向けた機械導入や事業承継などの促進に向け、農業者などの負担や資金調達の円滑化をはかるため、強い農業・担い手総合支援交付金などの補助事業はリース導入も対象とするとともに、農業近代化資金の拡充など、多様なニーズに対応した資金対策を強化すること。</p>	<p>資金対策については、農業近代化資金に手続きを簡素化した本県独自のメニュー(簡易手続き資金)を設けるなどして、従来から農業者の利便性を図る拡充を行っている。また、強い農業・担い手総合支援交付金等の補助事業は農業機械のリース導入を補助対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子補給等総合支援事業 145,463千円
<p>⑦種子・種苗を安定的に確保・開発するため、国・都道府県の役割を位置づけ、公的機関での新品種の開発をすすめるとともに、老朽化した種子生産施設の再整備にかかる支援をすること。</p>	<p>国及び県の試験研究機関では、新品種の開発を進めている。</p> <p>本県の主要農作物の種子については、令和元年7月に鳥取県農作物種子条例を制定し、県の責務を明確にした上で、安定確保に努めている。</p> <p>その上で、県の原種生産施設は、今年度に機能向上に向けた増設を行っており、また国府町種子センターは、引き続き関係団体の意見を伺いながら、必要に応じて検討していきたいと考えている。</p>
<p>(4) 農地確保対策 ①コロナ禍で地域の徹底した話し合いが困難な中、人・農地問題解決加速化支援事業を継続的に措置するとともに、令和2年度までとされている各種施策の事業要件化などの経過措置を延長すること。</p>	<p>人・農地問題解決加速化支援事業は令和2年度末で終了するが、人・農地プランの実質化に向けた工程表を令和3年度まで延長した市町村については、国において引き続き地域の話合い等に要する経費の支援が別事業で予算措置される予定である。また、各種施策の事業要件などの経過措置延長についても国において検討中である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) サプライチェーン対策</p> <p>①加工・業務用需要における国産への切替を一層加速化するため、令和2年度補正予算の国産農畜産物供給力強靱化対策の内容をふまえ、産地・中間事業者・実需者の連携による取り組みを含め、川上から川下までの総合的な支援を講じること。</p>	<p>具体の要望があれば、国事業の活用を含め支援を検討する。</p>
<p>(6) 農村の総合的振興対策</p> <p>①農村の総合的な活性化にむけ、農村における多様な農業経営の維持・発展、JAなどの地域組織の活動強化を支援すること。</p>	<p>市町村が中心となっていく地域農業を核とした地域活性化の取組を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる地域プラン事業 12,274千円
<p>②中山間地域の活性化に向け、現場実態に対応した就農促進、高収益作物の生産拡大、環境保全の推進など、中山間地域の特色をふまえた農業振興や地域活動に対し重点的に支援すること。農業・農村の多面的機能の維持・発展のため、日本型直接支払について、十分な予算を確保すること。</p>	<p>新規就農者の確保・育成を目的として取り組む就農研修の実施、就農初期に必要な機械・施設整備、産地の受入体制づくり等について、中山間地域農業の新たな担い手育成にもつながるよう支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者総合支援事業 291,307千円 ・産地主体型就農支援モデル確立事業 13,020千円 ・鳥取発！アグリスタート研修支援事業 27,395千円 ・農の雇用ステップアップ支援事業 44,589千円 ・多面的機能支払交付金事業（多面的機能支払交付金） 854,553千円 ・農地を守る直接支払事業（中山間地域等直接支払交付金） 844,354千円 ・環境保全型農業直接支払対策事業（環境保全型農業直接支払交付金） 25,526千円
<p>③鳥獣被害の確実な減少に必要な捕獲の抜本的強化のため、捕獲に取り組む地域への捕獲活動経費の支援拡充、農業者やJAなどを含む捕獲サポート体制の拡充にむけた支援、鳥獣被害の広域化に対応した隣接自治体との強力体制構築など、鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。</p>	<p>有害鳥獣被害を防止するための侵入防止柵の整備や捕獲活動に対しては、令和2年度と同様な制度とすることを検討している。</p> <p>国においても、狩猟者を確保するための射撃場の整備、「鳥獣被害対策実施隊」の活動経費、捕獲に要する経費等の捕獲活動への支援、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備について、鳥獣対策防止総合対策交付金による支援を行っており、引き続き国事業を有効に活用していただきたい。</p>
<p>④障がい者の農業への就労等の自立支援を後押しするため、地域実情に応じて、障害者施設、行政、生産者団体が連携して、農福連携の促進が図れるよう、施設整備や技術習得、人材育成にかかる支援を講じること。</p>	<p>農福連携の取組が更に進むよう、障害福祉サービス事業所が行う農作業受託の環境整備に係る経費への助成や事業所に農業技術の助言・指導等を行う支援員制度の充実などに必要な経費について、令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携推進事業 17,455千円
<p>⑤改正農協法5年後見直しや準組合員の事業利用規制のあり方の扱いを含め、JAグループがすすめる組合員の意見に基づく自主的な改革を後押しし、会計監査人の監査の移行に伴い実質的な負担が増加しないよう引き続き支援すること。</p>	<p>農協改革については、県内JAグループにおいて自ら必要な自己改革が行われているものと承知している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 災害・感染症などに強い農業作り対策</p> <p>①災害が頻発化するなか、改良復旧も含め、災害に強い農業作り対策を継続的且つ十分に措置し、被災者の経営継続にむけた対策を措置すること。</p>	<p>被害を受けることの多い農業用ビニールハウスの強靱化を「ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業」などを活用し行っている。</p> <p>なお、災害で被災した農家に対しては復旧事業など、被災状況を見極めながら、緊急的に対策を行っている。</p>
<p>②新たな家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の侵入防止にむけた水際対策を徹底・強化し、飼養衛生管理の強化に向けた消費・安全対策交付金等の拡充や自衛防疫組織の活性化への支援を講じること。</p>	<p>農場への家畜伝染病の侵入防止に向け、消費・安全対策交付金等を活用した防疫体制の整備等を検討している。また、県独自に自衛防疫組織が行うワクチン接種への支援についても令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜衛生総合対策事業 43,622千円 ・特定家畜伝染病危機管理対策事業 128,978千円
<p>(8) 品目対策</p> <p>①コロナ禍の影響で、業務用を中心にコメの需要環境が悪化していることから、国の食糧部会で示された令和3年度米の必要生産量679万トンに向けて、飼料用米・加工用米の面積増に対応できるよう、水田活用直接支払交付金の万全な予算措置や、米穀周年供給・需要拡大支援事業の拡充、備蓄米の追加入札など必要な対策をとること。</p>	<p>現場の実情を踏まえて、水田活用の直接支払交付金等について十分な予算を確保するよう、令和2年11月に国へ要望している。</p>
<p>②コロナ禍による外食産業の米の需要減に対応するため、国産米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。</p>	<p>県産米の消費拡大及び県産米を使用した米粉食品を普及する取組への支援を令和3年度当初予算案で検討しており、国への要望は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取米消費拡大事業 855千円
<p>③水田フル活用に関する予算を恒久的に確保し、産地交付金の拡充など、現場実態に応じ、活用しやすいように、運用の見直しを行うこと。</p>	<p>現場の実情を踏まえて、水田活用の直接支払交付金等について十分な予算を確保するよう、令和2年11月に国へ要望している。</p>
<p>(9) 麦・大豆増産対策</p> <p>①需要ある国産麦・大豆の増産を実現するため、需要との連携や新品種への転換、単収、品質、生産性の向上にむけ、団地化の推進、栽培技術の導入、土壌改良を含む圃場条件の改善など、新たな支援策を講じること。</p>	<p>国が創設した水田麦・大豆産地生産性向上事業について、令和3年度当初予算案で対応することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水田農業の収益性向上対策支援事業（新規）46,000千円 （うち大豆等産地生産性向上支援 36,000千円）
<p>(10) 畜産・酪農対策</p> <p>①中小の家族経営も含む生産基盤が維持できるよう、支援を拡充すること。</p>	<p>国の肉用牛経営支援総合対策事業、酪農経営支援総合対策事業や県の令和3年度当初予算案において支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県和牛振興計画推進事業 224,603千円 ・生乳増産対策支援事業 14,945千円
<p>②畜産農家の休日確保や不測の事態における経営継続等に不可欠なヘルパーの人材確保・定着に向け、待遇の改善等に取り組むヘルパー組織に対する支援を拡充すること。</p>	<p>酪農は、酪農ヘルパー制度が維持出来るよう体制のあり方も含め、具体的な支援策について、酪農ヘルパー事業組合及び大山乳業農協と協議を進めていきたい。また、和牛関係では、現在、ヘルパー組織がないことから、組織化等については各農協から意見を伺いながら進めたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③国内の飼料生産基盤の強化に向けた支援や十分な飼料穀物備蓄対策、配合飼料価格安定制度の安定的な運用にあわせ、飼料流通の合理化にむけた新たな流通技術・方式などの実証に対する支援を講じること。	現在、国において飼料流通の合理化に関する検討が行われていることから、県としては今後もその検討内容について注視していきたい。
④畜産・酪農経営の安定をはかるため、畜産物価格などを適切に設定するとともに、牛マルキンの算定方法の検証にあたっては、生産現場の意見等を十分ふまえてすすめること。	牛マルキンの算定方法については、生産現場から意見を伺いながら、必要に応じて国に要望を行いたい。
⑤牛乳・乳製品の安定をはかるため、新たな加工原料乳生産者補給金制度の検証を行いつつ、生乳取引の一層の安定や酪農家間の公平性確保、万全な生乳需給の安定にむけた仕組みの構築などを行うこと。	加工原料乳生産者補給金制度については、今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていきたい。
⑥老朽化した家畜排泄物処理施設・機械の整備や土作りにむけた堆肥の高品質化、耕種農家とのマッチング、広域流通等に対する支援を拡充すること。	老朽化した家畜排泄物処理施設等の補改修については、堆肥舎等長寿命化推進事業や畜産クラスター事業等の国事業を活用していただきたい。 耕種農家ニーズを踏まえた堆肥の高品質化及び堆肥の広域流通への取組については、国事業の畜産環境対策総合支援事業による支援が受けられるので、活用されたい。
(11) 園芸対策 ①産地生産基盤パワーアップ事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、中小規模の生産者・産地を含め意欲あるすべての産地が、計画的・継続的な取り組みができるよう、支援を講じること。	産地生産基盤パワーアップ事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、必要に応じ、予算措置、要件緩和等を国に要望したい。 ・【1月臨時補正】産地生産基盤パワーアップ事業 196,050円
②災害等に強い農業経営の確立と国産農産物の安定供給確保のため、野菜価格安定制度を維持し、安定的な運営のための十分な予算を確保し、野菜価格安定制度と収入保険の同時加入に関する特例措置の拡充・恒久化や、青色申告要件の緩和など、セーフティーネット対策を拡充すること。	野菜価格安定対策事業と収入保険の同時加入に関する特例措置は、野菜価格安定対策事業の利用者が収入保険に加入する際に、手続きが煩雑で農協等の事務負担が重くなるという事情を考慮し、緊急・特例的に対応していることから、県として国に拡充・恒久化を要望する考えはない。 また、収入保険は収入把握が正確に行われている青色申告者を対象としていることが妥当であると考えため、県が白色申告者を対象に加えることを求めることは考えていない。
③価格の暴騰・暴落を防止する対策を強化する観点から、緊急需要調整事業を含め、供給安定化に向けた取り組みを行う産地への支援を拡充すること。	強い農業・担い手づくり総合支援交付金の産地基幹施設等支援タイプを創設（国直接採択事業）している。具体的な要望を伺った上で、必要に応じて事業活用等を検討したい。
④水田における加工・業務用野菜などの高収益作物の生産拡大を図るため、基盤整備や機械・施設の導入などについて十分な措置を講じること。また機械化一貫体系が未確立の品目における技術開発、産地ごとの栽培技術の実証などへの十分な支援を講じること。	水田農業高収益化推進助成、水田リノベーション事業及び野菜・施設園芸支援対策について、関係団体の意見を伺いながら、必要に応じて事業活用等を検討したい。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤果樹の生産基盤維持・強化に向けて、省力樹形などへの改植・新植等に意欲的に取り組む全ての産地に対し、未収益期間の収入確保を含め、十分な支援を講じること。</p>	<p>鳥取梨生産振興事業において収益力が高い「新甘泉」「王秋」を特別対策品種に位置づけて生産基盤の強化を進めており、その他の品種においても、ジョイント栽培等の省力樹形への新・改植に必要な支援を行う。未収益期間についても同事業の育成促進対策や国の果樹未収益期間支援対策で支援を行っている。</p> <p>・鳥取梨生産振興事業 105,727千円</p>
<p>⑥主産地におけるモデル園地の整備や、苗木の安定供給体制の確保、災害に強く作業効率が高い園地作りの取り組みについて、十分な支援を講じること。</p>	<p>鳥取梨生産振興事業や戦略的スーパー園芸団地整備事業において、収益性の高いモデル園地整備や苗木の安定供給のための支援を行っている。</p> <p>・鳥取梨生産振興事業 105,727千円 ・戦略的スーパー園芸団地整備事業 1,602千円</p>
<p>(県への要望)</p> <p>①食料を生産し、命を育む農業の大切さや、鳥取県農業の特色、地域農業の持つ多様性等を理解する将来への「種まき」として、県内の小中学校において総合的学習時間等を活用した、「農業を知る」食農教育の観点から実施される講座等の積極的な実施と、その内容の充実に向けて、教育委員会との連携強化、取り組みへの理解促進の機会創設、その検討に対する支援をすること。</p>	<p>「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」では、「地産地消の推進」「若い世代への食農教育」を重点推進項目に位置付け、各種取り組みを実施している。各JAによる子ども向け農業体験事業についても、「食のみやこ鳥取県ブランド団体支援交付金」の対象事業としている。引き続き、県・市町村の教育委員会やJA、農業者と連携を深めながら協力していく。</p> <p>また、小中学校では、社会科で農業に関する系統的な学習が行われており、総合的な学習の時間、特別活動等で農業体験（梨づくり・米づくり、そばづくり等）を実施している学校も多くみられる。学校給食においては、鳥取県の食材の活用と食育を一体とした地産地消に取り組み、生産者への感謝の気持ちを育てており、引き続き、JA等の関係団体や市町村（学校組合）教育委員会と連携を図りながら、命を育む農業の大切さについて理解を深める食農教育を推進していく。</p>
<p>②地域の農地を守っている小規模農家が継続的に営農できるよう、機械設備等の導入を支援する、「営農継続補助金」（仮称）を創設すること。</p>	<p>集落営農体制強化支援事業では、引き続き、地域の実情に応じた支援を行う。</p> <p>・集落営農体制強化支援事業 67,384千円</p>
<p>③広域共選場の整備に伴い、ブロッコリー生産者は、自分で出荷調整し、手の足りない量について共選場への持ち込みが可能となり、面積拡大の可能性が広がっている。団地化しやすい仕組みづくりや灌水設備の整備を支援すること。また複数名で構成されるグループによる播種から収穫まで一貫体系の機械整備に必要な支援をすること。</p>	<p>県内初のJA鳥取中央とJA鳥取西部の管内をエリアとしたブロッコリー広域共選場が令和3年4月から稼働予定である。生産者は出荷調製作業が短縮することで、栽培面積の拡大が期待される所であり、県としては、単県事業（新規）により機械等の導入や連作障害対策への支援など広域のブロッコリーの産地強化を推進していく。</p> <p>・ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業 50,559千円</p>
<p>④全農ととりが持つ果樹袋工場は、工場・機器ともに老朽化がすすみ、故障しても部品がなく、袋製造の継続が心配されている。国内で果樹袋製造会社は3社しかなく、需要減少の中において、増産に向けた新たな投資は困難な状況にある。二十世紀梨を含めた梨生産を維持するため、果樹袋供給のための今後の手立てを検討・支援すること。</p>	<p>果実袋は本県産梨の品質の安定化に必要な不可欠な資材であることから、1月22日に全農ととり及び製造メーカーと製造設備や果実袋の販売状況の課題等について情報共有や意見交換を行った所であり、今後も引き続き連携を図りながら、課題抽出や対応案等について検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
【鳥取県私立学校協会関係】 (1) 鳥取県私立学校協会事業に対する補助金を充実すること。	鳥取県私立学校協会の行う教育研究等の事業に対しては、引き続き補助を行う。 ・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金） 1, 870千円
(2) 中学・高等学校について ①外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用をすること。	私立学校の働き方改革推進については、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助を引き続き行う。
②休日等の大会への教員派遣を軽減すること。	・私立学校教育振興補助金（心豊かな学校づくり推進事業） 15, 107千円
③部活動の新型コロナ対応で、部活顧問の時間外勤務が増加しており、外部指導員の指導手当等の助成を充実すること。	
④私立学校ではスポーツの振興のため多くの県外出身の生徒が寮で生活しており、その指導に多くの教員が関わっている。寮に係る生徒指導などへの助成を充実すること。	
⑤新型コロナ対策の技術面及び財政面での支援を一層充実すること。	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費については、引き続き支援を行う。 ・私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業 2, 250千円
⑥オンライン授業実施のための施設整備（通信速度などネットワーク環境整備）の補助や、生徒全員がオンライン授業を受けられるよう、タブレット全員配布、家庭へのWi-Fiルーター貸し出しを支援すること。	家庭のインターネット環境が整っていない生徒に貸与することを目的として学校が整備したWi-Fiルーターの賃貸借料等について補助を行う。 ・家庭学習のための通信機器整備支援事業 675千円
⑦生徒募集をすすめるため、学校寮の「三密対策」の整備・運営支援、また県外・国外生徒の受け入れの生活面での支援、学校の大規模改修補助率の引き上げ（1/3⇒1/2）を充実すること。	県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費について、引き続き、補助を行う。また、大規模改修に係る補助金の補助率引上げについては考えていない。 ・私立学校教育振興補助金（私立高等学校教育振興補助金） 1, 623, 064千円 ・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金） 7, 665千円 ・私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業 2, 250千円
⑧高校生通学費助成を中学生にも拡充すること。	通学圏域が全県一区と広域になる高校生を持つ保護者の通学費用に係る経済的負担を軽減するため、県と市町村が協調して助成しているところであるが、高校生通学費助成事業の実施主体は市町村であり、市町村が実施した通学費助成に対して、県が補助するものである。 私立中学については、現時点で市町村に実施の意向がなく、また公立問わず全学校の通学圏域が広域となる高校とは事情も異なることから、対象とすることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 幼稚園・認定こども園について</p> <p>①私立幼稚園運営費補助金の一層の拡充と、幼稚園教員・保育士の処遇改善に係る補助金を増額すること。私立幼稚園の経常費助成補助金は、国庫補助金だけでなく地方交付税でも毎年度子ども一人当たりの単価を増額を図っているため、鳥取県でもそれにみあった補助金額となるようにすること。</p> <p>※2019年度実績：国187,449円(国庫補助金・地方交付金)、鳥取県171,980円。</p>	<p>私立幼稚園の運営費補助単価については、国の来年度予算や交付税単価の改定状況及び園児数の状況等を総合的に勘案し、助成単価の増額について、令和3年度当初予算案による対応を検討している。</p> <p>・私立幼稚園等運営費補助金 207,954千円</p>
<p>②2歳児からの就園希望者が増加しているが、就労家庭は、幼児教育・保育制度で支援制度があるが、在宅子育て家庭は支援の対象外となっている。在宅子育て家庭の2歳児受け入れに対しても、等しく公的支援が受けられるようにすること。</p>	<p>幼稚園における2歳児の受入に際しては、子育て支援活動への支援として助成を行っている。また、保育の必要性が認められる2歳児については、子ども・子育て支援交付金(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ))による支援を行っており、新たな助成事業等による支援の強化は考えていない。</p> <p>なお、幼稚園で受け入れている2歳児を支給認定(1号認定)の対象とし、在宅の子育て世帯における2歳から3歳のスムーズな子育て支援の拡充について、令和2年7月16日に国へ要望を行った。</p> <p>・私立幼稚園等運営費補助金 207,954千円</p>
<p>③保育の受け皿整備がすすめられる中、幼稚園や認定こども園においては、人材確保に苦慮している。特に保育料無償化に伴い、1クラス少人数化、チーム保育による複数担任制の必要性、特別支援教育担当職員の増加、さらにコロナ感染予防対策のための分散保育による職員増などの対応が喫緊の課題となっている。そうした中で、質の高い、幼児教育・保育を実現するには、質の高い人材の確保が不可欠であり、さらなる総合的な人材確保対策を講じること。中学・高校の進路指導においても、将来の職業の選択肢として紹介すること。</p>	<p>保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職支援や現職保育士の相談窓口の設置などを引き続き実施するとともに、保育士養成校に進学する学生に対する修学資金貸付などの経済支援を行い、人材確保に取り組んでいく。</p> <p>また、令和3年度当初予算案において、就職後の自身を容易に想像しやすい若手保育士を出身校(県外養成校、県内高校)へ派遣して学生にPRするほか、保育施設での体験実習や県内の魅力ある保育施設を集めた就職フェスを通して、学生、潜在保育士等と交流を図ることで県内就職を促進する取組を検討している。</p> <p>なお、幼稚園、認定こども園の幼稚園教諭・保育士等について、さらなる処遇改善、人材確保策を講じるよう、令和2年7月16日に国へ要望を行った。</p> <p>・保育の未来人材を呼び込む魅力発信事業 3,536千円 ・保育士確保対策強化事業 82,074千円 ・私立幼稚園等運営費補助金 207,954千円</p>
<p>④鳥取県では、幼稚園一種免許状の単位取得に資する免許法認定講習等が実施されていない。文科省は、「幼稚園免許法認定講習等推進事業」を公募するなど、国レベルで免許状上進を課題としてとらえており、鳥取県としても、十分な受講機会を確保すること。</p>	<p>本県では幼稚園教諭一種免許状取得のための認定講習の開設予定はないが、幼児教育に係る職員の資質・能力の向上については重要な課題と捉えており、県としても毎年様々な研修を開催しているほか、保育者に必要な資質・能力、キャリアステージに応じた人材育成指標を明確化するため、「鳥取県保育者の人材育成指標(仮称)」を令和2年度中作成する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤特別支援が必要なこどもが増加する中で、特別支援学校教諭普通免許状の取得を通じて専門的な知識や技能を備えた保育者の増加が求められている。特別支援学校教諭普通免許状取得認定講座は、現在夏季休業中に開催が集中しているが、認定こども園等での夏季の預かり保育が増加し、受講が厳しい状況である。多くの保育者が受講できるよう柔軟な受講システムを構築すること。</p>	<p>免許法認定講習の講師は、法律により原則大学の教授等が行うこととされており、講師は大学の授業があるため、都合がつきやすい夏季休業中を中心に講座を開催している。また、小・中・高等学校及び特別支援学校の教諭からは、授業のある間の休日は、授業の準備や部活動等の業務で忙しく、夏季休業中に開催してほしいとの要望もあるため、夏季休業中に集中することについては、ご理解いただきたい。</p>
<p>⑥インフルエンザ予防ワクチンの優先接種の対象に、幼児教育・保育を行う教職員が入っていないが、対象となるようにし、希望すれば早めに接種できるよう対応するよう、次年度以降も含め検討すること。また接種費用は公費負担すること。</p>	<p>インフルエンザ予防ワクチン接種については、医療従事者・妊婦・乳幼児と同時期に教職員についても接種が可能である。なお、公費負担については、国が全国一律に対応すべきものであると考えており、引き続き国の動向を注視していきたい。</p>
<p>(4) 専修各種学校について ①鳥取県産業人材育成センター内に服飾技術科を復活させ、地元服飾専門学校と連携すること。</p>	<p>現時点では、産業人材育成センターに服飾ビジネス科を復活させることは考えていないが、地元服飾専門学校と産業人材育成センターで連携できるものがあれば、検討したい。</p>
<p>②専修・各種学校には、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の8つの分野があり、それぞれの学校は各分野の職能団体や組合と密接な関係がある。専修・各種学校は、現在の県の担当部局は総合教育推進課であるが、関係する職能団体や組合を担当する部署と連携して、「地元で学び、地元で働く」若者を増やす施策・制度の創設、特に「地元で学び、地元で働く」生徒・保護者への経済的支援（奨学金または入学準備金の支援など）をすること。中でも、理美容専門学校生への支援、医療福祉専門学校生への支援（県介護福祉士等修学資金修学生制度の継続・早期募集・募集人員の拡大）を充実すること。介護福祉士の入学者を増やすため、離職者訓練の広報活動、高校進路指導担当者への説明会を行政機関が主体となって行うこと。</p>	<p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っているが、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に一層努めていく。地元で働く若者を支援するため、産業界と連携し「鳥取県未来人材育成基金」を設立し、県内の対象業種に就職された方に対し、各種奨学金返済への助成を実施している。また、産学官の関係機関による「学生等県内就職強化本部」を通じ、学生の県内就職・定着に向けた連携強化を図っている。鳥取県介護福祉士等修学資金については、令和3年度当初予算案において、制度が継続できるよう検討するとともに、早期募集等については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会と連携しつつ、検討する。 ・介護福祉士等修学資金貸付事業 35,648千円</p> <p>また、介護福祉士養成施設の入学者を増やすため、離職者支援に対する介護福祉士養成科の受講生募集の早期化など、広報を強化するとともに、引き続き、鳥取県福祉人材センターの高等学校訪問による進路担当者への就職説明等を行っていく。</p>
<p>(5) 新型コロナ対策 ①新型コロナ対策を反映し、教育活動支援事業補助金及び教育振興補助金の継続と充実すること。 ②新型コロナの影響で、離職者が多くでることが予想され、専修学校専門課程が取り組むリカレント教育に対し助成し、再就職を支援すること。</p>	<p>学校の意見をよく聞きながら、必要な支援を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 専修学校運営費補助金の増額</p> <p>①経営基盤が弱く、弱体化している専修学校へ運営費助成額の増額（専修学校1/15→2/15へ、高等専修学校2/15→3/15へ）を検討すること。併せて耐震改修工事等大規模修繕事業に対する大幅な財政的支援をすること。</p>	<p>私立専修学校については、引き続きこれまでと同様の運営費支援を行う。なお、助成額の増額については考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（私立専修学校教育振興補助金） 110,571千円 <p>耐震改修工事等大規模修繕事業については、学校の意見をよく聞きながら検討していくが、耐震改修工事については、専修学校を含む建築物に対し、市町村と協調して補助制度を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災に強いまちづくり推進事業 23,573千円 （うち建築物耐震化5,535千円） <ul style="list-style-type: none"> ○住宅を除く建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修設計 補助率2/3 補助上限なし ・耐震改修工事 補助率23% 補助上限なし ○不特定多数の方が利用する大規模建築物（耐震診断義務付け建築物） <ul style="list-style-type: none"> ・改修設計 補助率100% 補助上限なし ・耐震改修工事 補助率2/3 補助上限なし
<p>(7) 職業実践専門課程への補助体系の新設</p> <p>①平成26年度から、企業との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の向上に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文科大臣が認定する職業実践専門課程がスタートした。現在本県では3校が認定校となっているが、他県では職業実践専門課程への運営費補助が専門課程以上に手厚く行われている。鳥取県でも他県と同様に補助体系を新設すること。</p>	<p>各校の状況を確認するとともに、他県の取組を参考にしながら、必要に応じて検討する。</p>
<p>②県内専門学校（専修学校専門課程）進学フェア助成金があるが、現在の補助金額では貸し切りバスの調達が困難であり、10万円増額すること。コロナ対策のバス支援金の活用先としても検討すること。</p>	<p>進学フェアに係る経費への助成について、令和3年度当初予算案において増額を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金）1,870千円
<p>(8) 高等専修学校（技能教育施設）への支援の充実</p> <p>①フリースクール（私立教育支援センター）運営費補助を増額すること。また保護者負担軽減のための助成が、一部市町村では実施されていない。県から市町村へ働きかけること。</p>	<p>フリースクールの運営費に対する助成を引き続き行うとともに、フリースクールに通う児童生徒の通所費用に対する支援制度について、市町村に対して積極的な活用を働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業 13,130千円
<p>②高等専修学校（技能教育施設）は不登校経験者の進学校として県内に認知されている。近年、愛着障がいなど、本人の生育歴や家庭内問題にも及ぶケースが増加しており、その対応のためのスクールカウンセラーの配置、教員の増員に助成すること。</p>	<p>高等専修学校（技能教育施設）へのスクールカウンセラーの配置及び教員の増員については、既存事業の活用が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立高等学校等特別教育サポート事業）2,350千円 ・私立学校教育振興補助金（私立専修学校教育振興補助金）110,571千円

要望項目	左に対する対応方針等
③県内高校生の運転免許取得のための自動車学校への通学許可は、夏休みからの早期に行い、免許取得が分散するよう協力していただきたい。	運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、入所時期を含めて適切に対応するよう、国の通知を踏まえて各学校に依頼しているところであり、引き続き適切な対応を求めていく。
④高齢者講習、認知機能検査委託料（単価）の引き上げ・手数料100%を委託料とし、さらに同講習・検査実施に対する補助金制度を創設すること。	高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も適正な委託費の設定に努める。
(9) 鳥取県私立振興会 ①退職金給付資金給付制度及び共済制度に対する補助率を堅持すること。	退職金資金給付制度については、引き続き補助を行う。 ・私立学校支援等事業（私立学校退職金給付財源補助金）92,220千円
②日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率を堅持すること。	私学共済制度については、引き続き補助を行う。 ・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金）16,695千円
③私立学校経営相談事業に対する補助金を堅持すること。	私学経営相談事業については、引き続き補助を行う。 ・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金）314千円
【鳥取県精神障害者家族会関係】 ①県立中央病院及び厚生病院に常勤の精神科医師の配置を開始し、精神科外来の開始と、入院受け入れを実施すること。	常勤の精神科医がいない中央病院は、医師の派遣を鳥取大学に要請している。常勤の精神科医がいる厚生病院は、診療を更に充実できるよう関係医療機関と調整している。入院施設の整備は考えていないが、引き続き身体合併症患者の急性憎悪時に必要な入院治療を行っていく。
②夜間・休日の救急は一定の体制ができており、一般の疾患と同じように新聞の救急当番医の「表示公表」を実施すること。	精神科救急は医師や看護師など限られた人員の中で、各精神科病院の理解と協力を得ながら現在の体制を維持しているところであり、現時点で公表について病院の理解を得ることが困難であるため、輪番病院の公表は考えていない。 なお、休日・夜間における緊急時の対応として渡辺病院と倉吉病院の2病院に電話相談体制を整備し、窓口の情報について県のホームページに公表しており、引き続き周知を図っていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③精神障がい者の就業定着について、県がアンケート調査を行い、就労率は極めて高いが、定着において最も多くの困難を示している。離職理由は、心身の状況に合わせた働き方が困難（例：ある程度の時間毎に休憩が必要、定着するまで短時間勤務とする等）であることや、職場での無理解が挙げられている。当事者に心身の状況に合わせた働き方ができるよう、職場（障がい者就労支援事業所においても）に対する指導をすること。また、就労者750人に対し支援対象者数の計画は158人と少なく、対象者数を特に定着が難しい精神障がい者を中心に増やし、それに見合ったジョブコーチの配置を支援すること。企業内支援の体制強化に、人的及び資金面から諸制度の拡充をすること。</p>	<p>企業等へは、各種研修会、企業訪問等の機会を捉え「障がい者雇用実態調査」の結果を周知し、障がい者が働きやすい環境を整備するよう働きかけを行っている。</p> <p>ジョブコーチ支援については、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等において支援の必要性について検討し、障がい種別に関係なく支援が必要な者への支援を行っている。</p> <p>また、令和2年度に「企業内支援強化事業」を創設し、企業内で障害者職業生活相談員を設置し、障がい者雇用のための設備・機器等を整備する費用を助成することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業支援事業 42,666千円 ・障がい者就労・職場定着支援強化事業 29,808千円
<p>【鳥取県森林組合連合会関係】</p> <p>(1) 林業イノベーションの推進について</p> <p>①主伐・再造林を推進するため、森林資源情報の把握、所有者境界の確認および、林業専用道等の路網計画に大いに役立つ航空レーザー計測について、全県下での早期実施完了をすること。</p>	<p>レーザ航測は、国事業を活用しながら順次進めており、県全体での早期実施に向けて引き続き国に働きかける。</p>
<p>②林業におけるドローンの導入及びドローンを活用した業務システムの構築支援をすること。</p>	<p>令和2年度に各事務所にドローン及び画像解析ソフトを導入し、活用方法を検証しており、令和3年度に官民による森林施業におけるドローン活用検討会を開催し、業務支援システムの構築に向けて皆様の御意見を伺うこととしている。</p>
<p>③森林簿や林地台帳の整備及び森林クラウドシステムの充実を行うこと。</p>	<p>森林簿の更新は、森林法に定める地域森林計画の作成に合わせて、県が5年に一度実施することになっている。また、林地台帳の更新は、国から市町村が毎年実施する方針が示されており、これらの更新情報は、クラウドシステムを通じて、皆様に都度提供する。</p> <p>森林クラウドシステムについては、引き続き必要な改修・充実を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート林業実践事業 143,734千円
<p>④主伐・再造林の増加に伴い、早生樹のコウヨウザンを植栽することにより育林経費を抑えることができ、早期収穫できることから所有者の理解が得られやすくなる。コウヨウザン植栽を造林事業の対象とすること。</p>	<p>コウヨウザン植栽支援については、皆伐再造林低コスト化推進モデル事業（早生樹モデル林造成事業）で支援しているところであり、令和3年度にコウヨウザン植栽を造林事業の対象とするよう、林野庁と調整を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 森林整備事業と予算確保について</p> <p>①同じ造林補助金でも予算区分により制約が多すぎて活用しにくいものがある。(特に補正予算)。造林事業は予算規模が最も大きいだけに当初予算にはない制約が多くつく、施行地によっては、その制約を満たすために事業規模を縮小しなければならないケースも想定される。予算区分による運用の違いを是正すること。(交付金化して、使いやすくすることも検討すること。)</p>	<p>造林事業の予算区分について、国全体としては、当初、補正で必要額を確保している。</p>
<p>②少子高齢化の働き方改革による年次有給休暇の取得等により、担い手確保に係る費用が増加しつつある。これらの増額費用にあわせて、造林事業基本単価及び各種費用も増額すること。</p>	<p>造林事業の標準単価及び諸経費は、国の定める作業工程等に基づき設定することとされている。国が行う令和2年度工程分析調査では、例年調査に加え間接的経費に係る実態調査も行われている。</p>
<p>③放置竹林対策のため、新たな補助事業を創設すること。</p>	<p>森林環境保全税で支援を行う竹林整備は、放置された荒廃竹林を整備して適正管理による森林環境保全を目的としており、荒廃の度合いにより単年での整備が困難な場合があることから、継続して3年を限度として支援している。</p> <p>なお、その後、具体的な管理が進まない場合については、造林事業により林種転換を図ることが有効と考えている。</p> <p>・竹林整備事業 61,922千円</p>
<p>④鳥取県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業(間伐材生産)について、造林事業(森林環境保全直接支援事業)と同等程度の単価とすること。</p>	<p>間伐材生産に係る定額単価は、国の規定に基づき設定することとされている。</p> <p>平成31年次の会計実地検査において定額単価の設定における想定搬出材積が過大である旨が本県を含め全国的に指摘されたところである。</p>
<p>⑤森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、森林の適正な管理を推進するため、現行法では平成32年度(令和2年度)までとなっている特定間伐等促進計画実施事業について、引き続き延長すること。</p>	<p>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の継続は、県としても強く要望しており、改正法案を今国会に提出予定と伺っている。</p>
<p>⑥8月の猛暑によりナラ枯れが異常発生しているが、県道等沿道での伐採は片側通行での作業となり、交通誘導員の配置、国立公園内での残存木への配慮等により、作業効率が著しく低下する。搬出単価及び諸経費を増額すること。</p>	<p>道路沿線等で片側通行規制が必要な場合は、発注者と協議の上、交通誘導員を配置し安全確保に努めることが必要であり、現場条件が厳しく、実施単価に合わない場合などにおいては発注者との協議を行っていただきたい。</p>
<p>⑦造林関係予算を確保すること。</p>	<p>予算確保については、引き続き国へ要望していく。</p>
<p>⑧ナラ枯れ対策事業(若返り対策)について、日南町内では急速にナラ枯れが進んでいるが、現行の5haの伐倒予算では、ナラ枯れの一部しか伐採できない。ナラ枯れ拡大防止及び伐倒駆除のため、全体予算額の増額及びhaあたりの補助額を増額すること。</p>	<p>若返り対策は、令和3年度当初予算案において予算額の増額を検討する。なお、haあたりの補助額については、生産経費等を考慮して設定しており引き続き、検討していく。</p> <p>・ナラ枯れ対策事業 82,816千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑨ナラ枯れ伐倒後に天然更新しない場合は植林が必要となるが、改植費用について、現在の拡大造林補助率では、所有者負担金が多く発生することから、ナラ枯れ伐採が進みにくい状況である。ナラ枯れ伐倒後に天然更新しない場合、再造林と同等の補助率とすること。</p>	<p>ナラ枯れの若返り対策で伐採木の搬出までを行い、その後の植林を造林事業で実施するなどの組み合わせなどを関係団体へ提案していく。</p> <p>・ナラ枯れ対策事業 82,816千円</p>
<p>(3) 皆伐再造林の推進について ①皆伐再造林に係る単県補助金のかさ上げをすること。</p>	<p>造林事業においては、令和2年度事業から、植栽樹種に関わらず再造林に係る植栽及びその後の保育作業等について補助率90%となるように拡充したところである。</p>
<p>②皆伐再造林に向けては、伐採・地拵え・植栽の一貫作業の導入を進めて造林コスト低減を図るとともに、安定的な苗木供給を行うため、コンテナ苗生産体制を構築する必要があることから、コンテナ苗生産基盤施設等整備事業を創設すること。</p>	<p>皆伐再造林の増加に対応できる苗木供給体制を構築すべく、苗木生産施設の整備支援や、県営採種圃園の拡張整備・造成など、必要な施策を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・未来を伐り開く皆伐再造林推進事業 18,551千円 ・皆伐再造林を支える優良種苗安定供給戦略事業 30,926千円</p>
<p>(4) 間伐材搬出等事業について ①厳しい林業情勢の中で、間伐の実施、間伐材の利用推進および流木被害の軽減をはかるため、間伐材搬出等促進事業を継続すること。</p>	<p>搬出間伐を推進するため、搬出間伐材搬出等の事業継続について、素材生産費調査結果等を踏まえつつ令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・間伐材搬出等事業 647,400千円</p>
<p>②木材価格低迷のため、単価を増額すること。予算枠を拡大すること。</p>	<p>素材生産費調査結果等を踏まえ検討する。</p>
<p>(5) 路網整備について ①生産コスト削減に不可欠であり安価かつ耐久性の高い林業専用道のより一層の整備促進をはかるため、林道に関する技術者を保有する県または市町で林業専用道の整備をすること。</p>	<p>地方公共団体による林業専用道の整備は、県内においてもいくつか事例がある。今後とも公共性、路網配置、規模、事業効果等を総合的に勘案し、必要に応じて県または市町で実施していく。</p> <p>・【1月臨時補正】【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 175,000千円 ・【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 148,889千円</p>
<p>②林業専用道（規格相当）の作設については、地山傾斜別に3区分に分けて補助対象としているが、現地発生土が軟弱だと10トントラックの走行は困難である。安定した林業専用道を繰り返し使用したため、地形とは別に、土質の補正を加算して補助対象とすること。</p>	<p>土質条件等により開設単価が標準補助金額を上回る場合は、設計・技術検討会の審査を経た上で、「路線毎」に設定する補助金の上限額に反映することとしている。なお、従来よりも柔軟に対応できるよう、令和元年度事業から国庫補助額を超える経費について嵩上げ助成を実施している。</p> <p>・【1月臨時補正】合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業（路網整備） 94,831千円 ・路網整備推進事業 503,054千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③作業道について、近年の異常気象による林地崩壊が多く発生しているにもかかわらず、放置されたままになっている箇所が多く見受けられ、被害が拡大している場所もある。また、その多くは、被災現場へのアクセスができず、現地確認すら終わっていない。近年ドローンの普及で空撮で確認しているものもあるが、肉眼で確認できる場所のみの調査で終わっている。リスク対策として、作業道のマップ化と利用可能な作業道の維持管理を行うことで、開設した作業道などの現状確認、災害復旧に使い、迅速な復旧作業に役立つことから、路網管理台帳システムの構築（既存路網情報の一元化、見える化）と、維持管理費用の助成をすること。</p>	<p>既存路網情報の一元化、見える化については、森林航空レーザ測量成果の活用を検討する。</p>
<p>④市町村管理の林道は交付税の対象となっているが、森林組合管理の林業専用道は助成措置がなく巡視管理に苦慮している。林道と同様に措置すること。（市町村に担当者を配置したり、県が支援したりして、市町村にくる森林環境保全税を活用して手当することも考えられる。）</p>	<p>林業専用道維持管理は管理者自身で行うことが原則であるため、直接的な助成は難しいと考えている。</p>
<p>⑤森林作業道は林業機械用として整備してきたが、現実にはトラックなどが走行可能な作業道が開設されている。このような高規格の作業道は林道に格上げできるよう、指針の見直しを検討すること。</p>	<p>現行制度において、林道規程に合致していれば林道に格上げすることは可能である。</p>
<p>⑥持続的な林業経営の基盤となる林業専用道を中心に推進してきたが、国補助制度の変更に伴い事業主体の経費負担が新たに必要となるため、路網整備に支障をきたしている。林業専用道開設経費のうち、国補助額を超える経費に対し、助成のかさ上げをすること。</p>	<p>令和元年度事業から国庫補助額を超える経費について嵩上げ助成を実施している。 ・【1月臨時補正】合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業（路網整備） 94,831千円 ・路網整備推進事業 503,054千円</p>
<p>⑦旧規格（3m規格）の既設林道について、3.5m～4.0m規格に拡張するための補助事業を創設すること。</p>	<p>幅員の拡張は公共事業の補助対象となっている。</p>
<p>⑧フォワーダから4WDトラックによる搬出転換のため、森林作業道での上置碎石を補助対象とすること。</p>	<p>開設時において、現場条件により敷設される上置碎石については補助対象となる。</p>
<p>⑨農道等アクセス道のアスファルト舗装が薄く、補修に多大な費用がかかることから、補修費等の助成をすること。</p>	<p>農道補修に関しては、「しっかり守る農林基盤交付金」の活用が可能である。</p>
<p>⑩以前、森林整備地域活動支援交付金を活用し、既設作業道の点検・草刈り・水路掃除・路面修理などの維持管理を行っていたが、制度改正で、現制度では以前のような管理ができなくなった。昨今の異常気象により路面の洗堀、路肩の崩落等が見受けられるようになったことから、従来の草刈り等含めた作業道などの点検や維持管理ができるよう、交付金の事業内容を拡充すること。</p>	<p>関係者から具体的な実情を聞きながら、既存事業で対応できない部分について支援のあり方を検討したい。 ・森林整備のための地域活動支援事業 14,933千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪昨今の異常気象で、路面の洗堀、路肩の崩落等が見受けられるようになった。林専道及び作業道の補強をおこなう箇所の希望が増加しているが、工事費が少額で、建設業の受け手が少ない状況である。専用道事業費の10%以内の事業費項目を廃止すること。</p>	<p>補強に係る上限の引き上げについては、引き続き国に要望している。</p>
<p>⑫日南町内では、森林所有者からの森林作業道に対する要望対応や、近年の異常気象（大雨等）に対応した森林作業道の開設等課題がある。そこで、令和3年度以降にこれらの課題に対応するため日南町内にある10事業体が鳥取式森林作業道の開設を予定している。現在の予算では課題解決ができないため、予算を増額すること。（造林事業への予算計上を要望する。）</p>	<p>造林事業は国事業であるため、必要となる予算額が確保されるよう、引き続き国へ要望していく。</p>
<p>(6) 高性能林業機械について ①施工地が奥地化しており効率よく事業を実施するため、林内運搬用ダンプ（2トンから3トン）の購入・リースに係る予算を確保すること。</p>	<p>令和3年度当初予算案で検討している。 ・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 73,054千円</p>
<p>②低コスト林業機械リース等支援事業について、単県補助率のかさ上げをすること。</p>	<p>関係者の意見等を聴きながら、今後、補助要件等について検討する。 ・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 73,054千円</p>
<p>(7) 県産材の販路拡大・利用拡大について ①A材及び大径材等の需要拡大、利用促進をすること。</p>	<p>公共建築物においては、駐在所等のスパンの短い小規模な建築物は木造化を原則とし、A材を利用している。（公共建築物の設計においては、建物の規模、耐火要件等を勘案し、コストバランスを検討の上、構法や部材寸法を決定している。） 住宅における県産材の需要拡大、利用促進は、とっとり住まいる支援事業で取り組んでおり、引き続き関係団体の意見を聞きながら本事業による木造住宅への支援を継続したいと考えている。 従来から、木造の建築率の低位な非住宅建築物の木造化への支援を行っているが、令和3年度当初予算案においても、県産材の特性を活かしたデザイン性の高い非住宅設計建築できる技術者の養成や、非住宅木造建築への補助、県産材を利用した非住宅建築物等の二酸化炭素固定量を評価・認証する制度「とっとりカーボンストレージ認証」の創設などの支援を検討している。 ・非住宅木材活用推進事業 21,863千円</p>
<p>②公共建築物等に森林認証材を活用すること。住宅を新築・リフォームした場合、県産材助成制度に加え、森林認証材の利用に係る上乗せ助成をすること。農業施設などへの県産材助成制度の復活と、森林認証材の利用に係る上乗せ助成をすること。</p>	<p>森林認証材は原木市場から工務店に至る各事業体でCOC認証の取得が必要だが、まだ県内にCOC認証を持つ木材問屋、プレカット工場、工務店がないことから、今後事業者のCOC認証の取得が進み、森林認証材の供給体制が整うような状況になれば助成を検討したい。 なお、農業施設等への支援については、既存事業の活用を検討していただきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③利活用できていない木材資源を活用し、現在流通しているチップの乾燥を実施し、価値を高めて販売するため、木質チップ製造施設整備事業を創設すること。また保管庫や運送代を支援し、県産材による木質バイオマス発電を促進すること。(鳥取県の木材は乾燥しにくく経費がかかるため、利活用促進には支援が必要。)</p>	<p>関係者から具体的な要望を伺ったところ既存事業で対応可能であり、令和3年度当初予算案で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業成長産業化地域創出モデル事業 92,700千円
<p>(8) 人材育成・確保について ①人材育成対策への支援(鳥取県緑の雇用支援事業等)について、継続すること。</p>	<p>令和3年度当初予算案で継続に向けて検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 46,581千円
<p>②全産業において担い手不足が顕著である中、林業における若者等新規就労者の確保・定着のため、条件不利地対策、中山間地域対策として林業労働者への直接所得補償、退職金制度への助成をすること。</p>	<p>「森林整備担い手育成総合対策事業」等について、令和3年度当初予算案において継続に向け検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業 41,996千円
<p>②木材運搬等効率改善事業を継続すること。</p>	<p>令和3年度当初予算案で継続に向け検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業(木材運搬等効率改善事業) 900千円
<p>④鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業の社会保険料掛け金助成事業を継続すること。</p>	<p>令和3年度当初予算案で継続に向け検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業(社会保険料掛け金助成事業) 7,835千円
<p>(9) 地籍調査について ①農地などの平野部に比べ山間部は地籍調査の進捗状況が低い中、森林所有者等境界を熟知した精通者が高齢、離村等により境界の認知が難しくなりつつある。間伐等森林整備に支障をきたすことが懸念され、山林地籍調査の早期実施をすること。</p>	<p>県としても地籍調査を進める必要性は認識しており、引き続き実施主体である市町村への指導・支援を行っていききたい。</p> <p>また、地籍調査推進に向けたレーザー航測成果の活用が国において認められており、関係者の合意等の条件が整えば、現地立会及び境界杭の設置を省略し、境界確認ができるようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査事業 221,100千円 1月臨時補正 754,293千円 R3年度当初予算
<p>(10) 安全対策について ①林業現場では、労働災害・自然災害・鳥獣被害等多岐にわたる重大災害が発生する恐れがある。緊急連絡のため、携帯電話に係るアンテナ等設置し携帯電話等不通地帯を解消すること。</p>	<p>携帯電話用基地局施設の整備については、国及び県では不感地区解消事業を行う市町村に対する補助制度を設けている。事業実施主体は市町村となるので、必要に応じて県も一緒に働きかけを行っていききたい。</p> <p>また、不通地帯での早急な交信が必要な場合に対応し、衛星電話の導入に係る支援制度があるので利用いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業(安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成) 2,275千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②森林整備担い手育成対策事業にかかるチェーンソー防護衣など助成措置について、高価なものであることから、耐用年数を考慮した助成とすること。(防護衣耐用年数2年)</p>	<p>チェーンソー防護衣について、汚損等により更新が必要であることは承知しており、令和2年度から、就業後5年目までかつ緑の雇用制度を活用した者について2回の導入支援を実施している。</p> <p>・森林整備担い手育成総合対策事業(安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成) 2, 275千円</p>
<p>(11) その他</p> <p>①補助事業を活用して施設整備などを行う場合、要項・要領等においては費用対効果の面から生産性の向上を伴うこととされているが、少子高齢化の中では、ハードルが高いため、生産効率等は現状維持でもよいというように改正すること。</p>	<p>補助事業を実施するに当たっては、生産性の向上等を目的に事業を行うものであることから見直しを困難である。関係団体には個別に協議していく。</p>
<p>【聴覚障害者協会関係】</p> <p>(1) 当初予算に向けた要望に対し、「平成29年9月に施行されたあいサポート条例の趣旨を踏まえ導入の検討をいただけるよう、機会を捉えて放送事業者へ働きかけをしたい」、「情報アクセシビリティの確保の観点から、あんしんトリピーメールの配信も含め、どのような方法が考えられるか検討してみたい」と回答をいただいたが、なかなか進展していないので、4回目の同じ要望を提出する。鳥取県民の一人である、きこえない、きこえにくい私たちも、きこえる人と対等にテレビ放送及び防災無線に情報アクセシビリティが図られることを強く求める。障害者権利条約第9条に謳われているように、障害者権利条約に批准した日本は、すべての当事者にインターネットも含めたアクセシビリティの提供を行うためのあらゆる適切な措置を講じ、それを妨げる問題を撤廃しなければなりません。また、鳥取県も一昨年9月に施行した「あいサポート条例」の理念に謳われているように、「いつでも・どこでも・だれでも・情報アクセシビリティ鳥取県」を築くことを強く要望する。</p> <p>①NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入するよう要請すること。</p>	<p>NHK、民放テレビ局のローカルニュースにおける手話や字幕等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、判断されるものであるが、県としても、引き続き機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②地域の防災無線をリアルタイムで、すべての情報を把握できるようにすること。スマホ防災アプリが開発されたが、スマホを持っていない方も多い。また防災アプリはすべての自治体の情報が載っていないので乗せるように市町村にはたらきかけること。</p>	<p>市町村に対しては防災行政無線の情報など住民向けの情報について、多様な手段を用いて提供が図られるよう理解を求めていく。</p>
<p>③聞こえる人と同等に聞こえない・聞こえにくい人も24時間対応ができるようにすること。</p>	<p>聞こえる、聞こえない・聞こえにくいに関わらず、必要な場面において24時間対応がなされるよう、引き続き取り組んでいく。</p>
<p>(2) 新型コロナの「受診相談センター」は、24時間ファックスでの受付を実施すること。昼間はファックス受付しているが、夜間は「次の日の対応になります」というのは、聞こえる人優位の対応であり、緊急時に対応できないので改善の必要がある。</p>	<p>聞こえない人等の新型コロナウイルスに係る「受診相談センター」の相談受付については、昼間のファックス受付に加えて、夜間はメールでの相談受付を行って24時間に対応し、ホームページや関係団体に広報・周知していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県社会福祉協議会関係】</p> <p>(1) 地域共生社会の実現に資する福祉活動専門員の強化について</p> <p>①令和3年4月1日施行される改正社会福祉法では、「地域共生社会実現」の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図れることを目指す」旨が明記され、住民の困りごとを早期に発見する仕組みと、把握した困りごとへの解決を支援する「個別支援」と「地域支援」が求められている。県社協及び市町村社協においては、改正法より以前から「支えあいマップ」や「あったかハートおたがいさま事業」等を通じて、地域住民との協働でのアウトリーチによる地域の課題把握や解決に向けた取り組みを進めてきた。その中で、ごみ出しや買い物、通院等といった日常の生活支援、サロンや雪かきなど住民組織での取り組みが各地で始まっている。地域との関係が疎遠になっている世帯との関係改善や、引きこもりの方がボランティア活動に参加できるようにするなど、世代を問わず、日頃から住民同士が支えあいを考える住民の活動や意識醸成を進めてきた。2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展することが予想されており、変容する社会の課題に対応するため、地域住民と多様な機関とが連携強化を図るプラットフォーム機能を身近な地域単位で推し進める社会福祉協議会の役割がますます重要になっている。「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付社会援護第984号厚生省社会・援護局長）」によると、市町村の社会福祉協議会の活動の推進指導體制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的として、市町村社会福祉協議会には福祉活動専門員を置くものとしてされている。小地域を単位とした活動展開を促進するためにも、福祉活動専門員に係る人件費である地方交付税交付金の増額について、引き続き国に積極的は働きかけをすること。</p>	<p>地域住民が安心して暮らしていくために、市町村社会福祉協議会が地域福祉の中核を担っていけるよう、福祉活動専門員に係る地方交付税交付金を含めた市町村社会福祉協議会の財源について安定的に確保することを令和2年7月に国に対し要望しており、今後も行っていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>(2) 生活福祉資金貸付事業の借受者への支援体制強化に係る事務費の確保について</p> <p>①新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金貸付事業特例貸付について、令和3年度には貸付に対する膨大な償還・免除業務が発生することを踏まえ、借受者への支援体制強化が可能となるよう、国・県で予算を確保すること。また、近年、毎年のように災害に伴う生活福祉資金を被災地で実施しており、コロナだけでなく、緊急時には早期から生活困難者への支援にあたっており、迅速な手続きのため、県は市町村社協との連携や審査決定事務を行っており、平時からの支援体制充実のための財源を確保すること。</p>	<p>生活福祉資金の償還については、償還の開始時期が令和4年3月末まで延長されたところである。</p> <p>また、災害時における貸付事務の実施については、国庫補助等により社会福祉協議会職員の派遣経費が財政措置されていることも踏まえ、平時からの支援体制充実の必要性も考慮しながら必要に応じて国に要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 福祉人材の確保と定着にかかる支援策の強化について</p> <p>①新型コロナのような感染症での「新しい生活様式」を取り入れた福祉サービスの提供の継続や、頻発する自然災害に対応するためにも、福祉従事者がやりがいをもって働き続けることができるよう人員体制の強化と処遇改善の抜本的な改善を国に対して強く働きかけること。また、国の対応がなされない場合には、全国に先駆けて鳥取県独自の支援策を創設し、さらなる福祉人材の確保と定着の支援強化をすること。</p>	<p>介護人材の確保・定着については、本県にとっても喫緊の課題であり、国に対して、処遇改善を更に進めるとともに、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組むように継続して要望しており、引き続き、重点的に取り組むように求めていく。令和2年度からは介護の就職支援コーディネーターを増員するなど、県として介護人材確保・定着の取組を強化しているところであり、引き続き、市町村、関係団体等と連携して取り組んでいく。</p> <p>・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 10,570千円</p> <p>加えて、幅広く新たな障がい福祉人材の確保する観点から、本県においても他業種・他分野で働いていた者等の障がい福祉分野における介護職としての参入促進を図るため、就職支援金の貸付事業を実施するための予算を1月臨時補正予算に計上した。また、介護分野においても、他業種・他分野で働いていた者等の介護分野の参入促進を図るため、就職支援金の貸付事業を令和3年度当初予算案において検討している。</p> <p>・【1月臨時補正】障がい福祉分野就職支援金貸付事業 9,128千円</p> <p>・介護福祉士等修学資金貸付事業（介護分野就職支援金貸付事業）7,227千円</p> <p>保育所や放課後児童クラブ等の児童福祉施設は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきていることから、慰労金（特別手当）の対象に児童福祉施設職員を含めるよう、令和2年11月5日に全国知事会において国に要請したところである。慰労金（特別手当）は全国一律に対応すべきものであると考えており、引き続き、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p> <p>保育士・保育教諭の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員について約9%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置を行っている。なお、保育士のさらなる処遇改善を実行するよう、令和2年11月に国へ要望を行った。</p>
<p>②国第二次補正では、介護・障がい・救護施設等の職員に慰労金の支給が予算化されたが、保育所や児童養護施設など児童福祉分野の職員は対象外とされている。このことは、エッセンシャルワーカーとして従事する社会福祉従事者の中に格差をつくり、やる気を失わせることにもつながりかねない問題である。このような事態を招かないためにも、福祉従事者の役割にふさわしい処遇条件の抜本的な改善について、引き続き国に対して強力な働きかけをすること。</p>	<p>保育所や放課後児童クラブ等の児童福祉施設は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきている。慰労金は全国一律に対応すべきものであると考えるため、慰労金の対象に児童福祉施設職員を含めるよう、引き続き国の動向を注視していくとともに、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>③ 2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、福祉人材とりわけ介護人材の確保は喫緊の課題であり、市町村をはじめ各関係団体とも連携した計画的な取り組みの推進や上乘せ施策など、本県独自の支援策の強化を図ること。</p>	<p>介護人材の確保・定着については、本県にとっても喫緊の課題であり、国に対して、処遇改善を更に進めるとともに、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組むように継続して要望しており、引き続き、重点的に取り組むように求めている。令和2年度からは介護の就職支援コーディネーターを増員するなど、県として介護人材確保・定着の取組を強化しているところであり、引き続き、市町村、関係団体等と連携して取り組んでいく。</p> <p>・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 10,570千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>(4) 災害時の福祉支援の強化について</p> <p>①災害時の福祉支援活動について、被災者が求める様々なニーズに対して、福祉関係者が連携して一体的・組織的な支援をすすめるために、平時からの支援体制を整えておく、常設型の「災害福祉支援センター（仮称）」を、全国に先駆けて設置すること。これまで社協が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアで汚泥撤去や家財の片づけ等の支援に加え、社会福祉制度の利用支援や心のケア、地域サロンを通じたコミュニティの再生、生活困窮者への現物支給といった公的制度以外の対応にあたってきている。一方で、社協などの民間社会福祉組織のみでは限界もあり、行政をはじめ関係機関との連携とともに、平時からの災害に備える体制を早急に整備しておくことが求められている。</p> <p>《機能としては》、</p> <p>○平時は、災害派遣福祉チーム構成員の登録・研修実施、災害ケースマネジメントの普及啓発、災害ボランティアセンターの運営を担う者の養成研修の実施・修了者の登録、広域支援の担い手となる社協職員・施設職員等の登録、圏域での関係者等による実践的訓練の実施、圏域での被災地支援活動に充てるための基金の造成。</p> <p>○発災以降は、被災市町村に専門員を迅速に派遣し、適切な状況把握に基づく必要な支援の判断、福祉的支援の総合化に基づく効果的な活動への助言や応援職員の派遣及び受け入れ調整を行う。また被災者の孤立防止と生活再建に向けた寄り添い型の相談支援を担う「生活相談支援員」の配置に向け自治体と協議し、相談員の確保をはかる。</p>	<p>現在中部地区を中心に行っている生活復興支援（災害ケースマネジメント）を全県展開する取組を進め、地域福祉の向上に努めるとともに、鳥取県災害時福祉支援チーム（DCAT）の体制充実を進めるなど、災害時における福祉支援体制の整備を促進するための組織「鳥取県災害福祉支援センター（仮称）」を設置することを令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・鳥取県災害福祉支援センター設置事業 15,561千円</p>
<p>【鳥取県民生児童委員協議会関係】</p> <p>①民生委員・児童委員活動に対する補助金は、減額とならないようにすること。少子高齢化、核家族化などが急速に進行し、地域では様々な問題が顕著化し、家族関係や住民相互のつながりが薄れ、社会での孤立の問題が深刻になっている。この状況下で、身近な相談相手であり、公的支援のつなぎ役である民生委員・児童委員の役割は大きく、その活動が必要である。</p>	<p>民生委員・児童委員には一層の活動の充実に資するため、要望額どおり助成することを令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・民生委員費（民生委員活動費等） 63,528千円</p> <p>・民生委員費（地区民生児童委員協議会等補助金） 15,500千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②3年に1度開催している、第19回鳥取県民生児童委員大会が令和3年度開催されるため、補助金の予算を措置すること。</p>	<p>令和3年度第19回大会開催のための助成について、令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（鳥取県民生児童委員協議会費補助金） 3,083千円（うち大会分209千円）
<p>③民生児童委員の存在や役割を知らず、一人で悩んでいる方がおられる。毎年5月12日～18日の民生委員活動強化週間には、広報活動の一貫として「懸垂幕」を設置すること。</p>	<p>民生委員制度や活動については、県民の方が正しく理解していただけるよう、電光掲示板や県政だより、新聞等各種媒体を活用して周知していく。</p>
<p>【鳥取県老人クラブ連合会関係】</p> <p>①県老人クラブ連合会に対する補助は、会の事業に必要な予算確保のため、補助率の引き上げ（県2/3→3/4へ）を行うこと。老人クラブは、高齢者を主体とする健康保持と相互の生活支援で、その活動や役割が今後ますます期待されており、単位老人クラブ、市町村老人クラブなどとの連携や活性化のためにも力を尽くしているが、会員減少が進み、会費減少による財源確保が難しくなっており、1/3の自己財源の確保も厳しく、令和元年度より、基金の取り崩しで対応しており、行政の支援強化が欠かせない。</p>	<p>県老人クラブ連合会は市町村老人クラブ連合会のサポート・支援、県域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、県では対象経費の1/3を補助しているところである。県老人クラブ連合会活動がより一層促進されるよう現行の補助率を維持し、支援を継続していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（鳥取県老人クラブ連合会補助金）4,275千円
<p>②令和2年度に予定していた中国ブロック老人クラブ連絡協議会を1年延期し、令和3年度に行う予定であり、改めて予算を措置すること。</p>	<p>令和3年度に延期となった中国ブロック会議についても引き続き支援していきたいと考えており、必要な経費について令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（鳥取県老人クラブ連合会補助金）4,275千円
<p>③単位老人クラブに対する補助について、少ない人数でも国庫補助の対象となるよう弾力的な運用を引き続き努めるよう求める。現在666クラブ・30741人を擁し、訪問・声かけ、仲間づくり、清掃活動、社会参加や地域の高齢者の介護予防など、健康づくり活動に取り組んでおり、地域社会づくりには不可欠な存在であり、その果たすべき役割はますます大きくなっているが、過疎地では人口減少に伴い活動がますます困難になっている。</p>	<p>単位老人クラブは地域における訪問・声かけ、清掃・支え合い活動など、地域を支える担い手として活躍されており、県としては単位老人クラブ活動がより一層促進されるよう補助を継続していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（単位老人クラブへの補助）） 16,417千円
<p>④市町村老人クラブ連合会に対する補助について、積極的に支援すること。単位老人クラブ活動を活性化させるため、各種活動を実施しているが、高齢者は年々増加しているものの、会員の減少が進んでおり、若手の高齢者の加入が必要不可欠であり、地域に根差した支えあい活動を企画運営するためにも、活動費の確保が必要である。</p>	<p>市町村老人クラブ連合会は単位老人クラブのサポート・支援、市町村域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、県としては市町村老人クラブ連合会活動がより一層促進されるよう補助を継続していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（市町村老人クラブ連合会への補助）） 12,624千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県手をつなぐ育成会関係】</p> <p>(1) 親亡き後の安心サポート体制の構築について</p> <p>ファイルの全県的な普及を図るために普及員を養成し、普及啓発活動に努めるとともに、将来の生活設計に向けた相談支援や親亡き後の問題に関係機関と連絡・調整を進めるコーディネーターを設置し、支援を必要とする人が生涯にわたり、地域で安心・安全な生活を送ることができるよう関係機関（福祉、保健、医療、教育、労働等）とのよりよい関係づくりを進めている。ファイルの全県的な普及・活用は、まだ途上であり他の障がい者団体、特別支援学校、小グループによる活動などへのさらなる普及と活用の拡大や、関係機関等への周知による理解と協力をさらに求めていく必要がある。また、地域生活支援拠点整備に伴うサポートファイルの内容見直しなどを行い、支援体制への情報提供を行って、両者の不安の解消のアイテムとしていく必要がある。さらに、「親亡き後に関する保護者アンケート調査報告書」の中で行った提言を具体化していくための取り組みや方策を検討していく必要がある。取り組み予算を継続・拡充すること。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置、及び検討委員会の設置に継続して取り組むため、必要経費について令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3, 511千円</p>
<p>(2) 障がい者社会参加促進事業等に対する助成について</p> <p>県内の知的障がい者の自立支援や育成会活動の充実を図るため、「障がい者社会参加促進事業」に積極的に取り組んでいる。「障がい者社会参加促進事業」では、圏域でのレクレーション教室や知的障がい者の本人大会、知的障がい者スポーツ祭を開催し、本人自らが何かを行うという自立意欲を高め、社会参加の促進につなげている。このような知的障がい者の社会参加や地域社会の理解の促進を図る活動は今後も重要となることから、引き続き支援をすること。</p>	<p>育成会が実施する大会等障がい者の社会参加を促進する取組への助成を継続するための経費について、令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 3, 800千円</p>
<p>(3) 障がい者専用避難所の設置について</p> <p>新型コロナの影響も今後継続すると思われる中、災害時の避難所の確保もより難しくなる。知的障がい児者の中には、移動行動・集団行動ができない方、新型コロナ感染症環境でのマスク着用が困難な方等、通常の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合もあり、本人たちにとっては適切な環境とは言えない。一定の配慮がなされた避難所や専用の部屋がある避難所、または障がい者専用の避難所の設置について、市町村への助言も含め、災害はいつ発生するかわからないので、早急に整備すること。</p>	<p>要配慮者が避難所で過ごすための配慮がなされたスペースや別室を必要に応じて準備することや、公的施設や利用可能な民間施設を福祉避難所として活用することを、これまでも県マニュアルや会議等の機会を捉えて市町村には求めてきたところ。</p> <p>また、県有施設等で要配慮者が過ごすための環境が整った適切な施設がある場合には、福祉避難所としての利用に関する協定締結や指定を進めるよう市町村に働きかけていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県肢体不自由児協会・鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会関係】</p> <p>(1) 療育指導誌「いずみ」の発行事業について 運営財源は会費と「手足の不自由な子どもを育てる運動」による絵はがき等の寄付金収益、県補助金、共同募金会の助成金で運営されており、平成24年度より県独自グッズの頒布事業を開始したが、財源確保に苦慮しており、引き続き県が財政支援すること。</p> <p>(2) 第56回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業について 令和3年度も引き続き開催支援助成を行うこと。</p>	<p>協会が実施する事業（機関紙「いずみ」発行、父母の会大会開催経費）への助成を継続するため、令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関紙、大会助成） 750千円
<p>(3) 新型コロナ影響下でも、肢体不自由児者が安心して生活できるよう環境整備すること。</p> <p>①衛生用品の確保及び福祉サービスの継続支援として、重症化しやすい子どもたちやその家族を守るため、今後も消毒液やマスクなどの継続的な支援をすること。</p>	<p>緊急時に備え、引き続き消毒液やマスク等の衛生用品の確保に努めるとともに、コロナ禍においても感染防止対策を行った上で継続して福祉サービスの提供ができるよう、事業所を支援していく。</p>
<p>②コロナ禍であっても、ショートステイやデイサービス、居宅ヘルパー等の職員が福祉現場で子供たちを受け入れ、支えてくれている。こうした福祉サービス事業の継続支援をすること。</p>	<p>コロナ禍においても感染防止策を行ったうえで継続して福祉サービス事業の提供ができるよう、事業者に対し衛生用品の購入費や、陽性者が発生した場合でも事業継続できるよう人員確保のための経費等の支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設の新型コロナ対策支援事業 16,270千円
<p>③本人や家族が感染した場合に、家族内で隔離しないといけない場合や、家族の感染により本人の介護ができなくなった際の受け入れ態勢の整備をすること。また本人が感染し、入院治療が必要になった場合、家族の付き添い・待機を可能とするなど、柔軟な対応をすること。</p>	<p>家族が感染して肢体不自由児・者本人の介護をできない場合は、県が市町村や関係事業者の協力を得て必要なサービスや支援を行うことを令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス入院患者家族支援事業 7,000千円 <p>肢体不自由児・者本人が感染して入院治療する場合の家族の付き添いや待機については、既に御理解いただいている病院もあり、今後も入院先となる病院に積極的に検討いただくよう要請していく。</p>
<p>(4) 重度心身障がい児者の医療的ケアなどの充実、重症心身障がい児者の生活の質の向上</p> <p>①重度心身障がい児者の多くが医療的ケアを必要としているが、人工呼吸器マスク式の装置対応、時間ごとの経管栄養、吸入、吸引、機械回路とカニューレの接続等々、家族の負担が大きい。年齢を重ねてくると医療的ケア行為、見守りの頻度が増し、夜間対応も必要である。コロナ禍で家族負担が増す中、柔軟で幅広い支援体制が必要であり、診療報酬では対応できない部分について、福祉制度として、訪問看護支援体制の充実強化を市町村へ働きかけをすること。</p>	<p>日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者の在宅生活を支援するため、受入事業所に対し看護職員を配置する経費等を引き続き補助するとともに、ショートステイをより利用しやすくするため、令和3年度当初予算案において、新たに診療所における宿泊受入を進めるための加算制度の創設を検討している。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする方々への支援体制の充実強化を市町村へ働きかけていくとともに、研修の実施などを通して、引き続き福祉人材の育成に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者受入環境整備事業 12,083千円 ・医療型ショートステイ総合支援事業 25,719千円 ・障がい児者事業所職員等研修事業 345千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②重度心身障がい児者は、福祉的支援と医療的支援の両面でのサポートが必要となるため、看護・介護職員の増員が必要であり、そのための体制整備をすること。</p>	<p>福祉分野における人材確保を図るため、県内の看護学生を対象にした医療的ケア児等への支援に関する講義や事業所と連携した職場見学会の開催によって理解啓発を促すなど、引き続き職場の魅力や仕事のやりがいのPRに努めていく。</p> <p>また、看護・介護職員の増員のため、喀痰吸引研修の実施などを通じて、引き続き福祉人材の育成に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等に係る人材確保事業 338千円 ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業 1,731千円
<p>【鳥取県漁業協同組合関係】</p> <p>水産業界を取り巻く環境は、水産資源の減少、担い手の減少や高齢化、消費者の魚離れ、輸入水産物の増大による市場への影響、それに伴う魚価の長期低迷化など、年々厳しい状況が増している。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大での影響もある。また、沖合底引き漁業とベニズワイガニ漁業においては、日韓水産資源の調整の困難、燃油価格の変動、漁業機器や資材等の価格高騰で、漁業者の負担は増加し、漁業経営を圧迫している。その中でも、国・県の支援を受けて、新規就業者の確保育成、新船建造、沖底船の操業期間や漁獲制限での資源管理、沿岸漁業の磯根資源の回復など、資源管理に取り組む自助努力を行っている。また、拠点市場での水産物の集約販売や集出荷体制の整備、直接販売、ハサップ対応の高鮮度市場、加工場、直売所等の整備、自営事業として新規規定置網の導入、朝市直販を実施するなど、県内の水産物を有効に効率的に生産・販売することで、安定供給・魚価向上を図っている。これらを今後とも推進するため、次の支援を求める。</p> <p>①栽培漁業地域支援対策事業（放流用種苗支援事業、持続可能な栽培漁業推進事業、美保湾ヒラメ試験放流サポート、藻場造成調査、キジハタ栽培漁業支実用化支援調査、岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査支援、鳥取県水産多面機能発揮対策事業、栽培漁業研究事業）を継続・充実すること。また、サザエの価格下落対策、養殖漁業研究事業（マジ・ムラサキウニ畜養の技術指導、付加価値向上技術の実証指導や未利用海藻の増養殖技術などの開発・調査の推進）に新規に取り組むこと。</p>	<p>事業の継続について令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗支援事業 12,247千円 ・沿岸漁業研究事業 5,462千円 ・栽培漁業研究事業 7,308千円 ・イワガキ岩盤清掃実証事業 1,334千円 ・養殖漁業研究事業 10,838千円 ・鳥取県水産多面機能発揮対策事業 899千円
<p>②災害対策事業（有害生物駆除支援初動対策事業、漁具破損被害抑制事業）を継続すること。</p>	<p>サメ対策など漁場環境保全対策の継続を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境保全事業 2,380千円 （有害生物駆除支援初動対応事業 900千円、漁具破損被害抑制事業 500千円）

要望項目	左に対する対応方針等
③沖合漁船支援事業（沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業：もうかる漁業実証操業支援事業、沖合底引き網漁船代船建造推進事業・漁船リース経費補助事業）を継続すること。	事業の継続について令和3年度当初予算案で検討している。なお、もうかる漁業実証操業支援事業については、支援を希望する漁業者があれば予算措置に向けて検討する。 ・沖合漁船支援事業 13,634千円
④県産魚の消費拡大対策事業（県産魚ブランド発信事業、県産魚出荷技術改良試験）を継続すること。	県産魚の消費拡大対策の継続について令和3年度当初予算案で検討している。なお、県産魚出荷技術改良試験は事業目的を達成したため令和2年度で終了し、令和3年度から新たにファインバブルを用いた水産物品質保持試験を実施する。 ・県産魚ブランド発信事業 1,350千円 ・ファインバブルを用いた水産物品質保持試験 976千円
⑤漁場環境整備事業（フロンティア漁場整備事業）を継続すること。	漁場環境整備事業の継続について令和3年度当初予算案で検討している。 ・フロンティア漁場整備事業負担金 37,420千円
⑥漁村の活性化事業（浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト・魚食普及活動強化推進事業）を継続すること。	漁村の活性化に資する事業の継続について令和3年度当初予算案で検討している。 ・浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト 2,644千円 （魚食普及活動強化推進事業 2,260千円）
⑦がんばる漁業者支援事業（省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換）を継続すること。	沿岸漁業者等が行う省エネ等経営改善に資する漁船用機器の購入等に必要な経費に対する継続支援を令和3年度当初予算案で検討している。 ・がんばる漁業者支援事業 7,374千円
⑧漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業、漁業経営開始円滑化事業）を継続・充実すること。	漁業就業者確保対策事業の継続について令和3年度当初予算案で検討している。 ・漁業研修事業 80,018千円 ・漁業経営開始円滑化事業 34,165千円
⑨漁港・漁港施設整備事業（砂の堆積調査・研究・試験の実施、海岸浸食の重点的な対策、海岸漂着ごみ等処理事業、港内の静穏調査）を継続すること。	砂の堆積が課題となっている酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港及び皆生漁港においては、漁港管理者である鳥取市及び米子市が補助事業等で浚渫を行っていく。引き続き堆積状況を確認しながら、各漁港管理者と対策を検討する。 海岸侵食対策については、引き続き侵食状況を観測しながらサンドリサイクル実施について検討する。 海岸漂着ごみ等の処理については、県及び市町村において状況に応じて対応する。 港内の静穏度については、鳥取港等において港内静穏度を高めるための事業を進めていく。
⑩漁業共済（日韓漁業対策費、漁業共済掛金軽減事業）を継続すること。	日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い水揚げの減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成を令和3年度当初予算案で検討している。 ・日韓漁業対策費 7,200千円
【境港水産振興協会関係】 境港お魚ガイド活動支援事業費補助金を継続すること。	専門ガイドによる境漁港見学ツアー及び各種魚食普及活動等への継続支援を令和3年度当初予算案で検討している。 ・境港市場お魚PR事業 3,438千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県小学校体育連盟関係】</p> <p>鳥取県小学校運動記録会開催事業を継続すること。</p>	<p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえて、毎年助成を行っており、引き続き支援を行う。</p> <p>・学校関係体育大会推進費 35,475千円（総額）</p>
<p>【鳥取県中学校体育連盟関係】</p> <p>①第47回鳥取県中学校総合体育大会各種競技運営費補助金は例年並みに予算措置すること。</p>	
<p>②令和3年度中国ブロック中学校選手権大会は、バドミントン、ソフトテニス、柔道、卓球の4競技の県内開催が決定し、諸準備を進めている。運営費補助金を予算措置すること。</p> <p>③全国大会・中国ブロック大会は、全国大会は、夏季大会は関東ブロック、駅伝は滋賀県、スキー・スケートは長野県でそれぞれ開催される。中国大会は中国5県で開催され、中学スキーの開催は広島県となる。それぞれの大会に選手派遣する一助として、選手派遣費補助金を予算措置すること。</p>	
<p>【鳥取県高等学校体育連盟関係】</p> <p>①鳥取県高等学校総合体育大会は、5月29日～31日の3日間、県下全域で37種目、約6,000名の高校生参加のもとで開催する予定であり、連盟の自己財源だけでは乏しく、開催費補助金を予算措置すること。</p> <p>②中国ブロック高等学校選手権大会は、中国5県で持ち回り開催し、本県は卓球、ソフトテニス、サッカー、ラグビー、フットボール、ボート、テニス、ボクシング、ヨット、フェンシングの9競技を開催するため、開催費補助金を予算措置すること。</p> <p>③全国高等学校総合体育大会は、7月24日より北信越を中心に開催される夏季大会、全国定時制通信制大会5種目、冬季大会4競技が予定されており、選手・引率者・本部役員の派遣費用として、補助金を予算措置すること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県商工会連合会関係】</p> <p>①小規模事業者等経営支援交付金を、継続・拡充すること。</p> <p>②創業・事業継承・生産性向上対策の交付金を継続すること。</p> <p>③販路開拓・需要創出対策の交付金を継続・拡充すること。</p> <p>④新型コロナに伴う事業継続・雇用維持対策として、専門家と連携した事業計画策定支援、相談窓口の体制の強化を図るため、新たな交付金事業を創設すること。</p> <p>⑤中小企業診断士養成コース派遣の交付金を継続すること。</p>	<p>鳥取県商工会連合会関連の要望5項目については、いずれも小規模事業者等経営支援交付金で支援する。</p> <p>・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所） 873,137千円</p>
<p>【鳥取県信用保証協会関係】</p> <p>信用保証料負担軽減補助金を継続すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、1月臨時補正予算において無利子・無保証料融資（新型コロナ対策資金）の融資限度額と融資枠を拡充したほか、令和3年度当初予算案において制度の延長を検討しており、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を引き続き行っていく。</p> <p>・信用保証料負担軽減補助金 1,048,052千円</p> <p>・新型コロナ克服特別金融支援事業 476,427千円</p>
<p>【生活と健康を守る会関係】</p> <p>①県営西品治団地の階段や通路が年々建付けが悪くなっているため、修繕すること。</p> <p>②生活支援のため、定額給付金の追加支給を国に要望すること。</p> <p>③家庭のインターネットなどの情報機器整備を支援すること。</p> <p>④熱中症対策や生活環境の改善のため、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活保護世帯を対象に、エアコン購入・設置費用を助成すること。</p> <p>⑤生活保護基準の引き上げと夏季加算の創設を国に求めること。</p> <p>⑥生活保護の開始時の自家用車の所有を認めること。</p>	<p>県営住宅西品治団地は、鳥取市に管理を委託しており修繕が必要な場合は、管理人を通じ市に連絡いただければ、市が確認し修繕等を行っている。ご要望いただいた階段、通路の修繕については市も連絡を受けていないとのことだったので、改めて団地管理人に確認し、必要な修繕等の対応を行う。</p> <p>再度、特別定額給付金が支給されるかどうかについて、国における検討状況を注視していきたい。</p> <p>生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に生活困窮世帯への追加給付等を行うことは考えていない。</p> <p>生活保護世帯については、国の生活保護基準において、熱中症予防が特に必要な高齢者世帯等へのエアコン設置が認められている。</p> <p>また、個別世帯への助成については、まずは市町村において検討されるべきものであるが、現時点で支援が必要との意見は聞いていないことから、県としては、助成制度の創設は考えていない。</p> <p>近年の猛暑による光熱水費の増加等、夏季において特別の需要が生じていると考えられるため、夏季における加算制度の創設について今年度も国に要望を行った。</p> <p>生活保護事務は国の法定受託事務であり、日常生活の利便性の向上を目的とする自動車の保有は、原則としてその保有を認められていないが、保有する自動車の処分価格が小さく、かつ6か月以内に就労により確実に自立が見込まれる場合は、自動車の処分指導を保留することが認められている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦生活保護の担当職員は、社会福祉士を基本とすること。	福祉事務所の担当職員の資格については、社会福祉法に規定されており、社会福祉士を基本とするとはされていない。
⑧生活保護変更決定通知書の「変更理由」の記載は、「基準改定等」ではわかりにくいので、生活扶助などの変更前と変更後の金額などを具体的に記載すること。	生活保護事務は国の法定受託事務であり、決定通知の様式は国から示されている。改定の案内や説明を必要に応じて行っており、内容がわかりにくい場合の問合せには窓口等で対応している。
⑨生活保護受給者が病院でなくなった場合の身体ケア（エンジェルケア）を、生活保護の扶助費の中から支給できるようにすること。	生活保護事務は国の法定受託事務であり、死後の清拭は、生活保護の支給対象とされていない。
⑩一人暮らしの生活保護受給者が、自宅で倒れた際に出た血液や汚物を処理・清掃する費用は、感染防止のため専門職に依頼しても生活保護で費用支援が受けられるようにすること。	住宅維持費の考え方は、家屋本体又は家屋の従属物の修理、補修その他維持に要する経費で、住居としての機能を維持するのに不可欠な費用のことであり、これには当たらないとする福祉事務所の判断にあたり国に照会したところ、本事例については、実施機関の判断は妥当とのことであった。
⑪ホームレス状態の方が生活保護の申請を希望する場合、住居としての民間アパートが見つかるまでの数日間の居場所として、緊急的に県が住宅を提供すること。	生活保護制度では、福祉事務所による住宅の確保は義務ではないが、実態に応じて救護施設等に繋いでいるところである。
⑫厚労省のHPでは、「生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と記載されている。鳥取県のHPにも記載すること。	厚生労働省が昨年12月にホームページに掲載したことを受け、県のホームページで厚生労働省のホームページを案内することとした。
⑬障害認定がないと補聴器購入費支援が受けられない。聞こえづらいのに障害認定が受けられない方への補聴器購入費補助制度を創設すること。	総合支援法で補装具費として補聴器購入助成を受けられるのは、現在、身体障害者手帳交付の高度・重度難聴者となっており、必要な方には助成が行われている。また、公費の助成制度対象外である中等度以下難聴者の方についても、2018年度から補聴器の購入費用について、今まで対象とならなかった医療費控除の対象となるなど対応が進んできている。そのため、県として独自に補聴器助成制度を創設することについては考えていない。
【民主商工会鳥取県連合会関係】 ①新型コロナで飲食店などお客が減少している。鳥取県として、第2弾の応援金を給付すること。	新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業者に対し、新たに10万円の応援金を支給する制度を設けたところである。 ・【1月臨時補正】新型コロナ克服緊急応援事業 500,000千円
②消費税の5%への減税と、2019年度分・2020年度分の消費税の支払い猶予・猶予の延長、あるいは減免を求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げ及び納税免除を求めることは考えていない。 なお、納税が困難な者への猶予については、新型コロナ感染症の影響による徴収猶予の特例の猶予期間終了後においても、納税者の実情に応じて既存の猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③インボイス制度は、令和3年10月に事業者登録がはじまるが、登録しないと事実上取引から排除されることになり、新型コロナ禍、事業者にとって大きな痛手となる。インボイス制度登録の凍結・実施延期を求めること。</p>	<p>複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の廃止を求めることは考えていない。 なお、影響は広範囲にわたることから、導入において事業者の混乱を招かないよう、令和5年10月1日の導入までの経過措置期間内に丁寧な周知を行うよう、知事会等を通じて国に要望している。</p>
<p>④国保の傷病手当は、被用者だけでなく、事業主も対象とすること。国保料のコロナの減免制度が、前年無収入だった人は対象にならない。現在収入が少ない人も対象とすること。</p>	<p>傷病手当金は、被用者保険制度とのバランスを考慮し、被用者を対象として創設されたものである。その対象範囲の拡大については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県が事業主を傷病手当金の対象とすることは考えていない。 また、新型コロナウイルス感染症による保険料減免に係る対象範囲の拡大については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県独自の負担による対象範囲の拡大は考えていない。</p>
<p>⑤緊急事態宣言下での「休業協力金」は、税理士の診断証明がないと手続きできないと聞く。今後鳥取県も「緊急事態宣言」や「予防的措置」の対象となり、「休業協力金」支給の対象となる可能性もあるため、税理士証明などの手続きの簡素化や、あるいは持続化給付金の時のように申請サポート窓口を鳥取県として実施すること。</p>	<p>現段階において、本県では、県内事業者に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく施設の使用制限等を行っておらず、協力金を支給する予定はない。</p>
<p>⑥家族従事者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法56条の廃止を求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>【鳥取の保育を考える会】</p> <p>①新型コロナウイルスの感染拡大の中で、きわめて高い緊張感にさらされ、感染予防対策を行いながら保育を行ってきた保育所・学童保育所等の職員に対し、特別手当を支給すること。</p>	<p>保育所や放課後児童クラブ等の児童福祉施設は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきていることから、慰労金（特別手当）の対象に児童福祉施設職員を含めるよう、令和2年11月5日に全国知事会において国に要請したところである。慰労金（特別手当）は全国一律に対応すべきものであると考えており、引き続き、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②保育関係職員・保育教諭・学童保育等の賃金を専門職にふさわしく引き上げるために、県独自の補助事業を創設すること。</p>	<p>保育士・保育教諭の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員について約9%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置を行っている。なお、保育士のさらなる処遇改善を執行するよう、令和2年11月に国へ要望を行った。</p> <p>また、放課後児童クラブ支援員（正式：放課後児童支援員）については、国の運営費補助単価が年々引き上げられているほか、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する経費について補助されており、単県でも「児童の遊びを指導する者の資格を有する者への処遇改善」に対する補助の嵩上げなどの予算措置を行っていることから、更なる拡充は考えていない。</p>
<p>③一人の保育士が受け持つ4・5歳児の配置基準1：30を、72年前の配置基準ではなく、1：20の配置基準に早急に改善すること。（1：25だと1：30からの改善で0.8人分にしかない。）</p>	<p>保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」の中に、30：1から25：1への改善が盛り込まれている。4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。なお、4・5歳児の保育士配置改善をはじめとする保育士の配置基準の更なる改善を執行するよう、令和2年11月に国へ要望を行った。</p>
<p>④安心して保育ができるよう保育・学童保育関係職員に対して、PCR検査体制を整え、優先的に検査すること。またワクチン開発がすすみ、予防接種が受けられるようになったときは、優先的に接種できるようにすること。</p>	<p>本県におけるPCR検査の実施については、本県の現状や感染レベルの低い地域であることを鑑みて、無症状者に対する悉皆検査ではなく、陽性者が発生した場合に直ちに幅広く検査を行うことが妥当であると考えており、症状があり疑われる方はもちろん、陽性者が出た場合には、関係ある希望者には幅広く実施するなど柔軟に対応することとしている。</p> <p>ワクチン接種に関しては、国の主導のもと市町村において実施される予定であり、国からは一定の接種順位（医療従事者、高齢者及び基礎疾患を有する者が上位）を決めて接種することなどが示されているが、それらの部分的な情報を除いて具体的な見通しについてはまだ示されていないことから、引き続き国の動向を注視していきたい。</p> <p>なお、高齢者施設、保育施設での新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）発生を受け、高齢者施設・障がい者施設・保育施設等の社会福祉施設について、施設が自主的に行う職員のPCR検査費用の支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【1月臨時補正】社会福祉施設等における新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金） 30,000千円 ・社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業 50,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤現在1カ所で行われている、放課後児童支援員認定資格研修を複数箇所で行うこと。</p>	<p>放課後支援員認定資格研修については、制度創設当初、多数の受講者が見込まれたため、年3回（3場所）実施していたが、近年は受講者が減少したため、平成30年度から費用対効果の面を考え、年1回開催としている。令和3年度以降の開催場所・時期等については、市町村からの要望も踏まえて年2回（2場所）実施できるよう令和3年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>・放課後児童クラブ設置促進事業 12,734千円</p>
<p>【新日本婦人の会鳥取県本部関係】</p> <p>①保育士・学童保育指導員が不足しており、県が処遇改善をすること。現在県が実施している処遇改善策は県が1/2支援で、市町村によっては実施しないことがあるので、県が全額負担するなど、県の負担比率を上げること。</p>	<p>放課後児童クラブ支援員（正式：放課後児童支援員）については、国の運営費補助単価が年々引き上げられているほか、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する経費について補助されている。また、単県でも「児童の遊びを指導する者の資格を有する者への処遇改善」に対する補助の嵩上げなどの予算措置を行っており、補助率の嵩上げなど更なる拡充は考えていない。</p>
<p>②保育所の保育士配置基準は、4・5歳児を、現在の30：1から20：1に改善できるよう支援すること。</p>	<p>保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」の中に、30：1から25：1への改善が盛り込まれている。4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。なお、4・5歳児の保育士配置改善をはじめとする保育士の配置基準の更なる改善を実行するよう、令和2年11月に国へ要望を行った。</p>
<p>③学童保育の過密状態を解消すること。「障がい児加算があるときは運営が楽だが、障がい児が退所すると運営が苦しくなる」との声がある。学童保育への支援単価を引きあげること。</p>	<p>放課後児童クラブの施設整備については、クラブの分割も含め各地域の需要に応じた整備が行えるよう「鳥取県子ども・子育て支援整備交付金」により支援をしている。運営費に対しては国の補助単価が年々引き上げられているほか、単県でも長期休暇中の開所に対する補助の嵩上げなどの予算処置を行っており、更なる拡充は考えていない。</p>
<p>④鳥取県が国に先行して30人以下学級に踏み出すこと。</p>	<p>本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。県としては、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善について、これまで国に対して要望してきたところであり、令和3年度の国の予算折衝において、義務標準法を改正し、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなった。今後も少人数学級の成果や課題とともに効果的な活用方法の検討等を行いながら、より一層の成果が上がるよう取り組んでいく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤学校給食の地産地消をさらにすすめること。県産小麦「だいせん小麦」の使用が広がっているが、生産が需要に追いついていないと聞く。生産者への補助金などを増やし、学校給食のパンは安心の県産小麦を使用すること。</p>	<p>市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、学校給食の地産地消の推進については、県は、鳥取県産食材を活用するよう働きかけている。現在、パンにおける小麦の使用状況は、県産小麦が約39%、国産小麦が約5%、輸入小麦が約56%となっているが、さらに県産小麦の使用率が上がるよう働きかけていく。</p> <p>・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業） 150千円</p>
<p>⑥高校生へのタブレット使用が、来年から高校1年生からスタートするが、家庭負担が5万円6万円と高額である。全員に無償貸与すること。</p>	<p>タブレットを含む学習端末は教材の一つであり、また、校内に限らず家庭学習でも利用するものであることから利用者が負担すべきものとする。</p> <p>なお、低所得世帯等に対しては、国庫補助の活用等により端末及び周辺機器の無償貸与を行う。</p> <p>・【1月臨時補正】ICT環境整備事業 94,850千円</p>
<p>⑦スクールカウンセラーが、現在複数校を巡回しているが、常時居られるよう増員すること。</p>	<p>スクールカウンセラーが全ての学校で常時勤務している体制を整えるためには、県内の学校数と同数のスクールカウンセラーの人材確保が必要となり、県内の有資格者等の状況から困難であるとする。</p>
<p>⑧競争をあおる、全国学力テストや、全県学力テストは中止すること。</p>	<p>学力向上に向けては、データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立することが必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求めることは考えていない。</p> <p>とっとり学力・学習状況調査は、個人の「学力レベル」を判断するものであり、前年の学力調査の自分の結果と比べることによって、1年間の学習の積み重ねを「学力の伸び」をとして見ることができる。</p> <p>また、質問紙調査によって、児童生徒一人一人に応じた指導・支援を充実させることができ、中止は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨コロナ禍で、最も苦境に陥っているひとり親家庭の声を聞き、支援を強めること。県独自の家賃補助や定額支給など何らかの手立てをとること。</p>	<p>生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、土曜日や電話で気軽に相談できる窓口を設置し、支援が必要なひとり親の市町村等の支援機関への橋渡しを行うほか、地域に出向いての出張相談会の開催や福祉事務所等の窓口へ同行し申請手続きを支援する事業について、令和3年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭寄り添い支援事業 3, 200千円 <p>民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づきひとり親世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネット支援事業 12, 234千円 <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により子育て負担の増加や収入の減少などが生じているひとり親家庭に対する支援として、児童扶養手当受給世帯等を対象に、ひとり親世帯臨時特別給付金を8月と12月に支給したところである。</p>
<p>⑩後期高齢者医療制度の窓口負担2割への引き上げは中止を求め、高すぎる国保料・介護保険料の引き下げをすること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう検討されているものであり、国に対して見直しの中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、保険料は給付と負担能力に応じ、その都度、公平に設定するものであり、保険料の軽減について、県として既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担による引き下げは考えていない。</p>
<p>⑪県内の道路の「止まれ」や横断歩道、中央分離帯線など、消えかかっているところが多い。鳥取市に問い合わせたところ、管轄は鳥取県警で、鳥取市から何度言っても線を引き直してくれないと言われる。安全のためにも、点検し、予算を増やして、補修すること。</p>	<p>県内道路の一時停止や横断歩道などの消えかかっている箇所の道路標示は、これまでも必要性に応じて補修を行っているが、引き続き、予算の範囲内で計画的に道路標示の点検、補修を実施する。</p>